



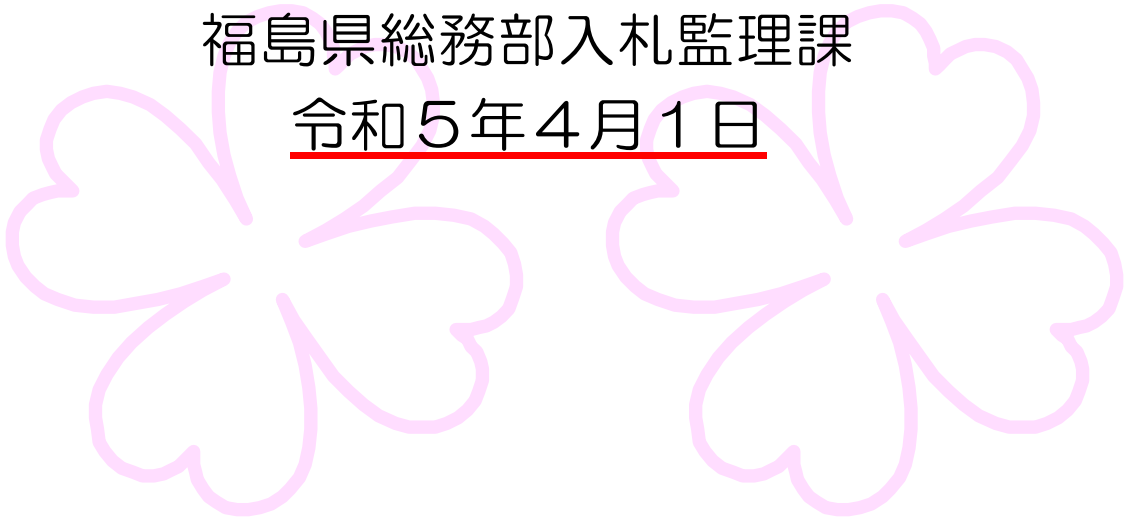
福島県の公共工事に係る 総合評価方式参加の手引

注 1) 本手引は、令和5年4月1日以降に入札公告するものに適用します。

注 2) 総合評価方式は条件付一般競争入札における方式ですので、「福島県の公共工事に係る条件付一般競争入札参加の手引」と併せてご覧ください。

福島県総務部入札監理課

令和5年4月1日



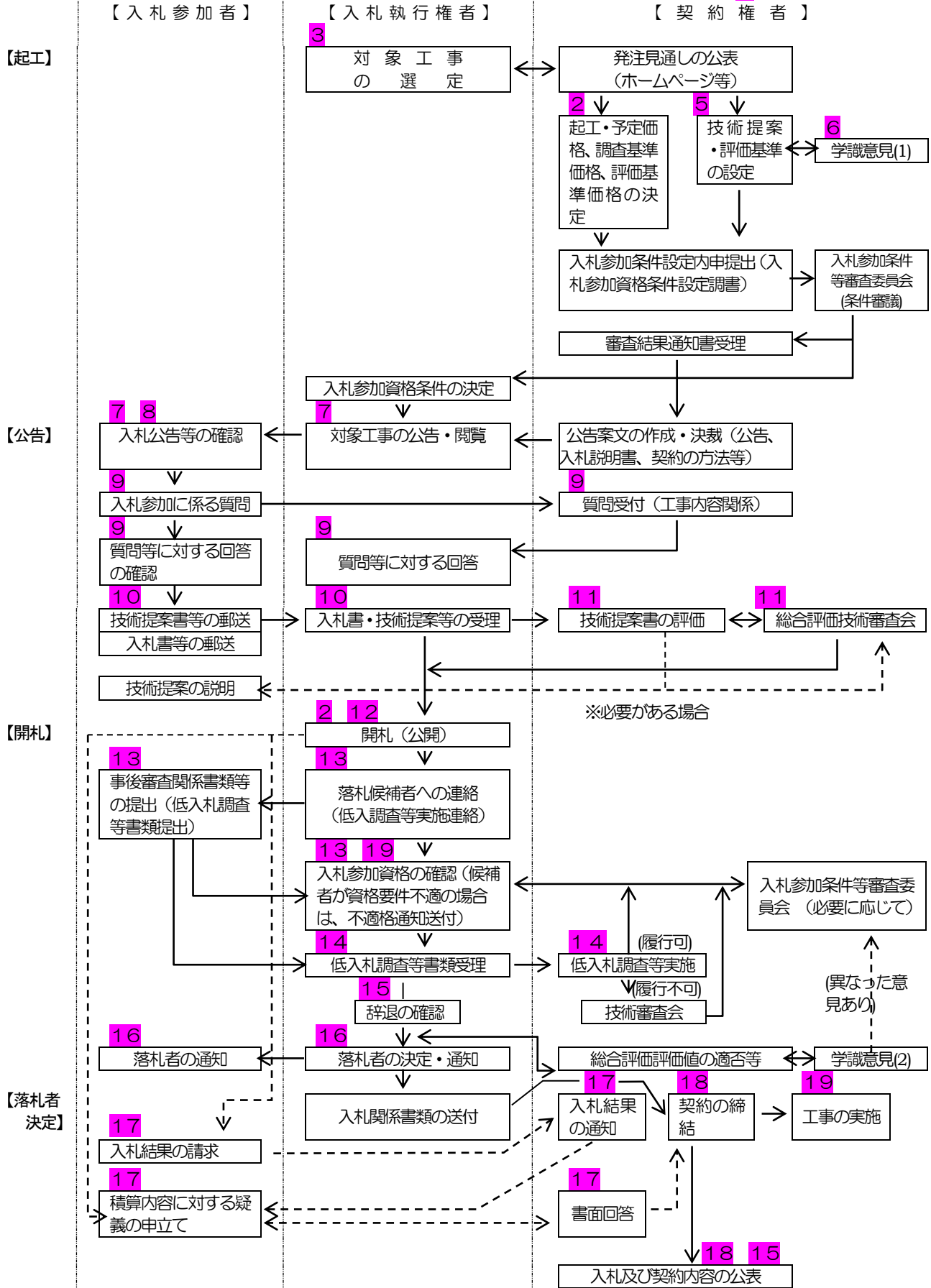
目 次

1	総合評価方式とは	1
2	落札者の決定方法（総合評価の方法）	1
3	対象工事	2
4	総合評価方式の種類	2
5	価格以外の評価項目と配点	5
6	学識経験者からの意見聴取	8
7	公告	7
8	入札参加の様式	7
9	見積期間、入札参加に係る質問・回答	8
10	技術提案書の提出	9
11	技術提案書の審査	9
12	入札の執行（開札）	10
13	落札候補者への連絡（第1順位の落札候補者のみ）、書類の確認	16
14	低入札価格調査及び施工体制事前提出方式の聴き取り調査	16
15	調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件	18
16	落札者の決定	18
17	積算内容に対する疑義の申立てについて	18
18	契約の締結、技術提案の評価結果・入札結果の公表	19
19	工事の実施	19
20	理由の請求・回答	20
	総合評価点評価基準（例）	21
	総合評価方式 様式関係記載留意事項	52
	基本データ、様式第1・6・7・8・11号の記載例	82
	企業の工事成績の評価対象期間の考え方	91
	総合評価方式の確認資料（提出）早見表	92
	本店・準本店・支店等の評価項目について	93

※手引き本文の改訂箇所→ 赤の下線部（令和5年4月改訂）

総合評価方式 入札・契約手続きフロー

○：関連する項番号



工事 総合評価方式の令和5年4月改正点 (令和5年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用)

1 国・県・市町村の実績評価の見直しについて 【工事関係】

(1) 国・県・市町村の実績評価の見直し

「災害時の出勤実績又は災害応援協定締結」、「除雪・維持補修業務」の評価について、頻発、激甚化する災害時の緊急対応など、県管理施設の安全・安心を支える地元企業の役割が重要となっていることから、県管理施設の実績をより重視した評価に改正する。

災害時の出勤実績 又は 災害応援協定締結		改正後（令和5年4月以降）		現行（令和5年3月まで）	
		標準型、簡易型	左記以外	標準型、簡易型	左記以外
上位	災害時出勤実績かつ 災害応援協定締結	<u>3.5点</u>	<u>1.75点</u>	3.0点	1.50点
		3.0点	1.50点		
中位	災害時の出勤実績	<u>3.0点</u>	<u>1.50点</u>	2.5点	1.25点
		2.5点	1.25点		
下位	災害応援協定締結	<u>2.0点</u>	<u>1.00点</u>	1.5点	0.75点
		1.5点	0.75点		

除雪・維持補修業務 の実績		改正後（令和5年4月以降）		現行（令和5年3月まで）	
		標準型、簡易型	左記以外	標準型、簡易型	左記以外
上位	①5年度連続する除 雪と維持補修の実績	<u>3.5点</u>	<u>1.75点</u>	3.0点	1.50点
	②過去5年度以内に 福島県道路除雪表彰	3.0点	1.50点		
下位	過去3年以内に1件 以上の実績	<u>2.0点</u>	<u>1.00点</u>	1.5点	0.75点

※改正後 上段：県管理施設の実績の場合の加算点

下段：国、市町村管理施設の実績の場合の加算点

2 評価項目の見直しについて 【工事関係】

(1) 週休2日確保工事の評価対象の見直し

週休2日確保工事の実績について、現行では発注種別を問わず週休2日の実績を評価していますが、入札参加者の公平性確保の観点から発注工事と同一の発注種別の実績を評価対象とする。

改正後（令和5年4月以降）	現行（令和5年3月まで）
標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型	標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型
過去1年以内に発注工事と同一の発注種別の週休2日確保工事の実績がある企業	過去1年以内に発注種別にかかわらず、週休2日確保工事の実績がある企業
0.25点	0.25点

【具体例】

現行：発注種別が建築工事の場合でも一般土木工事における実績も加点対象。

改正後：発注種別が建築工事の場合、建築工事における実績のみが加点対象。

(2) 同一市町村の工事实績の評価対象の見直し

同一市町村の工事实績について、現行では発注種別を問わず同一市町村の実績を評価していますが、入札参加者の公平性確保の観点から発注工事と同一の発注種別の実績を評価対象とする。

なお、一般土木工事及び舗装工事については、双方の実績を評価対象とする。

改正後（令和5年4月以降）		現行（令和5年3月まで）	
標準型、簡易型	特別簡易型、地域密着型	標準型、簡易型	特別簡易型、地域密着型
一般土木工事又は舗装工事の場合		一般土木工事又は舗装工事の場合	
過去3年以内に同一市町村内において、公共工事の実績がある場合（ <u>一般土木工事又は舗装工事の実績に限る</u> ）		過去3年以内に同一市町村内において、公共工事の実績がある場合	
（上位点） 3件以上		（上位点） 3件以上	
2.5点	1.0点	2.5点	1.0点
（下位点） 2件		（下位点） 2件	
1.5点	0.5点	1.5点	0.5点
上記以外の発注種別の場合		上記以外の発注種別の場合	
過去10年以内に同一市町村内において、公共工事の実績がある場合（ <u>同一発注種別の実績に限る</u> ）		過去10年以内に同一市町村内において、公共工事の実績がある場合	
2.5点	1.0点	2.5点	1.0点

(3) 若手・女性技術者の評価対象の拡大

若手・女性技術者の入職及び現場での更なる活用を促進するため、若手・女性技術者を現場代理人に配置する場合も評価対象とする。

改正後（令和5年4月以降）	現行（令和5年3月まで）
標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型	標準型、簡易型、特別簡易型、地域密着型
配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）に若手・女性技術者を配置予定の場合	配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）に若手・女性技術者を配置予定の場合
0.50点	0.50点
現場代理人に若手・女性技術者を配置予定の場合	—
0.25点	—

(4) 新分野進出の評価対象の見直し

新分野進出の実績について、現行では福島県建設業新分野進出企業認定事業による認定（以下「認定」という。）を受けていない企業も評価しているが、認定登録を促進するため、令和6年度より認定を受けている企業のみを評価する。

令和5年度は経過措置期間とし、令和4年度同様に認定を受けていない企業も評価対象とするが下記要件を追加する。

- ・新分野事業に係る年間売上額が100万円以上であること。

4 適用年月日【総合評価方式の改正】

令和5年4月1日以降に入札公告する案件から適用する。

1 総合評価方式とは

総合評価方式とは、入札参加者に技術提案を求め、技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する調達方式です。

福島県の場合は、工事及び測量等委託業務の条件付一般競争入札のなかで実施しています。（測量等委託業務は試行。）

一般競争入札（WTO）において実施することもあります。

調達方式	概要
一般競争入札（WTO*）	工事（業務）の概要、入札参加資格などをあらかじめ公告し、一定の資格要件を満たした者により入札を行う。
（価格競争）	最も低い価格で入札した者を落札者とする。（※低入札価格調査制度対象）
総合評価方式	入札価格に加え、企業や技術者の技術力等を評価し、技術力等と価格の両面から最も優れた者を落札者とする。（※低入札価格調査制度対象）
条件付一般競争入札	有資格業者名簿の格付け等級・評点（工事のみ）、配置技術者の要件、同種、類似工事（業務）の実績、同規模工事（業務）の実績、地域要件などの条件を付して公告し、郵便入札により入札を行い、開札後、事後審査により資格を確認。
（価格競争）	最も低い価格で入札した者を落札者とする。（※最低制限価格制度対象）
総合評価方式	入札価格に加え、企業や技術者の技術力等を評価し、技術力等と価格の両面から最も優れた者を落札者とする。（※低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式対象）

※ 政府機関等による製品の調達に内国民待遇の原則（他の締約国の製品及び供給者に与える待遇を自国の製品及び供給者に与える待遇と差別しないこと）、及び無差別待遇の原則（他の締約国の製品及び供給者であって締約国の製品を提供するものに与える待遇をそれ以外の締約国の製品及び供給者に与える待遇と区別しないこと）が適用される『政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)』の対象。工事は22億8千万円以上、測量等委託業務は2億2千万円以上。

2 落札者の決定方法（総合評価の方法）

総合評価の方法は、次のとおりです。

- ① 標準点（100点）に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「評価点」とする。

$$\text{評価点} = \text{標準点（100点）} + \text{評価項目ごとの加算点}$$



- ② 「評価点」を当該入札者の「評価値算出価格」で除した値を「評価値」とする。（「評価値」は計算で求められた値そのものとし、四捨五入や切捨て等による有効桁数の設定をしない。）

$$\text{評価値} = (\text{評価点} \div \text{評価値算出価格}) \times 10,000,000$$

注：評価値を算出する式で（×10,000,000）は評価値を見やすくするため。





③ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、技術提案が発注提示案を満たしている入札者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とする。（「評価値」が同じ者が2名以上あった場合はクジにより決定。）

なお、総合評価方式では最低制限価格を設けず、低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式^{※1}により落札者を決定します。

※1 施工体制事前提出方式の適用は工事のみ。測量等委託業務の総合評価方式はすべて低入札価格調査制度適用。

入札価格が、評価基準価格^{※2}を下回る入札参加者の評価値算出価格は評価基準価格とし、入札価格が評価基準価格以上の入札参加者の評価値算出価格は入札価格とします。

入札価格 ≥ 評価基準価格の場合、評価値算出価格 = 入札価格
 入札価格 < 評価基準価格の場合、評価値算出価格 = 評価基準価格

※2 評価基準価格（事後公表）は、予定価格算出の基礎となった積算を基に工事執行権者が設定。

評価値計算例

	A 社	B 社	C 社
加算点	8	5	4
評価点（標準点＋加算点）	108	105	104
入札額	87,000 千円	90,000 千円	80,000 千円
評価基準価格	85,000 千円		
評価値算出価格	87,000 千円	90,000 千円	85,000 千円
評価値（評価点／評価値算出価格）	12.4137	11.6666	12.2352
評価順位	1 位	3 位	2 位

注：評価値は有効桁数を設けませんが、便宜上、表示は小数点4位までとします。

3 対象工事

総合評価方式の対象工事は、一般競争入札又は条件付一般競争入札で行う工事の中から選定します。（本書では、条件付一般競争入札での手続きを示します。）

4 総合評価方式の類型

（1）類型

① 標準型

技術的工夫の余地が大きい工事において、簡易型の評価項目に加えて品質確保・向上、環境への影響の軽減等の施工上の提案による評価と入札価格とを総合的に評価する。

② 簡易型

技術的工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画や同種

・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価する。

③ 特別簡易型

技術的工夫の余地が小さい一般的な工事において、同種・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価する。

④ 地域密着型

技術的工夫の余地が小さい比較的小規模な一般的な工事において、同種・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するもので、地域貢献の評価に重点を置いたもの。

⑤ 復興型

復興・再生事業等に係る工事において、品質の確保等に支障がないと判断される場合に、特別簡易型と同一の評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価する。

⑥ 復旧型

災害査定を受けて発注する復旧工事で、工事実績と地域貢献の評価及び入札価格を総合的に評価する。

(2) 適用区分

設計金額により下記の区分で実施します。

入札方式	金額	適用区分		
一般競争入札 (WTO)	22億8千万円以上	○標準型 ^(注1) (22億8千万円～)		
条件付 一般競争入札	～22億8千万円未 満 5億円以上	①標準型		
	～5億円未 満 1億円以上	②簡易型	⑤復興型 (5千万円以上5億円未 満の工事で適用 可)	⑥復旧型 (3千万円 以上5億円 未満の工 事で適用可)
	～1億円未 満 3千万円以上	③特別簡易型		
	250万円超	③特別簡易型 (3千万円未 満) 工事内容や難 易度に応じて 適用	④地域密着型 (3千万円未 満の一般土木工 事、舗装工事、 建築工事、電気 設備工事及び 暖冷房衛生設 備工事で原則 適用)	⑥復旧型 (3千万円 未満) 価格競争 又は復旧型

注1 一般競争入札(WTO)で行う工事への適用及び評価基準の設定については工事毎に判断する。

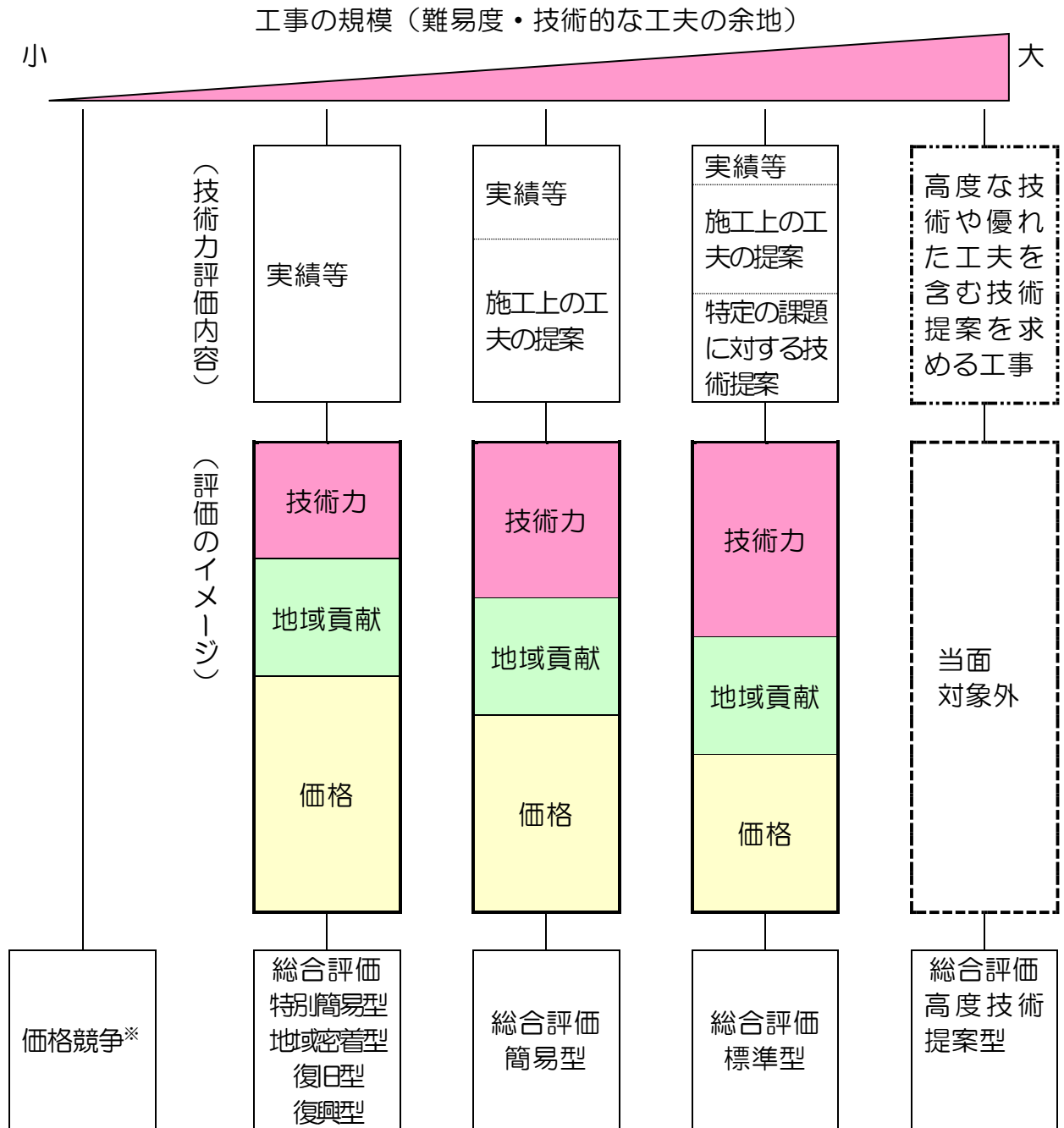
注2 農林水産部、土木部以外の部局での適用は、3千万円以上の工事について

は、上記の区分により実施する。

注3 1億円未満の工事においても、施工計画の適切性を評価すべき工事については、簡易型を適用する場合がある。同様に、5億円未満の工事においても、技術提案を求めるべき工事については、標準型を適用する場合がある。

注4 工事の内容を勘案し、学識経験者からの意見聴取（6 学識経験者からの意見聴取（7頁））での了承を得た上で、1億円以上の工事においても特別簡易型を、5億円以上の工事においても簡易型を適用する場合がある。

(3) 工事 総合評価方式の概念図



※ 特殊な工法や難易度の高い工事等施工者の技術力が必要とされる場合は「同種・類似工事の実績」を入札参加条件とする。

5 価格以外の評価項目と配点

※復旧型及び復興型は、特別簡易型と同じ配点

評価項目	配点				備考
	標準型	簡易型	特別簡易型	地域密着型	
企業の技術力	4.5(5.0)	4.5(5.0)	4.0	4.0	
施工能力					同種類似工事の実績
過去5年以内の実績			2.0	2.0	※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事が対象
過去5年より前で10年以内の実績	1.0	1.0	1.5	1.5	
過去10年より前で15年以内の実績※	1.0※	1.0※	0.5	0.5	
工事成績 ※標準型、簡易型：同種類似工事の成績、特別簡易型：同一発注種別工事の直近の成績					
85点以上	1.0	1.0	1.5	1.5	全類型：過去5年以内の実績
80点以上 85点未満	0.75	0.75	1.25	1.25	
75点以上 80点未満	0.5	0.5	1.0	1.0	
優良工事(過去10年度以内の実績)	1.0	1.0	—	—	該当部門の表彰実績
品質管理	0.5	0.5	—	—	ISO9001 認証取得
技術者確保数(技能士の活用(技能士職種ごと))	0.5	0.5	—	—	配置可能技術者、
週休2日確保工事	0.25	0.25	0.25	0.25	1年以内の実施証明書
ICT活用工事 ※一般土木工事と舗装工事のみ対象	0.25	0.25	—	—	1年以内の実施証明書
建設キャリアアップシステム	0.25	0.25	0.25	0.25	登録及び当該現場で運用
ふくしまME資格保有 ※一般土木工事と舗装工事のみ対象	0.25	0.25	—	—	認定
配置予定技術者の技術力	3.5	3.5	1.0	1.0	
資格保有(継続教育)	0.5	0.5	—	—	指定した資格保有
施工能力					同種類似工事の実績
過去10年以内の実績	1.0	1.0	0.5	0.5	※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事が対象
過去10年より前で15年以内の実績※	1.0※	1.0※	0.5※	0.5※	
工事成績(過去5年以内の実績)	1.0	1.0	0.5	0.5	同種類似工事の成績
優良工事	1.0	1.0	—	—	該当部門の表彰実績
企業の地域社会に対する貢献度	22.0(23.0)	22.0(23.0)	10.5(11.0)	12.25(12.75)	()内は一般土木工事又は舗装工事の場合
障がい者雇用	0.5	0.5	—	—	法定雇用達成等
安全管理	0.5	0.5	—	—	安全管理表彰受賞
環境配慮	0.5	0.5	—	—	ISO14001 認証取得
県内業者活用	1.5	1.5	—	—	下請、資材の活用
働く女性応援	0.5	0.5	—	—	認証取得
仕事と生活の調和	0.5	0.5	—	—	認証取得
新分野進出	0.5	0.5	—	—	H13.4.1以降進出
健康経営優良事業所	0.5	0.5	—	—	認定
若手・女性技術者の配置	配置予定技術者	0.5	0.5	0.5	配置予定技術者又は現場代理人としての配置
	現場代理人	0.25	0.25	0.25	
同一市町村内工事実績					
一般土木工事又は舗装工事	過去3年以内に3件以上	2.5	2.5	1.0	1.0
	過去3年以内に2件	1.5	1.5	0.5	0.5
その他の発注種別	過去10年以内に1件	2.5	2.5	1.0	1.0

入札参加者の所在地					地域要件毎の評価基準設定			
評価対象区域内で工事箇所と同一市町村	本店	5.0	本店	5.0	本店	6.0	※本店は、準本店を含む。 本店と準本店を分けて評価 支店等々を評価する場合は、建設業法の許可から3年を経過していること	
	準本店	4.0	準本店	4.0	準本店	5.0		
	支店等	3.0	支店等	3.0	支店等	3.0		
評価対象区域内で工事箇所と同一土木管内	本店	3.0	本店	3.0	本店	3.0		
	準本店	2.0	準本店	2.0	準本店	2.5		
	支店等	1.5	支店等	1.5	支店等	1.5		
上記以外の評価対象区域内	本店	2.0	本店	2.0	本店	—		
	準本店	1.0	準本店	1.0	準本店	—		
	支店等	0.5	支店等	0.5	支店等	—		
ボランティア活動(過去3年間以上継続した実績)		2.0		2.0		0.5		1.25
消防団加入(1名以上)								
上位点		1.0		1.0		0.5		0.5
下位点		0.5		0.5		0.25	0.25	
※ 選 択 項 目	①災害時出動実績又は災害応援協定締結							
	災害時出動実績かつ災害応援協定締結	<u>3.5</u>	<u>3.5</u>	<u>1.75</u>	<u>1.75</u>			
		3.0	3.0	1.50	1.50			
	災害時出動実績	<u>3.0</u>	<u>3.0</u>	<u>1.50</u>	<u>1.50</u>			
		2.5	2.5	1.25	1.25			
	災害応援協定締結	<u>2.0</u>	<u>2.0</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>			
		1.5	1.5	0.75	0.75			
	②新卒・離職者の雇用実績 ★							
	2名以上の実績	2.5	2.5	1.25	1.25			
	1名以上の実績	1.5	1.5	0.75	0.75			
	③雇用の維持・確保 ★							
	1名以上増加	2.5	2.5	1.25	1.25			
同数	1.5	1.5	0.75	0.75				
④除雪・維持補修業務の実績 ※一般土木工事と舗装工事のみ対象								
直前5年度間連続した除雪と維持補修業務の両方の実績又は5年度以内に福島県道路除雪表彰事業の感謝状	<u>3.5</u>	<u>3.5</u>	<u>1.75</u>	<u>1.75</u>				
	3.0	3.0	1.50	1.50				
過去3年以内に除雪又は維持補修の実績	<u>2.0</u>	<u>2.0</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>				
	1.5	1.5	0.75	0.75				
小計		<u>30.00</u> <u>(31.50)</u>		<u>30.00</u> <u>(31.50)</u>		<u>15.50</u> <u>(16.00)</u>	<u>17.25</u> <u>(17.75)</u>	
施工計画適切性		10.0		10.0		—	—	
技術提案		20/40		—		—	—	
品質確保等の確実性		7.0		7.0		7.0	7.0	
加算点合計		<u>67.0</u> / <u>87.0</u> <u>(68.5)</u> / <u>88.5</u>		<u>47.0</u> <u>(48.5)</u>		<u>22.50</u> <u>(23.00)</u>	<u>24.25</u> <u>(24.75)</u>	
							()内は一般土木工事又は舗装工事の場合	

【注意事項】

① 「工事成績」の評価は、特別簡易型及び復興型の企業の技術力の「工事成績」は、評価対象を当該発注案件と同一発注種別の工事での、直近(最新)の工事成績評定としていますので、ご注意ください。

加算対象は、過去5年以内(ただし、開札日が属する月の3月前の末日まで)の間で最新の工事成績評定が対象となります。

(例) 開札日が令和5年9月24日である場合

対象外←	← この期間の直近(最新)の工事成績評定が評価対象	→
平成30年 9月23日	平成30年 9月24日	令和5年 6月末日

簡易型と標準型の企業の技術力の「工事成績」、全類型の配置予定技術者の技術力の「工事成績」の評価は、評価対象を当該発注案件の同種・類似工事での、過去5年以内の工事成績評定(つまり、同種・類似工事での過去5年以内での最高点を技術提案できる。)としていますので、ご注意ください。

- ② 「企業の地域社会に対する貢献度」のうち、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取り組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出勤実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪、維持補修業務の履行実績(一般土木工事、舗装工事に限る。)」については、地域要件によって評価方法が異なりますので注意してください。

なお、支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって、開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取り組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出勤実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪、維持補修業務の履行実績(一般土木工事、舗装工事に限る。)」については、県外に本店を有する企業は評価の対象となりません。

また、土木事務所管内とは、例えば県北建設事務所管内であれば「県北建設事務所管内(保原土木事務所、二本松土木事務所管内を除く。）」、「保原土木事務所」、「二本松土木事務所」の3区分をいいます。(詳しくは総合評価方式 様式関係記載留意事項をご覧ください。)

- ③ 標準型では、技術提案を求める特定の課題(テーマ)として、技術提案項目を設定します。技術提案項目は、1項目(20点)又は2項目(2項目の場合は各項目10点)を基本として設定しますが、工事規模や重要度等を勘案し特に必要があると思われる場合は、各項目20点で2項目設定します。

技術提案の評価(採点)は数値方式、判定方式、順位方式のいずれかで行います。

数値方式・・・性能等を数値で提案する技術提案内容の場合に、提案された数値によって加点する方式。あらかじめ数値に応じた配点を設定し加点する絶対評価と、最高の数値に満点を、最低限の要求を満たす数値に0点を付与し、その他の数値には数値に応じて按分した点数を付与する相対評価がある。

判定方式・・・性能等を数値で提案する技術提案内容ではない場合(=定性的な技術提案内容の場合)、あらかじめ提案の優れている程度の段階に応じた配点を設定し加点する方式。絶対評価。

順位方式・・・性能等を数値で提案する技術提案内容ではない場合(=定性的な技術提案内容の場合)、最も優れた提案に満点を、不可を除く最低の提案に0点を付与し、その他は提案の優れている順序に応じて按分した点数を付与する方式。相対評価。

- ④ 開札後、入札額が調査基準価格(事後公表)以上であった入札参加者につい

て、品質確保等の確実性として7点を付与します。

6 学識経験者からの意見聴取

総合評価方式により入札を実施する場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、落札者決定基準を定めるときに、あらかじめ学識経験を有する者2名以上の意見を聴取することとしています。

7 公告

公告手続きについては、公告文をホームページ等に掲載します。入札公告、評価基準、入札説明書に入札するために必要な項目を記載します。

8 入札参加の様式

入札参加に必要な様式については、県のホームページ^{※1} ^{※2}からダウンロードできます。また、発注機関の窓口に備え付けて（入札説明書に添付）います。

福島県条件付一般競争入札実施要領に関する様式

様式第2号「競争入札設計図書等に関する質問書」

福島県総合評価方式実施要領に関する様式

様式第1号「技術提案書」

様式第6号「企業の技術力（実績・経験等）」（簡易型・標準型）

様式第7号「配置予定技術者の技術力（実績・経験等）」（簡易型・標準型）

様式第8号「企業の地域社会に対する貢献度」（簡易型・標準型）

様式第9号（その1）「技術審査書（工事の工程表）」（簡易型・標準型）

様式第9号（その2）「技術審査書（各種管理計画、環境配慮、施工上の工夫）」（簡易型・標準型）

様式第10号「〇〇に関する技術提案」（標準型）

様式第11号-1「企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）」（特別簡易型・復旧型・復興型）

様式第11号-2「企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）」（地域密着型）

上記の他、低入札価格調査制度^{※1} ^{※2}又は施工体制事前提出方式^{※3}に関する様式についても同様です。

※1 工事等入札関係様式のページ

※2 総合評価方式（工事）のページ

※3 施工体制事前提出方式のページ

9 見積期間、入札参加に係る質問・回答

見積期間については、通常の場合、条件付一般競争入札の場合は、公告した日から起算して郵便局差出期限日まで17日以上を原則としています。総合評価方式の場合は技術提案書等の作成、また、施工体制事前提出方式を適用する工事の場合は工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）及び下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号）等の作成に要する期間を考慮した日数を加えて設定しています。

入札参加に関する質問は、様式第 2 号「競争入札設計図書等に関する質問書」により、公告に記載のあて先に提出してください。

回答はできるだけ速やかに、様式第 3 号「競争入札設計図書等に関する回答書」により質問内容と併せてホームページの入札公告に追加（入札公告と同じ場所に掲示）します。また、閲覧場所においても閲覧できるようにします。

なお、他の入札参加者が質問した内容とそれに対する回答に、重要な内容が含まれている場合がありますので、自らは質問を行っていない場合でも、入札書等の提出（郵送又は電子入札システムによる提出）する前に必ず、設計図書の質問に対する回答の有無及びその内容について、ホームページ又は閲覧場所を確認してください。

10 技術提案書の提出

郵便入札の際に、入札書、見積内訳総括表^{※1}及び見積内訳書と一緒に提出する書類は以下のとおりですが、技術提案書は入札書、見積内訳総括表^{※1}及び見積内訳書と異なり、中封筒に入れず、中封筒と一緒に外封筒に入れて送付してください。

中封筒に技術提案書を入れてしまうと入札書が無効となりますので、注意してください。

なお、電子入札の場合、押印は不要です。

この、郵便入札の場合に“外封筒に入れて送付する書類”は、電子入札の場合は、入札書の送信（電子入札システムでの入力）の前に電子入札システムで行う入札参加申請の際に、添付ファイルとして電子入札システムで送信してください。ただし、標準型の場合、技術提案書様式第 9 号（その 1～2）及び様式第 10 号は電子入札システムの技術資料提出機能により送信してください。（詳細については「電子入札操作概要マニュアル（操作編）」を確認願います。）

※1 低入札価格調査制度適用工事の場合・・・見積内訳総括表

施工体制事前提出方式適用工事の場合・・・工事費内訳書、下請工種内訳書及び工事費内訳書を記録した CD-R

郵便入札の場合に“外封筒に入れて送付する書類”		
類 型	名 称	様式番号
特別簡易型、復旧型、復興型	技術提案書 企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）	様式第 1 号 様式第 11 号-1
地域密着型	技術提案書 企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）	様式第 1 号 様式第 11 号-2
簡易型	技術提案書 企業の技術力（実績・経験等） 配置予定技術者の技術力（実績・経験等） 企業の地域社会に対する貢献度	様式第 1 号 様式第 6 号 様式第 7 号 様式第 8 号

	技術審査書	様式第 9 号(その1~2)
標準型	技術提案書 企業の技術力（実績・経験等） 配置予定技術者の技術力（実績・経験等） 企業の地域社会に対する貢献度 技術提案に基づく技術審査書又は発注提示案に基づく技術審査書 「〇〇に関する技術提案」（標準型の技術提案で様式を定める場合）	様式第 1 号 様式第 6 号 様式第 7 号 様式第 8 号 様式第 9 号(その1~2) 様式第 10 号

なお、提出された技術提案書等については、次のように取り扱っています。

- ア 差し替え、再提出は認めません。
- イ 作成にかかる費用は、入札参加者の負担とします。
- ウ 技術提案書等の返却は行わず、虚偽の記載があった場合など、一部の例外を除いて公表や他の用途には使用しません。

(参考) 電子入札システムでの提出の場合、PDF 形式へ変換し提出することも可能です。

PDF 形式へ変換することで、技術提案書等の内容を再確認できるとともに記載漏れ等の防止にもつながります。

PDF 形式へ変換する際は、解像度に注意してください。

1 1 技術提案書の審査

技術提案書の審査に当たっては、原則として、提出された各様式のみに基づいて入札参加者の評価を行います。

なお、様式第 6、7、8、11 号については、自己採点（excel 様式で自動計算）により点数が自動表示されますが、基本データ（総合評価の種類、発注種別、地域要件等）の選択に誤りがあると判断される場合は、発注者が正しい選択で加算点を修正します。また、工事実績等に入力の誤りがある場合は、下記のとおりとします。

- ① 過大評価した場合は、発注者が正しい加算点に修正する。
例：工事概要等については、とりあえず記載あれば加算点が自動表示されますが、内容が評価基準に該当しない場合は、減点します。
- ② 過小評価した場合は、加算点の修正はしない。

1 2 入札の執行（開札）※郵便入札の場合

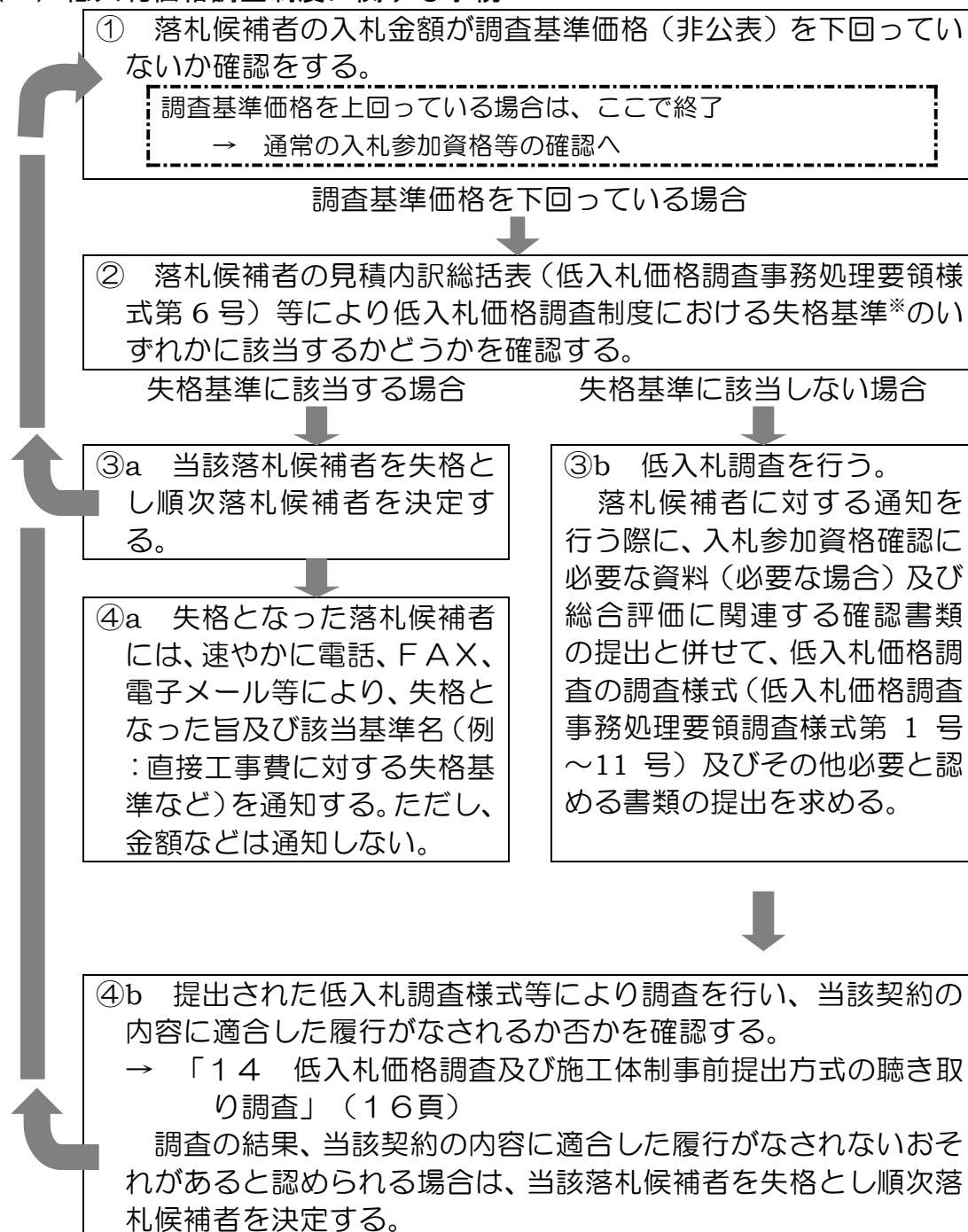
開札では、各入札者の入札額が調査基準価格（事後公表）未満であるかどうかを確認し、調査基準価格未満の入札があった場合には、その入札者名と調査基準価格未満の入札であることをその場で発表します。

同時に、「総合評価方式入札結果」（様式第 4 号）に各入札者の入札額、評価値算出価格を記入し、評価値及び順位を決定します。

さらに、評価値の高い順に 2 番目までの入札者を落札候補者として入札者名及び入札金額をその場で発表します。

その後、当該工事が低入札価格調査制度の適用工事の場合は次の（１）、当該工事が施工体制事前提出方式の適用工事の場合は次の（２）の手続を行います。（工事の総合評価方式は必ず、低入札価格調査制度か施工体制事前提出方式のいずれかが適用となります。）

（１）低入札価格調査制度に関する手続



なお、低入札調査への対応ができない、または調査基準価格を下回って落札者となった場合の契約の条件（15 調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件（17頁）参照。）に対応できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができます。（落札者決定前の辞退は、入札参加資格制限の対象とはなりません。）

当該落札候補者が辞退した場合は、順次落札候補者を決定します。

※ 低入札価格調査制度における失格基準

下記に示す失格基準のいずれかに該当する場合は失格とする。（WTO 案件については、ア～ウ（失格基準 1～3）を適用。）

ア 直接工事費に対する失格基準（失格基準 1）

- 入札額（税込）が5千万円以下の場合

直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額 × 0.95
(千円未満切り捨て)

- 入札額（税込）が5千万円超の場合

直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額 × 0.9
(千円未満切り捨て)

イ 共通仮設費に対する失格基準（失格基準 2）

共通仮設費 < 設計額における共通仮設費相当額 × 0.9
(千円未満切り捨て)

ウ 現場管理費に対する失格基準（失格基準 3）

- 入札額（税込）が5千万円以下の場合

現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額 × 0.9
(千円未満切り捨て)

- 入札額（税込）が5千万円超から5億円以下の場合

現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額 × 0.85
(千円未満切り捨て)

- 入札額（税込）が5億円超の場合

現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額 × 0.8
(千円未満切り捨て)

エ 一般管理費に対する失格基準（失格基準 4）

一般管理費 < 設計額における一般管理費相当額 × 0.5
(千円未満切り捨て)

(2) 施工体制事前提出方式に関する手続

① 落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回っているか否かを確認する。

下回っていない場合

下回っている場合②bへ

②a 落札候補者の工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）、下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号）及び工事費内訳書を記録したCD-Rにより施工体制事前提出方式における失格基準（施工体制事前調査失格基準※）の①、②、③に該当するかどうかを確認する。

施工体制事前調査失格基準①、②、③に該当しない場合は、ここで終了→ 通常の入札参加資格等の確認へ

失格基準①、②、③のいずれかに該当する場合

③a 当該落札候補者を失格とし順次落札候補者を決定する。

④a 失格となった落札候補者には、速やかに電話、FAX、電子メール等により、失格となった旨及び該当基準名（例：失格基準①現場管理費基準など）を通知する。ただし、金額などは通知しない。

②b 落札候補者の工事費内訳書（様式1号）、下請工種内訳書（様式2号）及び工事費内訳書を記録したCD-Rにより施工体制事前提出方式における失格基準（施工体制事前調査失格基準）の①、②、④、⑤に該当するかどうかの確認を行う。

施工体制事前調査失格基準①、②、④、⑤に該当しない場合は、ここで終了→ 通常の入札参加資格等の確認へ
※ 契約にあたっては、「調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件」が適用される。

失格基準①、②、④のいずれかに該当する場合

失格基準①、②、④に該当せず、失格基準⑤（直接工事費及び共通仮設費基準）に該当する場合

③b 当該落札候補者を失格とし順次落札候補者を決定する。

③c 調査を行う。
落札候補者に対する通知を行う際に、失格基準⑤に該当した工種又は共通仮設費を示した直接工事費等低価格理由書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式4号）を配布し、入札参加資格確認に必要な資料（必要な場合）及び総合評価に関連する確認書類の提出と併せて、必要事項を記載した上での提出を求める。

④b 失格となった落札候補者には、速やかに電話、FAX、電子メール等により、失格となった旨及び該当基準名（例：失格基準①現場管理費基準など）を通知する。ただし、金額などは通知しない。

④c 提出された直接工事費等低価格理由書によりその金額の根拠などについて調査を行う。（必要に応じて聴き取り調査を行う。）
→ 「14 低入札価格調査及び施工体制事前提出方式の聴き取り調査」（16頁）
調査の結果、合理的な根拠が認められない場合は当該落札候補者を失格とし順次落札候補者を決定する。

なお、調査への対応ができない、または調査基準価格を下回って落札者となった場合の契約の条件（15 調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件（17頁）参照。）に対応できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができます。（落札者決定前の辞退は、入札参加資格制限の対象とはなりません。）

当該落札候補者が辞退した場合は、順次落札候補者を決定します。

※ 施工体制事前調査失格基準

失格基準①～④のいずれかに該当する場合は失格とする。失格基準⑤に該当した場合、直接工事費等低価格理由書（様式4号）による調査（必要に応じて聴き取り調査）を行い、合理的な根拠が認められない場合は失格とする。

ア 現場管理費に対する失格基準

失格基準①

落札候補者の現場管理費相当額 < 設計額における現場管理費相当額
× (0.55 + 下請純工事費 / 全純工事費 × 0.45) (千円未満切り捨て)

イ 一般管理費に対する失格基準

失格基準②

落札候補者の一般管理費相当額 <
設計額における一般管理費相当額 × 0.5
(千円未満切り捨て)

ウ 元請下請適正化に関する基準（建築工事及び建築設備工事は適用しない。）

失格基準③

落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 <
詳細調査基準価格 / 予定価格

失格基準④

落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 < 応札率
なお、「直接工事費における想定下請応札率」は、直接工事費に計上された下請金額の合計額と、工種毎の設計額に対応した応札金額との割合から次式により算出する。

直接工事費における想定下請応札率

= 下請金額の総額 / 想定下請設計額の総額

= 下請金額の総額 / Σ (各工種の下請金額 / 当該工種における工種別
応札率)

下請金額の総額：直接工事費に計上された下請金額の総額

想定下請設計額の総額：各工種の想定下請設計額の総額

各工種の想定下請設計額：各工種の下請金額を当該工種における工種別
応札率で除した額

工種別応札率：直接工事費内の工種毎の設計額に対する、当
該工種毎の設計額に対応した応札額との割合

応札率：入札額を予定価格で除した率

エ 直接工事費及び共通仮設費に対する失格基準

失格基準⑤

- 落札候補者の各工種毎の直接工事費相当額 <
設計額における各工種毎の直接工事費相当額 × 0.85
(千円未満切り捨て)

ただし、工種毎の直接工事費相当額について、設計額において減額計上されるもの（有価物の売却金額等）については適用しない。

- 落札候補者の共通仮設費相当額 <
設計額における共通仮設費相当額 × 0.85 (千円未満切り捨て)

【注意事項】※低入札価格調査制度及び施工体制事前提出方式 共通

① スクラップ処分費について

スクラップ処分費のうち、有価物の売却金額（以下「スクラップ控除額」という。）については、県の積算基準において直接工事費から控除しています。（ただし、諸経費の算出については、控除前の直接工事費を基に算出します。）

したがって、直接工事費相当額に対する失格基準については、スクラップ控除額を除いた金額で判定しています。

なお、入札参加者の見積内訳書、見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）又は工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）において、スクラップ控除額を直接工事費以外の項目から控除した場合でも違算として扱うことはありませんが、低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式における失格基準の適用については、提出のあった見積内訳総括表又は工事費内訳書に記載された金額によりそのまま判定します。

② 一括計上価格について

県の積算基準において、一括計上価格は直接工事費の内訳に含まれる項目になっています。

したがって、直接工事費相当額に対する失格基準については、一括計上価格を含めた直接工事費の設計額で判定しています。

なお、入札参加者の見積内訳書、見積内訳総括表又は工事費内訳書において、一括計上価格を直接工事費以外の項目に計上した場合でも違算として扱うことはありませんが、低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式における失格基準の適用については、提出のあった見積内訳総括表又は工事費内訳書に記載された金額によりそのまま判定します。

③ その他

見積内訳総括表又は工事費内訳書は失格判定を行うために用いることから、県の積算基準（公表）及び下記④の表に基づき記入するものとします。ただし、これにより難しい場合は、別途、入札説明書等で示された扱いをもって失格判定を行うものとします。

また、見積内訳総括表又は工事費内訳書の記入欄において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれか1つでも記入がない場合及び見積内訳総括表の記入欄において、計算誤り（切上げ、切下げ又は四捨五入による計算の不一致等も含む）や、有価物の売却金額等をマイナス計上で別に記入した場合、入札書、見積内訳書の工事価格（入札金額）と一致しない場合は、当該入札書を無効とすることになります。

④ 各工事区分における諸経費等については、以下のとおり取り扱うものとします。

工事区分	直接工事費相当額	共通仮設費相当額	現場管理費相当額	一般管理費相当額
土木工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
建築工事				
建築設備工事				
建築機械工事				
建築電気工事				

工事区分	直接工事費相当額	共通仮設費相当額	現場管理費相当額	一般管理費相当額
施設機械設備工事	次の額を合算した額	次の額を合算した額	次の額を合算した額	一般管理費等
水道設備工事	機器費	間接（二次）労務費	工場管理費（製作）	
下水道設備工事	直接製作費	共通仮設費（据付）	現場管理費（据付）	
鋼橋上部工事	直接工事費（据付）		据付間接費（据付）	
電気通信設備工事			設計技術費	
揚排水機場設備工事			技術者間接費	
水門設備工事			機器間接費	
等				

1 3 落札候補者への連絡（第1順位の落札候補者のみ）、書類の提出

開札後速やかに電話、FAX、電子メール等により、第1位の落札候補者となった旨を連絡します。（郵便入札の場合は第1順位の落札候補者が開札に立ち会っていない場合に連絡します。）

その際、併せて、「条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書」（福島県条件付一般競争入札実施要領様式第5号）と入札参加資格確認に必要な資料（必要な場合）、及び技術提案を確認する資料（総合評価方式様式関係記載留意事項に記載されている確認のための提出書類）の提出を求めます。

また、入札参加者が複数の場合、「資本関係又は人的関係に関する確認書」の提出を求めます。

なお、提出期限は、提出を求めた日から起算して3日以内（休日を除く。）とします。ただし、応札が1者の場合や、他社が無効又は予定価格超過等により落札候補者が1者になった場合は、技術提案を確認する資料の提出は不要です。

配置予定技術者の変更は原則として認めません。配置予定の技術者を配置することが出来なくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書を提出願います。

ただし、申請のあった技術者と同点以上の技術者へ変更が可能な場合（同じ評価項目での得点とは限定しない）には変更を認めるものとし、変更後の技術者を評価するために必要な確認書類も提出願います。なお、この場合、当初申請のあった技術者の資格確認を行い、第1順位の落札候補者であることを確認したうえで、変更予定の技術者の資格確認を行い同点以上であることを確認します。

また、低入札価格調査又は施工体制事前提出方式における失格基準⑤に該当する場合は、併せて低入札調査様式（低入札価格調査事務処理要領調査様式第1号～11号）又は直接工事費等低価格理由書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式4号）等の提出を求めますが、その際に提出期限を指定しますので、その期限までに提出してください。（7日以内（休日を含める。）を標準としています。）

1 4 低入札価格調査及び施工体制事前提出方式の聴き取り調査

(1) 低入札価格調査制度における低入札価格調査

落札候補者の入札金額が調査基準価格（事後公表）を下回った場合は、当該落札候補者に低入札調査様式（低入札価格調査事務処理要領調査様式第1号～11号）の提出を求め、提出された低入札調査様式を基に、聴き取り調査等により以下のア～スの内容に関して調査を実施し、当該契約の内容に適合した履行がなさ

れるかどうかを確認します。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とします。

ア その価格により入札した理由

イ 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の詳細内訳

ウ 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況

エ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

オ 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）

カ 手持ち資材の状況

キ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係

ク 手持ち機械・設備の状況

ケ 労務者の確保や配置の内容

コ 過去に施工した公共工事名

サ 公共工事の施工成績

シ 経営状況及び信用状況（不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における工事施工金額の報告）

ス その他必要な事項

（2）施工体制事前提出方式

① 施工体制事前提出方式における施工体制等事前調査

落札候補者が、失格基準⑤に該当した場合は、当該落札候補者に、失格基準⑤に該当した工種又は共通仮設費についての直接工事費等低価格理由書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式4号）の提出を求め、提出された直接工事費等低価格理由書を基に、その金額の根拠等（その価格により入札した理由、当該工種又は共通仮設費の詳細内訳及びそれらを裏付ける根拠（手持ち資材・機材、地理的条件など））について調査（必要に応じて聴き取り調査）を行います。

調査の結果、その金額の根拠等について、合理的な根拠が認められない場合は当該落札候補者を失格とします。

② 施工体制確認調査

施工体制事前提出方式においては、契約締結後にも調査（施工体制確認調査）を行います。

当該請負者が入札時に提出した工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）及び下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号）等を基に、当該請負者が契約締結後に提出する施工体制台帳の写し（福島県元請・下請関係適正化要綱参考様式第3号の1、2）、下請契約書の写し及び下請負報告書（福島県元請・下請関係適正化要綱様式第3号）等により、以下のア～オの内容に関して調査し、適切に下請契約がなされているかどうかを確認します。

調査は、福島県施工体制事前提出方式試行要領施工体制確認調査基準によるものとし、調査基準を満たさない場合には、入札参加資格制限又は工事成績評定点の減点の対象となる場合があります。

ア 下請負人の確認

- イ 下請金額の確認
- ウ 下請工事内容の確認
- エ 下請金額総額の確認
- オ 下請負報告書等の確認

1 5 調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件

落札候補者の入札金額が調査基準価格（事後公表）を下回り落札者となった場合には、以下の内容を契約の条件とします。

ただし、落札候補者は、当該契約条件では履行できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができます。（落札者決定前の辞退は、入札参加資格制限の対象とはなりません。）

- (1) 当該工事における契約保証金は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。
- (2) 当該工事における前払金については、約款第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、請負代金額の 10 分の 2 以内の額とする。
- (3) 当該工事における監理技術者又は主任技術者については、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者 2 名を配置するものとし、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めない。）

なお、落札者が共同企業体（経常又は特定）の場合は代表構成員にのみ適用。

1 6 落札者の決定

「1 3 落札候補者への連絡（第 1 順位の落札候補者のみ）、書類の提出」（15 頁）の提出資料の確認後に落札者を決定し、落札者に直接通知します。なお、第 2 順位以下の入札参加者には、入札結果の公表をもって連絡に代えます。

落札者を決定した後に、提出された書類に記載された内容と事実と相違あることが判明した場合、虚偽記載があったものとして、発注機関が契約の解除、損害の請求及び工事成績の減点等の措置を講ずることがあります。

1 7 積算内容に対する疑義の申立について

入札等参加者は、契約締結前に積算内容に疑義があれば、その疑義を申立てることができます。

※詳細は福島県入札監理課 HP 内「制度改正等のお知らせ」の工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行要領の一部改正（平成 25 年 9 月 26 日掲載）を確認願います。

(1) 入札結果の請求（総合評価結果の請求）

入札等参加者は、疑義申立ての判断をする場合等のために、入札結果の確認を行う場合は、工事執行権者に入札等の執行日から起算して 3 日以内に入札結果の請求を行います。

(2) 入札結果の通知

工事執行権者は、(1)で入札結果を請求した入札等参加者に、入札結果を F A

X等で通知します。

(3) 疑義の申立て

(2)で通知を受けた入札等参加者は、積算内容に疑義があれば、「工事等の積算内容に対する疑義申立て書」(疑義申立要領 様式1)により、通知を受けた日から3日以内に工事執行権者に申立てます。

また、入札結果の請求を行わない入札等参加者は、積算内容に疑義があれば、同じく(疑義申立要領 様式1)により、入札等執行日から3日以内に工事執行権者に申立てます。

(4) 申立て内容の検討

工事執行権者は、申立てのあった疑義の内容について検討し、契約の可否を判断するとともに、「工事等の積算内容に対する疑義申立てへの回答書」(疑義申立要領 様式2)により、3日以内に回答します。

工事執行権者は、疑義の申立てがない場合や、検討の結果契約を締結することが適切であると判断した場合に、契約を締結します。しかし、契約することが適切でないと判断した場合は、契約を締結せず、入札事故として取り扱います。

1 8 契約の締結、技術提案の評価結果・入札結果の公表

落札者に対し落札者決定の通知(連絡)を行った後、当該落札者と契約を締結します。

契約締結後1週間以内に、技術提案の評価結果も含め、入札及び契約の過程に関する事項を公表します。

具体的には、以下の書類を発注機関のホームページに掲載及び閲覧に供するとともに、発注機関の管内の地方振興局県政情報コーナー(県北地方の場合は県庁西庁舎県政情報センター)でも閲覧に供します。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表(福島県条件付一般競争入札実施要領様式第4号)

イ 入札(見積)執行調書・入札(契約)結果書

ウ 入札公告の写し

エ 総合評価方式評価結果(様式第2号)

オ 施工計画の適切性に対する評価結果(様式第2号附表)(簡易型又は標準型の場合)

カ 総合評価方式入札結果(様式第4号)

1 9 工事の実施

(1) 技術提案書に基づく施工

工事の実施に当たっては、提出した技術提案に基づき施工計画書を作成し、施工してください。

技術提案に基づく施工ができなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定の減点等の措置を行うこととなります。技術提案に基づく施工ができなかった原因が、技術提案書等提出書類の虚偽記載に基づくものと認めるときは、入札参加資格制限等の措置の対象となる可能性があります。

(2) 低入札価格調査又は施工体制事前提出方式の聴き取り調査で当該落札者が説明

した内容の履行など

施工体制事前提出方式における施工体制確認調査（14（2）② 施工体制確認調査（16頁）参照。）のほか、工事実施中及び必要に応じ工事の完了後にも、低入札価格調査又は施工体制事前提出方式の聴き取り調査で当該落札者が説明した内容が適切に履行されたかどうかの調査を行います。

また、低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式の別にかかわらず、下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事については、必要に応じ、工事完了後に、下請状況を確認するための実地調査を元請、下請業者に対して個別に行います。

低入札価格調査又は施工体制事前提出方式の聴き取り調査で当該落札者が説明した内容の履行がなされていないことが確認された場合や、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合は、その者に対して指導を行います。

その指導に対して適切な対応がなされない場合は、工事成績評定点の減点等の措置を行うこととなり、また、入札参加資格制限等の措置の対象となる可能性があります。

20 理由の請求・回答

落札者となれなかった者等は、入札執行機関に対して理由の説明を書面により求めることができます。この場合、理由を求められた入札執行権者は、その理由を書面により質問者に回答します。

さらにその回答に対し不服がある場合には、その回答を受けた日の翌日から起算して3日以内に再苦情の申立をすることができます。

再苦情については、入札制度等監視委員会で審議されます。

再苦情の申立の手続は、福島県入札及び契約の手続等に関する再苦情処理要領の規定により行います。

あくまで例ですので、実際の公告で内容をよく確認してください。

一般土木工事又は舗装工事の場合

(別記2)

総合評価点評価基準(特別簡易型、復旧型又は復興型) (例)

特別簡易型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、特別簡易型における加算点の最高点は22.5点(発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は23点)とする。

なお、評価基準における基準日は開札日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「評価項目の評価基準を確認すること。」

様式第11号-1の「工事概要」の欄には、評価基準を満たしている(同種・類似工事や施工数量等を満たしている)事が分かるよう明確に記載願います。

●特記事項

- 1 工事番号 第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇
- 2 工事名 〇〇〇〇工事
- 3 工事箇所 伊達郡国見町大字〇〇字〇〇地内(県道〇〇〇〇線)

以下の番号(※〇)の具体的な内容は、共通事項の番号(※〇)に対応している

番号	評価基準	左記の具体的な内容	
※1	同種・類似工事	道路改良工事(2車線以上の道路に限る) 施工数量 L=200m以上	
※2	施工実績指定金額	4千万円	
※3	企業の工事成績の評価対象期間 過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)	(注)同一発注種別の工事で、評価対象期間の中で竣工検査日が最も新しい工事成績評定を評価対象とする。(同種・類似工事ではなく、同一発注種別工事であることに注意すること。)	
		同一発注種別	一般土木工事
※4	同一市町村内工事实績の対象となる市町村	国見町	
※5		地域要件	隣接3管内
※6	入札参加者の所在地等の評価対象		
	入札参加者の所在地	上位点	※4の市町村
		中位点	保原土木事務所管内
		下位点	県北建設事務所管内 (保原土木事務所管内を除く)
	消防団への継続加入状況 (加入消防団の所在地)	上位点	保原土木事務所管内
		下位点	県北建設事務所管内 (保原土木事務所管内を除く)
	ボランティア活動への 取組み、※7~※10	県北建設事務所管内	
※7	災害時の出勤実績 又は 災害時の応援協定締結	《一般土木工事、舗装工事》 ※7~※10から2項目を選択すること。	
※8	新卒・離職者の雇用実績	《上記以外の工事》	
※9	雇用の維持・確保	※7~※9から2項目を選択すること。	
※10	除雪・維持補修業務の履行実績	注) 選択した2項目のみ記載すること	
※11	橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事の評価対象技術者	-	

※「消防団への継続加入」(様式第11号)の記載における留意点

地域要件が喜多方建設事務所管内又は南会津建設事務所管内である場合で、消防団所在地が北塩原村又は南会津町である場合は、所属する分団名まで記載すること。

●共通事項

①企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去15年以内に同種・類似工事(※1)において、請負金額が指定金額以上(※2)の施工実績がある場合		
	・過去5年以内の施工実績	2.0点	
	・過去5年より前で10年以内の施工実績	1.5点	
	・過去10年より前で15年以内の施工実績	0.5点	
	上記以外	0点	／2.0
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	福島県発注の同一発注種別工事で企業の工事成績の評価対象期間(※3)における直近(最新)の工事成績評定が75点以上である場合		
	・成績評定が85点以上	1.50点	
	・成績評定が80点以上85点未満	1.25点	
	・成績評定が75点以上80点未満	1.00点	
	上記以外	0点	／1.5
週休2日確保工事	県発注工事において過去1年以内に竣工検査を受けた工事で <u>発注工事と同一の発注種別の週休2日確保工事実施証明書</u> がある場合	0.25点	
	上記以外	0点	／0.25
建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合	0.25点	
	上記以外	0点	／0.25
小計点①			／4.0

②配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事(※1)において、請負金額が指定金額以上(※2)の工事経験(監理技術者(注1)、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合 ただし、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は過去15年以内とする	0.5点	
	上記以外	0点	／0.5
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)に福島県発注の同種・類似工事(※1)において、工事成績評定が80点以上の工事経験(監理技術者(注1)、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	／0.5
小計点②			／1.0

(注1) 監理技術者には特定監理技術者としての経験を含む。

③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点	
若手・女性技術者の配置	配置予定技術者に若手・女性技術者を配置する場合 ・40歳未満の男性技術者又は全ての女性技術者	0.50点	/0.5	
	<u>現場代理人に若手・女性技術者を配置する場合</u> ・ <u>40歳未満の男性技術者又は全ての女性技術者</u>	<u>0.25点</u>		
	上記以外	0点		
同一市町村内の工事実績	(1)一般土木工事又は舗装工事の場合 過去3年以内に(※4)市町村内において、公共工事の工事実績がある場合(一般土木工事又は舗装工事の工事実績に限る)		/1.0	
	・3件以上	1.0点		
	・2件	0.5点		
	上記以外	0点		
	(2)上記以外の発注種別の場合 過去10年以内に(※4)市町村内において、公共工事の工事実績がある場合(同一発注種別の工事実績に限る)			/1.0
	・1件	1.0点		
入札参加者の所在地	入札参加業者の本店、準本店又は支店等(以下「本店等」という。)の所在地が、下記管内にある場合	(注3)	/5.0	
	・(※6上位点)の市町村(注1.2)	本店 5.0点 準本店 4.0点 支店等 3.0点		
	・(※6中位点)の管内(注1)	本店 3.0点 準本店 2.0点 支店等 1.5点		
	・(※6下位点)の管内(注1)	本店 2.0点 準本店 1.0点 支店等 0.5点		
	上記以外	0点		
	ボランティア活動への取組み状況	(※6)管内に本店等がある企業が、当該管内で過去3年間以上継続してボランティア活動の実績がある場合		0.5点
上記以外		0点		
消防団への継続加入状況	下記管内の消防団に、過去1年間以上継続加入している者を1名以上雇用している場合		/0.5	
	・(※6上位点)の管内	0.50点		
	・(※6下位点)の管内	0.25点		

	上記以外	0点	
--	------	----	--

(注1) 開札日時時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。(委任の有無は問わない。)

(注2) 工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、「入札参加者の所在地」における同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき建設事務所管内の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。

(注3) 上段は本店の配点、中段は準本店の配点、下段は準本店に該当しない支店等の配点。なお、本店・準本店・支店等については、「地域要件毎の評価対象」を参照。

評価内容	評価基準	配点	得点
(※7) 災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定 締結	(※6) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	<u>(1) 県管理施設の実績の場合</u>		
	・ <u>過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合</u>	1.75点	
	・ <u>過去3年以内に災害時出動実績がある場合</u>	1.50点	
	・ <u>災害応援協定締結がある場合</u>	1.00点	
	<u>(2) 国、市町村管理施設の実績の場合</u>		
	・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合	1.50点	
	・過去3年以内に災害時出動実績がある場合	1.25点	
・災害応援協定締結がある場合	0.75点		
	上記以外	0点	／1.75
(※8) 新卒・離職者の雇用実績	(※6) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	・過去1年以内に新卒者又は離職者を2名以上雇用(正規雇用)している		
	・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している	1.25点	
	・過去1年以内に新卒者又は離職者を1名雇用(正規雇用)している	0.75点	
	上記以外	0点	／1.25
(※9) 雇用の維持・確保	(※6) 管内に本店等がある企業が、下記に該当する場合		
	・当該管内における従業員数(正規雇用)が1年前より増えている		
	・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う	1.25点	
	・当該管内における従業員数(正規雇用)が1年前と同じ	0.75点	
	上記以外	0点	／1.25
(※10) 除雪、維持補修業務の履行実績	(※6) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	<u>(1) 県管理施設の実績の場合</u>		

(一般土木工事、 舗装工事に限る。)	・ <u>過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある</u>		
	・ <u>直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務委託と維持補修業務委託の両方の履行実績がある</u>	1.75点	
	・ <u>過去3年以内に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある場合</u>	1.00点	
	(2) <u>国、市町村管理施設の実績の場合</u>		
	・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務委託と維持補修業務委託の両方の履行実績がある	1.50点	
	・過去3年以内に国、市町村のいずれかが発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある場合	0.75点	
	上記以外	0点	／1.75
小計点③			／10.5 注1

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は 11点

●地域要件毎の評価対象

<支店等>とは

県内に本店を有する企業（県内企業）の支店・営業所であって、開札日時時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。

<準本店>とは

支店等のうち、地域要件ごとの評価対象地域において、過去3年以内に国・県・市町村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務等の履行実績があるものをいいます。

<委任なし支店等>とは

建設業法の許可を受けているが、委任していない支店・営業所(県内企業)。

●除雪・維持補修業務について

準本店の要件及び(※10)における除雪・維持補修業務の対象施設と業務内容については次のとおり。

【対象施設】

国、県、市町村が管理し、以下の①～③に該当する施設。

①不特定多数の人が利用する公共施設

(例：道路、水道施設、行政庁舎・警察庁舎、公園等)

②県民の安全・安心を確保する施設

(例：河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設等)

③その他公共の用に供する施設(例：学校、公営住宅等)

○職員公舎や資材倉庫など直接県民の安全・安心に関わらない施設は対象外とする。

【業務内容】

①除雪業務

冬期間を通じて、国、県、市町村と除雪又は融雪剤散布の契約をした者。

②維持補修業務

年間を通じて、国、県、市町村と維持補修の契約をした者又は、自然災害や水道管破裂など突発的な事象に対して緊急対応を行った者。

i) 入札参加者の所在地

上位点

(加算点が 5.0 点(本店)、4.0 点(準本店)又は 3.0 点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注 1、2)
管内	同一市町村内 (注 3)
隣接 3 管内	
県内	
全国	

(注 1) 入札参加者とは別に、委任なし支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。

(注 2) 評価する支店等は、開札日時点で建設業法の許可を受けてから 3 年を経過している支店等とする。

ただし、建設業法の許可を受け 3 年を経過している本店や支店等が企業合併により支店等になった場合はこの限りでない。

(注 3) 工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき市の企業は上位点 (同一市町村内) で評価する。

中位点

(加算点が 3.0 点(本店)、2.0 点(準本店)又は 1.5 点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注 1、2)
管内	土木事務所管内
隣接 3 管内	
県内	
全国	

下位点

(加算点が 2.0 点(本店)、1.0 点(準本店)又は 0.5 点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注 1、2)
管内	—
隣接 3 管内	建設事務所管内
県内	
全国	県内

ii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数
管内	土木事務所管内 (注4)		過去3年間以上継続して1件以上
隣接3管内	建設事務所管内		
県内			
全国	県内		

(注4) 工事箇所がいわき市の場合、建設事務所管内とする。

iii) 消防団への継続加入

上位点 (加算点が0.5点となる場合)

地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内	土木事務所管内 (注4)	過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である
隣接3管内		
県内		
全国	県内	

下位点 (加算点が0.25点となる場合)

地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内	建設事務所管内 (注5)	過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である
隣接3管内		
県内		
全国	—	

(注5) 工事箇所がいわき市の場合、該当なし。

iv) 災害時の出勤実績又は災害時の応援協定締結

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等) (注6)	災害時出勤実績 又は 災害応援協定締結	配点 (注7)		
			災害応援協定締結がある場合	過去3年以内に災害時出勤実績がある場合	過去3年以内の災害時出勤実績かつ災害応援協定締結がある場合
管内	土木事務所管内 (注4)		<u>1.0点</u> 0.75点	<u>1.5点</u> 1.25点	<u>1.75点</u> 1.5点
隣接3管内	建設事務所管内				
県内					
全国	県内				

(注6) 災害応援協定締結は、本店・準本店のみが評価対象。

(注7) 配点欄 上段：県管理施設の実績の場合

下段：国、市町村管理施設の実績の場合

v) 新卒・離職者の雇用実績
(新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる新卒・離職者の勤務地	評価対象期間	雇用人数に対する配点	
				1名	2名以上
管内	土木事務所管内(注4)		過去1年以内	0.75点	1.25点
隣接3管内	建設事務所管内				
県内					
全国	県内				

(東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象期間	雇用人数に対する配点	
			1名以上	
管内	土木事務所管内(注4)	平成23年3月11日以降の雇用実績	1.25点	
隣接3管内	建設事務所管内			
県内				
全国	県内			

vi) 雇用の維持・確保
(雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点	
				同数	増加
管内	土木事務所管内(注4)		開札日における1年前との比較	0.75点	1.25点
隣接3管内	建設事務所管内				
県内					
全国	県内				

(東日本大震災による被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	配点	
管内	土木事務所管内(注4)	1.25点	
隣接3管内	建設事務所管内		
県内			
全国	県内		

vii) 除雪・維持補修業務の履行実績

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	除雪・維持補修業務の実績	配点(注7)		
			過去3年以内に1件以上の履行実績がある場合	過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状を受けた場合	直前の5年度間連続して除雪業務委託と維持補修業務の両方の履行実績がある場合
管内	土木事務所管内(注4)				
隣接3管内	建設事務所管内		<u>1.0点</u>	<u>1.75点</u>	<u>1.75点</u>
県内			0.75点	—	1.5点
全国	県内				

④品質確保等の確実性

評価基準	配点
低入札調査基準価格以上で応札した場合	7.0点

合計点	小計①～④の合計	／ <u>22.5</u> 注1
-----	----------	---------------------

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は 23点

あくまで例ですので、実際の公告で内容をよく確認してください。

(別記2)

総合評価点評価基準(地域密着型) (例)

地域密着型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、地域密着型における加算点の最高点は24.25点(発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は24.75点)とする。

なお、評価基準における基準日は開札日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

●特記事項

- 1 工事番号 第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇号
- 2 工事名 〇〇〇〇工事
- 3 工事箇所 伊達郡国見町大字〇〇字〇〇地内(〇〇川筋)

以下の番号(※〇)の具体的な内容は、共通事項の番号(※〇)に対応している

番号	評価基準	左記の具体的な内容	
※1	同種・類似工事	河川工事	
※2	施工実績指定金額		
※3	企業の工事成績の評価対象期間 過去5年以内(ただし、開札 日の属する月の3月前の末日 まで)	(注)同一発注種別の工事で、評価対象期間の中 で竣工検査日が最も新しい工事成績評定を評価 対象とする。(同種・類似工事ではなく、同一 発注種別工事であることに注意すること。)	
		同一発注種別	一般土木工事
※4	同一市町村内工事实績の対象 となる市町村	国見町	
※5		地域要件	管内
※6	入札参加者の所在地等の評価対象		
	入札参加者の所在地	上位点	※4の市町村
		中位点	保原土木事務所管内
	消防団への継続加入状況 (加入消防団の所在地)	上位点	保原土木事務所管内
下位点		県北建設事務所管内 (保原土木事務所管内を除く)	
	ボランティア活動への取 組み、※7～※10	保原土木事務所管内	
※7	災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結	《一般土木工事、舗装工事》 ※7～※10から2項目を選択すること。	
※8	新卒・離職者の雇用実績	《建築工事》	
※9	雇用の維持・確保	※7～※	
※10	除雪、維持補修業務の履行実績	注) 選択し	
※11	橋梁、ポンプ等の工場製作を 含む工事の評価対象技術者	-	
※「消防団への継続加入」(様式第11号)の記載における留意点 地域要件が喜多方建設事務所管内又は南会津建設事務所管内である場合で、消防団所在地が北塩原村 又は南会津町である場合は、所属する分団名まで記載すること。			

地域密着型の場合、工事箇所と同一の土木事務所管内の本店・準本店のみ評価対象

● 共通事項

① 企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去15年以内に同種・類似工事(※1)の施工実績がある場合		
	・過去5年以内の施工実績	2.0点	
	・過去5年より前で10年以内の施工実績	1.5点	
	・過去10年より前で15年以内の施工実績	0.5点	
	上記以外	0点	／2.0
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	福島県発注の同一発注種別工事で企業の工事成績の評価対象期間(※3)における直近(最新)の工事成績評定が75点以上である場合		
	・成績評定が85点以上	1.50点	
	・成績評定が80点以上85点未満	1.25点	
	・成績評定が75点以上80点未満	1.00点	
	上記以外	0点	／1.5
週休2日確保工事	県発注工事において過去1年以内に竣工検査を受けた工事で発注工事と同一の発注種別の週休2日確保工事实施証明書がある場合	0.25点	
	上記以外	0点	／0.25
建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合	0.25点	
	上記以外	0点	／0.25
小計点①			／4.0

② 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事(※1)の工事経験(監理技術者(注1)、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合 ただし、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は過去15年以内とする	0.5点	
	上記以外	0点	／0.5
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)に福島県発注の同種・類似工事(※1)において、工事成績評定が80点以上の工事経験(監理技術者(注1)、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	／0.5
小計点②			／1.0

(注1) 監理技術者には特定監理技術者としての経験を含む。

③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点	
若手・女性技術者の配置	配置予定技術者に若手・女性技術者を配置する場合 ・40歳未満の男性技術者又は全ての女性技術者	0.50点	/0.5	
	<u>現場代理人に若手・女性技術者を配置する場合</u> ・ <u>40歳未満の男性技術者又は全ての女性技術者</u>	<u>0.25点</u>		
	上記以外	0点		
同一市町村内の工事実績	(1)一般土木工事又は舗装工事の場合 過去3年以内に(※4)市町村内において、 <u>公共工事の工事実績がある場合(一般土木工事又は舗装工事の工事実績に限る)</u>		/1.0	
	・3件以上	1.0点		
	・2件	0.5点		
	上記以外	0点		
	(2)建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事の場合 過去10年以内に(※4)市町村内において、 <u>公共工事の工事実績がある場合(同一発注種別の工事実績に限る)</u>			
	・1件	1.0点		
上記以外	0点			
入札参加者の所在地	入札参加業者の本店、準本店又は支店等(以下「本店等」という。)の所在地が、下記管内にある場合	(注3)	/6.0	
	・(※6上位点)の市町村(注1,2)	本店 6.0点 準本店 5.0点 支店等 3.0点		
	・(※6中位点)の管内(注1)	本店 3.0点 準本店 2.5点 支店等 1.5点		
	上記以外	0点		
	ボランティア活動への取り組み状況	(※6)管内に本店等がある企業が、当該管内で過去3年間以上継続してボランティア活動の実績がある場合		1.25点
		上記以外		0点
消防団への継続加入状況	下記管内の消防団に、過去1年間以上継続加入している者を1名以上雇用している場合		/0.5	
	・(※6上位点)の管内	0.5点		
	・(※6下位点)の管内	0.25点		
	上記以外	0点		

(注1) 開札日時時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等を有する場

合は、配点が高い方で評価。（委任の有無は問わない。）

（注2）工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、「入札参加者の所在地」における同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき建設事務所管内の企業は上位点（同一市町村内）で評価する。

（注3）上段は本店の配点、中段は準本店の配点、下段は準本店に該当しない支店等の配点。なお、本店・準本店・支店等については、「地域要件毎の評価対象」を参照。

評価内容	評価基準	配点	得点
(※7) 災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定 締結	(※6) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	<u>(1) 県管理施設の実績の場合</u>		
	・ <u>過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合</u>	1.75点	
	・ <u>過去3年以内に災害時出動実績がある場合</u>	1.50点	
	・ <u>災害応援協定締結がある場合</u>	1.00点	
	<u>(2) 国、市町村管理施設の実績の場合</u>		
	・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合	1.50点	
	・過去3年以内に災害時出動実績がある場合	1.25点	
	・災害応援協定締結がある場合	0.75点	
	上記以外	0点	／1.75
(※8) 新卒・離職者の雇用実績	(※6) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	・過去1年以内に新卒者又は離職者を2名以上雇用（正規雇用）している		
	・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用（正規雇用）している	1.25点	
	・過去1年以内に新卒者又は離職者を1名雇用（正規雇用）している	0.75点	
	上記以外	0点	／1.25
(※9) 雇用の維持・確保	(※6) 管内に本店等がある企業が、下記に該当する場合		
	・当該管内における従業員数（正規雇用）が1年前より増えている		
	・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用（正規雇用）している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う	1.25点	
	・当該管内における従業員数（正規雇用）が1年前と同じ	0.75点	
	上記以外	0点	／1.25
(※10) 除雪、維持補修業務の履行実績 （一般土木工事、舗装工事に限る。）	(※6) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	<u>(1) 県管理施設の実績の場合</u>		
	・ <u>過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けた</u>		

	<u>ことがある</u>		
	・ <u>直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務委託と維持補修業務委託の両方の履行実績がある</u>	1.75点	
	・ <u>過去3年以内に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある場合</u>	1.00点	
	<u>(2)国、市町村管理施設の実績の場合</u>		
	・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務委託と維持補修業務委託の両方の履行実績がある	1.50点	
	・過去3年以内に国、市町村のいずれかが発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある場合	0.75点	／1.75
	上記以外	0点	
小計点③			／ <u>12.25</u> 注1

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は 12.75点

●地域要件毎の評価対象

<支店等>とは

県内に本店を有する企業（県内企業）の支店・営業所であって、開札日時時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。

<準本店>とは

支店等のうち、地域要件ごとの評価対象地域において、過去3年以内に国・県・市町村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務等の履行実績があるものをいいます。

<委任なし支店等>とは

建設業法の許可を受けているが、委任していない支店・営業所（県内企業）。

●除雪・維持補修業務について

準本店の要件及び（※10）における除雪・維持補修業務の対象施設と業務内容については次のとおり。

【対象施設】

国、県、市町村が管理し、以下の①～③に該当する施設。

①不特定多数の人が利用する公共施設

（例：道路、水道施設、行政庁舎・警察庁舎、公園等）

②県民の安全・安心を確保する施設

（例：河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設等）

③その他公共の用に供する施設（例：学校、公営住宅等）

○職員公舎や資材倉庫など直接県民の安全・安心に関わらない施設は対象外とする。

【業務内容】

①除雪業務

冬期間を通じて、国、県、市町村と除雪又は融雪剤散布の契約をした者。

②維持補修業務

年間を通じて、国、県、市町村と維持補修の契約をした者又は、自然災害や水道管破裂など突発的な事象に対して緊急対応を行った者。

i) 入札参加者の所在地

上位点

(加算点が 6.0 点(本店)、5.0 点(準本店)又は 3.0 点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注 1、2)
管内	同一市町村内 (注 3)
隣接 3 管内	
県内	

(注 1) 入札参加者とは別に、委任なし支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。

(注 2) 評価する支店等は、開札日時時点で建設業法の許可を受けてから 3 年を経過している支店等とする。

ただし、建設業法の許可を受け 3 年を経過している本店や支店等が企業合併により支店等になった場合はこの限りでない。

(注 3) 工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき市の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。

中位点

(加算点が 3.0 点(本店)、2.5 点(準本店)又は 1.5 点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注 1、2)
管内	土木事務所管内
隣接 3 管内	
県内	

ii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数
管内	土木事務所管内 (注 2、4、5、6)		過去 3 年間 以上継続して 1 件以上
隣接 3 管内			
県内			

(注 4) 他土木事務所管内にある入札参加者であっても、以下の①②の両方を満たす委任なし支店等を有する場合は、評価対象とします。

①同一土木事務所管内にある。

②準本店の要件を満たす。

(注 5) 工事箇所がいわき市の場合、建設事務所管内とする。

(注 6) 本店又は準本店に該当する入札参加者を評価対象とする。

iii) 消防団への継続加入

上位点（加算点が0.5点となる場合）

地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内 隣接3管内 県内	土木事務所管内 (注5)	過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である

下位点（加算点が0.25点となる場合）

地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内 隣接3管内 県内	建設事務所管内 (注7)	過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である

(注7) 工事箇所がいわき市の場合、該当なし。

iv) 災害時の出勤実績又は災害時の応援協定締結

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等) (注8)	災害時出勤実績 又は 災害応援協定締結	配点(注9)		
			災害応援協定締結がある場合	過去3年以内に災害時出勤実績がある場合	過去3年以内の災害時出勤実績かつ災害応援協定締結がある場合
管内 隣接3管内 県内	土木事務所管内 (注4、5、6)		1.0点 0.75点	1.5点 1.25点	1.75点 1.5点

(注8) 災害応援協定締結は、本店・準本店のみが評価対象。

(注9) 配点欄 上段：県管理施設の実績の場合

下段：国、市町村管理施設の実績の場合

v) 新卒・離職者の雇用実績

(新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる新卒・離職者の勤務地	評価対象期間	雇用人数に対する配点	
				1名	2名以上
管内 隣接3管内 県内	土木事務所管内 (注4、5、6)		過去1年以内	0.75点	1.25点

(東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象期間	雇用人数に対する配点
			1名以上
管内 隣接3管内 県内	土木事務所管内 (注4、5、6)	平成23年3月11日以降の雇用実績	1.25点

vi) 雇用の維持・確保

(雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点	
				同数	増加
管内	土木事務所管内 (注4、5、6)		開札日における1年前との比較	0.75点	1.25点
隣接3管内					
県内					

(東日本大震災による被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	配点
管内	土木事務所管内 (注4、5、6)	1.25点
隣接3管内		
県内		

vii) 除雪・維持補修業務の履行実績

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	除雪・維持補修業務の実績	配点(注9)		
			過去3年以内に1件以上の履行実績がある場合	過去5年度内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状を受けた場合	直前の5年度間連続して除雪業務委託と維持補修業務の両方の履行実績がある場合
管内	土木事務所管内 (注4、5、6)		<u>1.0点</u> 0.75点	<u>1.75点</u> -	<u>1.75点</u> 1.5点
隣接3管内					
県内					

④品質確保等の確実性

評価基準	配点
低入札調査基準価格以上で応札した場合	7.0点

合計点	小計①～④の合計	／ <u>24.25</u> 注1
-----	----------	----------------------

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は 24.75点

あくまで例ですので、実際の公告で内容をよく確認してください。

(別記2)

総合評価点評価基準(簡易型) (例)

簡易型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、簡易型における加算点の最高点は4.7点(発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は4.8.5点)とする。

なお、評価基準における基準日は開札日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

●特記事項

- 1 工事番号 第〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇号
- 2 工事名 〇〇〇〇工事
- 3 工事箇所 福島市〇〇字〇〇地内(県道〇〇〇〇)

様式第6～8号の「工事概要」の欄には、評価基準を満たしている(同種・類似工事や施工数量等を満たしている)事が分かるよう明確に記載願います。

以番	共通事項の番号	左記の具体的な内容	
※1	特に注釈など記載がない場合は、同種・類似工事に設定した内容の工事での当該部門での受賞実績が加点対象になります。	道路改良工事(2車線以上の道路に限る) 施工数量 L=400m以上	
※2	施工実績指定金額	5千万円	
※3	優良工事表彰部門	農道、林業部門(農林水産部(舗装工を除く)) 又は道路部門(土木部)	
※4	技能士資格	型枠施工、鉄筋施工	
※5	技術者保有資格	1級土木施工管理技士	
※6	同一市町村内工事実績の対象となる市町村	福島市	
※7		地域要件	県内
※8	入札参加者の所在地等の評価対象		
	入札参加者の所在地	上位点	※6の市町村
		中位点	県北建設事務所管内 (保原、二本松土木事務所管内を除く)
		下位点	保原、二本松土木事務所管内
	消防団への継続加入状況(加入消防団の所在地)	上位点	県北建設事務所管内 (保原、二本松土木事務所管内を除く)
		下位点	保原、二本松土木事務所管内
	ボランティア活動への取り組み、※10～※13	県北建設事務所管内	
※9	工場製作を含む工事を一括して発注する場合は評価対象とする技術者を記載すること。 【工場製作工に配置を予定している技術者】、 【架設工(据付工)に配置を予定している技術者】、 【工場製作工又は架設工(据付工)に配置を予定している技術者】 【工場製作工及び架設工(据付工)の各々に配置を予定している技術者】		
※10			
※11			
※12	雇用の維持・確保	※10～※12から2項目を選択すること。	
※13	除雪、維持補修業務の履行実績	注) 選択した2項目のみ記載すること	
※14	橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事の評価対象技術者	-	

※15	施工計画適切性の評価項目	P.2 参照
-----	--------------	--------

※15 施工計画適切性の評価項目

当該入札案件における施工計画適切性の評価項目は、下記のとおり。

大項目	中項目
様式第9号（その1）	
1 工程計画	(1) 主要工種
	(2) 工程順序
	(3) 全体日数とその根拠
	(4) 着手時期と主要工種の施工時期
様式第9号（その2）	
1 工程管理計画	(1) 工程管理手法
	(2) 工程遅延の防止及び対応策
2 品質管理計画及び 出来形管理計画	(3) 現場の立地条件等に応じた品質管理
	(4) 主要工種の品質管理
	(5) 不可視部分の出来形管理
	(6) 社内検査
3 安全管理計画	(7) 工事の施工に係る安全管理体制
	(8) 第三者に対する安全管理
4 環境配慮	(9) 周辺住環境への対策
	(10) 周辺自然環境への対策
5 施工上の工夫 (環境配慮を除く)	(11) 主たる工種等の施工に関する工夫

中項目の設定は工事毎に異なりますので、確認のうえ様式第9号を作成するようにしてください

●様式第9号の記載留意事項

様式第9号については、入札参加者の技術力を評価する様式です。
 なお、作成にあたり、第三者（入札参加者以外のコンサル・専門業者等）からの助言を受けること自体は原則に反しないとしますが、技術提案書が他の入札参加者と酷似している等、入札参加者自らが作成していない可能性があるとして発注者が判断した場合、ヒアリングを実施しますので留意願います。

●共通事項

①企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事(※1)において、請負金額が指定金額以上(※2)の施工実績がある場合 ただし、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は過去15年以内とする	1.0点	/1.0
	上記以外	0点	
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)に福島県発注の同種・類似工事(※1)において、工事成績評定が75点以上の施工実績がある場合		/1.0
	・成績評定が85点以上	1.00点	
	・成績評定が80点以上85点未満	0.75点	
	・成績評定が75点以上80点未満	0.50点	
	上記以外	0点	
優良工事表彰 (福島県の優良工事表彰の有無について評価)	過去10年度以内に福島県発注の同種・類似工事(※1)で、指定部門(※3)の優良工事表彰の受賞実績がある場合	1.0点	/1.0
	上記以外	0点	
品質管理能力	入札参加者がISO9001の認証を取得している場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
技術者確保数 (当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数を評価) *配置可能とは開札日時時点で他の工事に配置されていない場合等をいう。(詳細は総合評価方式様式関係記載留意事項を確認のこと。)	当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数(簡易型4人、標準型9人)以上の場合	0.5点	/0.5
	当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数(簡易型4人、標準型9人)未満の場合で、当該工事に関連する技能士資格(建設関係)のうち(※4)の資格を有する者を当該工事に配置可能な場合(下請業者における技術者が技能士の資格がある場合も可)	0.5点	
	上記以外	0点	
週休2日確保工事	県発注工事において過去1年以内に竣工検査を受けた工事で発注工事と同一の発注種別の週休2日確保工事实施証明書がある場合	0.25点	/0.25
	上記以外	0点	
ICT活用工事 (一般土木工事、舗装工事に限る。)	県発注工事において過去1年以内に竣工検査を受けた工事でICT活用工事实施証明書がある場合	0.25点	/0.25
	上記以外	0点	
建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合	0.25点	/0.25
	上記以外	0点	

ふくしまME 資格保有 (一般土木工事、 舗装工事に限る。)	ふくしまME (メンテナンスエキスパート) の認定を受けた技術者が1名以上いる場合	0.25点	/0.25
	上記以外	0点	
小計点①			/4.5 注1

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は5.0点

②配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
資格の保有年数 又は 継続教育	(※5)の資格を保有して10年以上の経験がある場合	0.5点	/0.5
	上記で得点できない場合で、(※5)の資格を保有して継続教育(CPD)制度に継続参加中である場合	0.5点	
	上記以外	0点	
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事(※1)において請負金額が指定金額以上(※2)の工事経験(監理技術者 ^(注1) 、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合 ただし、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は過去15年以内とする	1.0点	/1.0
	上記以外	0点	
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)に福島県発注の同種・類似工事(※1)において、工事成績点が80点以上の工事経験(監理技術者 ^(注1) 、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合	1.0点	/1.0
	上記以外	0点	
優良工事表彰 (福島県の優良工事表彰の有無について評価)	過去に福島県発注の同種・類似工事(※1)で、指定部門(※3)において、監理技術者 ^(注1) 、主任技術者又は現場代理人として優良工事表彰の受賞経験がある場合	1.0点	/1.0
	上記以外	0点	
小計点②			/3.5

(注1) 監理技術者には特定監理技術者としての経験を含む。

③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点
障がい者雇用の実績	法定義務のある企業にあつては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用がある場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	

安全管理	過去10年以内に企業として国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において受賞実績がある場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
環境への配慮	入札参加者がISO14001の認証を取得している場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
県内業者の活用	1 県内業者にあつては、当該工事の請負金額の80%以上を県内業者（下請を含む）により施工する場合 2 県外業者にあつては、当該工事の請負金額の50%以上を県内業者（下請を含む）により施工する場合	1.5点	/1.5
	上記以外	0点	
次世代育成支援 (働く女性応援)	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
次世代育成支援 (仕事と生活の調和)	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
新分野進出	平成13年4月1日以降に建設業以外の分野へ進出し、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
健康経営優良事業所	ふくしま健康経営優良事業所に認定されている場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
若手・女性技術者の配置	配置予定技術者に若手・女性技術者を配置する場合 ・40歳未満の男性技術者又は全ての女性技術者	0.50点	/0.5
	<u>現場代理人に若手・女性技術者を配置する場合</u> ・ <u>40歳未満の男性技術者又は全ての女性技術者</u>	<u>0.25点</u>	
	上記以外	0点	
同一市町村内の工事実績	(1) 一般土木工事又は舗装工事の場合 過去3年以内に（※6）市町村内において、 <u>公共工事の工事実績がある場合（一般土木工事又は舗装工事の工事実績に限る）</u>		/2.5
	・3件以上	2.5点	
	・2件	1.5点	
	上記以外	0点	

	(2) 上記以外の発注種別の場合 過去10年以内に(※6)市町村内において、公共工事の工事实績がある場合(同一発注種別の工事实績に限る)		
	・1件	2.5点	
	上記以外	0点	／2.5
入札参加者の所在地	入札参加業者の本店、準本店又は支店等(以下「本店等」という。)の所在地が、下記管内にある場合	(注3)	
	・(※8上位点)の市町村(注1, 2)	本店 5.0点 準本店 4.0点 支店等 3.0点	
	・(※8中位点)の管内(注1)	本店 3.0点 準本店 2.0点 支店等 1.5点	
	・(※8下位点)の管内(注1)	本店 2.0点 準本店 1.0点 支店等 0.5点	
	上記以外	0点	／5.0
ボランティア活動への取組み状況	(※8)管内に本店等がある企業が、当該管内で過去3年間以上継続してボランティア活動の実績がある場合	2.0点	
	上記以外	0点	／2.0
消防団への継続加入状況	下記管内の消防団に、過去1年間以上継続加入している者を1名以上雇用している場合		
	・(※8上位点)の管内	1.0点	
	・(※8下位点)の管内	0.5点	
	上記以外	0点	／1.0

(注1) 開札日時時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。(委任の有無は問わない。)

(注2) 工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、「入札参加者の所在地」における同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき建設事務所管内の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。

(注3) 上段は本店の配点、中段は準本店の配点、下段は準本店に該当しない支店等の配点。なお、本店・準本店・支店等については、「地域要件毎の評価対象」を参照。

評価内容	評価基準	配点	得点
(※10) 災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定 締結	(※8)管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	(1) 県管理施設の実績の場合		
	・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合	3.5点	
	・過去3年以内に災害時出動実績がある場合	3.0点	
	・災害応援協定締結がある場合	2.0点	
	(2) 国、市町村管理施設の実績の場合	3.0点	

	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年以内に災害時出動実績がある場合 	2.5点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応援協定締結がある場合 	1.5点	
	上記以外	0点	／ <u>3.5</u>
(※11) 新卒者・離職者の 雇用実績	(※8) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	<ul style="list-style-type: none"> ・過去1年以内に新卒者又は離職者を2名以上雇用（正規雇用）している 	2.5点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用（正規雇用）している 	1.5点	
	上記以外	0点	／2.5
(※12) 雇用の維持・確保	(※8) 管内に本店等がある企業が、下記に該当する場合		
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該管内における従業員数（正規雇用）が1年前より増えている 	2.5点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用（正規雇用）している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う 	1.5点	
	上記以外	0点	／2.5
(※13) 除雪、維持補修業務の履行実績 （一般土木工事、舗装工事に限る。）	(※8) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	<u>(1) 県管理施設の実績の場合</u>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある</u> 	3.5点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務委託と維持補修業務委託の両方の履行実績がある</u> 	2.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>過去3年以内に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある場合</u> 		
	<u>(2) 国、市町村管理施設の実績の場合</u>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務委託と維持補修業務委託の両方の履行実績がある 	3.0点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年以内に国、市町村のいずれかが発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある場合 	1.5点	
上記以外	0点	／ <u>3.5</u>	

小計点③			／22.0 注1
------	--	--	-------------

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は 23.0 点

●地域要件毎の評価対象

<支店等>とは

県内に本店を有する企業（県内企業）の支店・営業所であって、開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。

<準本店>とは

支店等のうち、地域要件ごとの評価対象地域において、過去3年以内に国・県・市町村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務等の履行実績があるものをいいます。

<委任なし支店等>とは

建設業法の許可を受けているが、委任していない支店・営業所(県内企業)。

●除雪・維持補修業務について

準本店の要件及び(※13)における除雪・維持補修業務の対象施設と業務内容については次のとおり。

【対象施設】

国、県、市町村が管理し、以下の①～③に該当する施設。

①不特定多数の人が利用する公共施設

(例：道路、水道施設、行政庁舎・警察庁舎、公園等)

②県民の安全・安心を確保する施設

(例：河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設等)

③その他公共の用に供する施設(例：学校、公営住宅等)

○職員公舎や資材倉庫など直接県民の安全・安心に関わらない施設は対象外とする。

【業務内容】

①除雪業務

冬期間を通じて、国、県、市町村と除雪又は融雪剤散布の契約をした者。

②維持補修業務

年間を通じて、国、県、市町村と維持補修の契約をした者又は、自然災害や水道管破裂など突発的な事象に対して緊急対応を行った者。

i) 入札参加者の所在地

上位点

(加算点が5.0点(本店)、4.0点(準本店)又は3.0点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注1、2)
管内	同一市町村内 (注3)
隣接3管内	
県内	
全国	

(注1) 入札参加者とは別に、委任なし支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。
 (注2) 評価する支店等は、開札日時時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等とする。

ただし、建設業法の許可を受け3年を経過している本店や支店等が企業合併により支店等になった場合はこの限りでない。

(注3) 工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき市の企業は上位点（同一市町村内）で評価する。

中位点

(加算点が3.0点(本店)、2.0点(準本店)又は1.5点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注1、2)
管内	土木事務所管内
隣接3管内	
県内	
全国	

下位点

(加算点が2.0点(本店)、1.0点(準本店)又は0.5点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注1、2)
管内	—
隣接3管内	建設事務所管内
県内	
全国	県内

ii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数
管内	土木事務所管内 (注4)		過去3年間以上継続して1件以上
隣接3管内	建設事務所管内		
県内			
全国	県内		

(注4) 工事箇所がいわき市の場合、建設事務所管内とする。

iii) 消防団への継続加入

上位点 (加算点が1.0点となる場合)

地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内	土木事務所管内 (注4)	過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である
隣接3管内		
県内		

全 国	県 内	
-----	-----	--

下位点（加算点が0.5点となる場合）

地域要件	評価対象となる 加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管内 隣接3管内 県内 全国	建設事務所管内 (注5) —	過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である

(注5) 工事箇所がいわき市の場合、該当なし。

iv) 災害時の出勤実績又は災害時の応援協定締結

地域要件	評価対象となる 入札参加者の 所在地 (本店・準本店・支店等) (注6)	災害時出 勤実績 又は 災害応援 協定締結	配 点 (注7)		
			災害応援 協定締結 がある場 合	過去3年 以内に災 害時出勤 実績があ る場合	過去3年以内 の災害時出勤 実績かつ災害 応援協定締結 がある場合
管内 隣接3管内 県内 全国	土木事務所管内 (注4) 建設事務所管内 県内		2.0点 1.5点	3.0点 2.5点	3.5点 3.0点

(注6) 災害応援協定締結は、本店・準本店のみが評価対象。

(注7) 配点欄 上段：県管理施設の実績の場合

下段：国、市町村管理施設の実績の場合

v) 新卒・離職者の雇用実績

(新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札 参加者の所在地 (本店・準本店・支店 等)	評価の対象 となる新 卒・離職者 の勤務地	評価対象 期 間	雇用人数に対する配点	
				1名	2名以上
管内 隣接3管内 県内 全国	土木事務所管内 (注4) 建設事務所管内 県内		過去1年 以内	1.5点	2.5点

(東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の 所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象 期 間	雇用人数に対する配点
			1名以上
管内 隣接3管内 県内 全国	土木事務所管内 (注4) 建設事務所管内 県内	平成23年3月11日 以降の雇用実績	2.5点

vi) 雇用の維持・確保

(雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点	
				同数	増加
管内	土木事務所管内 (注4)		開札日における1年前との比較	1.5点	2.5点
隣接3管内	建設事務所管内				
県内					
全国	県内				

(東日本大震災に伴う被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	配点
管内	土木事務所管内 (注4)	2.5点
隣接3管内	建設事務所管内	
県内		
全国	県内	

vii) 除雪・維持補修業務の履行実績

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	除雪・維持補修業務の実績	配点 (注7)		
			過去3年以内に1件以上の履行実績がある場合	過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状を受けた場合	直前の5年度間連続して除雪業務委託と維持補修業務の両方の履行実績がある場合
管内	土木事務所管内 (注4)		<u>2.0点</u> 1.5点	<u>3.5点</u> -	<u>3.5点</u> 3.0点
隣接3管内	建設事務所管内				
県内					
全国	県内				

④ 施工計画の適切性に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工計画評価 (提出された技術審査書の内容を評価)	技術審査書の点数が93点以上の場合	10点	/10.0
	技術審査書の点数が86点以上93点未満の場合	9点	
	技術審査書の点数が79点以上86点未満の場合	8点	
	技術審査書の点数が72点以上79点未満の場合	7点	
	技術審査書の点数が65点以上72点未満の場合	6点	
	技術審査書の点数が58点以上65点未満の場合	5点	

	技術審査書の点数が 51 点以上 58 点未満の場合	4 点	
	技術審査書の点数が 44 点以上 51 点未満の場合	3 点	
	技術審査書の点数が 37 点以上 44 点未満の場合	2 点	
	技術審査書の点数が 30 点以上 37 点未満の場合	1 点	
	技術審査書の点数が 0 点以上 30 点未満の場合	0 点	
小計点④			／10.0

⑤品質確保等の確実性

評価基準	配点
低入札調査基準価格以上で応札した場合	7.0 点

合計点	小計①～⑤の合計	／ <u>47.0</u> 注 1
-----	----------	----------------------

注 1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は 48.5 点

あくまで例ですので、実際の公告で内容をよく確認してください。

(別記 3)

総合評価点評価基準(標準型) (例)

標準型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、標準型における加算点の最高点は67点(又は87点)とする。(発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は68.5点又は88.5点)

なお、評価基準における基準日は開札日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

●特記事項

- 1 工事番号 第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇号
- 2 工事名 〇〇〇〇工事
- 3 工事箇所 伊達郡国見町大字〇〇字〇〇地内(県道〇〇〇〇線)

以下の番号(※〇)の具体的な内容は、共通事項の番号(※〇)に対応している。

番号	評価基準	左記の具体的な内容	
※1	同種・類似工事	P C 橋上部工事(施工数量 L=100m 以上)	
※2	施工実績指定金額	2 億円	
※3	優良工事表彰部門	特殊構造物部門	
※4	技能士資格	とび、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工	
※5	技術者保有資格	1 級土木施工管理技士	
※6	同一市町村内工事实績の対象となる市町村	国見町	
※7		地域要件	全国
※8	入札参加者の所在地等の評価対象		
	入札参加者の所在地	上位点	※6の市町村
		中位点	保原土木事務所管内
		下位点	県内
	消防団への継続加入状況(加入消防団の所在地)	上位点	県内
		下位点	—
	ボランティア活動への取り組み、※10～※13	県内	
※9	指定枚数等	様式9号はその1、その2で各1枚(A4判片面)以内(資料添付不可)	
※10	災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結	《一般土木工事、舗装工事》 ※10～※13から2項目を選択すること。	
※11	新卒・離職者の雇用実績	《上記以外の工事》	
※12	雇用の維持・確保	※10～※12から2項目を選択すること。	
※13	除雪、維持補修業務の履行実績	注) 選択した2項目のみ記載すること	
※14	技術提案項目	具体的な評価内容	具体的な評価基準
		1 コンクリートの品質向上に関する技術提案	〇〇に関する提案、□□に関する提案、△△に関する提案、●●に関する提案

		2	施工時の現道交通対策に関する技術提案	〇〇に関する提案、□□に関する提案、△△に関する提案、●●に関する提案
※15	技術提案の指定枚数等		※14で設定された各技術提案項目につき様式10号1枚(A4判片面)以内(資料添付不可)	
※16	橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事の評価対象技術者		-	
※17	施工計画適切性の評価項目		※P2参照	

工場製作を含む工事を一括して発注する場合は評価対象とする技術者を記載すること。
【工場製作工に配置を予定している技術者】、
【架設工(据付工)に配置を予定している技術者】、
【工場製作工又は架設工(据付工)に配置を予定している技術者】
【工場製作工及び架設工(据付工)の各々に配置を予定している技術者】

●様式第9号及び様式第10号の記載留意事項

様式第9号及び様式第10号については、入札参加者の技術力を評価する様式です。
なお、作成にあたり、第三者(入札参加者以外のコンサル・専門業者等)からの助言を受けること自体は原則に反しないとしませんが、技術提案書が他の入札参加者と酷似している等、入札参加者自らが作成していない可能性があるとして発注者が判断した場合、ヒアリングを実施しますので留意願います。

●共通事項

①～④：簡易型と同じため省略(実際の公告では表示します。)

⑤技術提案(技術提案項目(※14))

評価内容	評価基準	配点	得点
コンクリートの品質向上に関する技術提案	〇〇に関する提案、□□に関する提案、△△に関する提案、●●に関する提案	・判定方式	／10
施工時の現道交通対策に関する技術提案	〇〇に関する提案、□□に関する提案、△△に関する提案、●●に関する提案	・判定方式	／10
小計点⑤			／20

⑥品質確保等の確実性

評価基準	配点
低入札調査基準価格以上で応札した場合	7.0点

合計点	小計①～⑥の合計	／ <u>67.0</u> 又は <u>87.0</u> 注1
-----	----------	------------------------------------

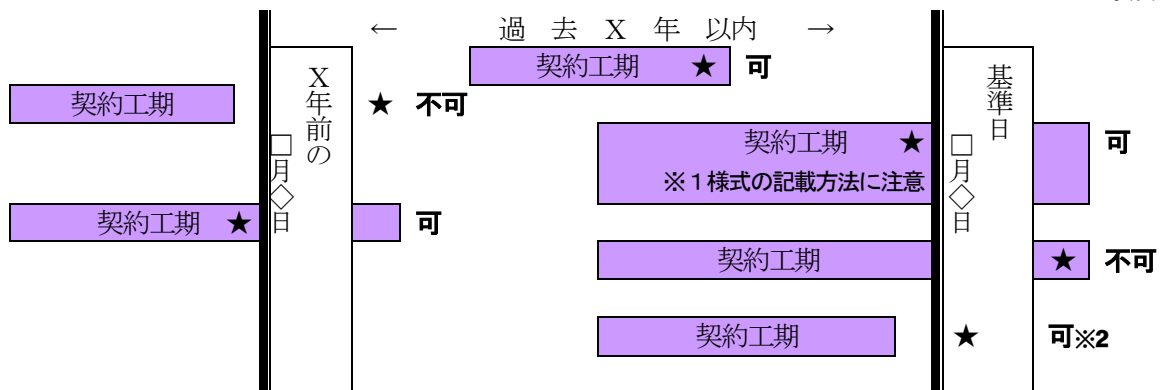
注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は 68.5点又は 88.5点

総合評価方式 様式関係記載留意事項

§ 1 共通

- 1 記載事項の**基準日は開札日を基本**としますが、年度の実績で評価を行う項目もありますので注意してください。
- 2 記載に当たっては、評価項目の内容、評価基準、記載留意事項等を十分確認し、記載間違いや記入漏れのないよう注意して下さい。「**工事概要**」の欄には、**評価基準を満たしている（同種類似工事や施工数量等を満たしている）ことが分かるように明確に記載してください。**
 特に、様式第1号に添えて提出した書類に記載された内容については、入札執行機関が落札候補者に対して事実の確認を行います。落札者の決定前に確認できない内容は、落札者決定後に工事執行機関が事実の確認を行います。落札者決定後に、書類に記載された内容と事実と相違あることが判明した場合、虚偽の記載があったものとして契約の解除、損害の請求及び工事成績の減点等の措置を講ずることがあります。さらに、入札参加資格制限の措置を受ける場合もありますので、慎重に取り扱うよう注意願います。
 なお、入札書等を提出した日から落札候補者の通知を受けた日までの間に、予定していた技術者 _____ を配置できない事由が発生した場合には、入札書等を無効とする申出ができます。詳しくは、別途、「福島県工事等競争入札心得」及び「入札説明書」等でご確認ください。
- 3 提出様式の記載文字の大きさに関する指示や枚数の指定が守られていない場合、当該様式全体または当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。
- 4 提出様式中記載がない項目については当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。
- 5 入札書等の郵送において様式第1号が郵送されない場合（電子入札の場合は添付されていない場合）は入札を無効としますので注意してください。
- 6 基準の中で表現されている「履行実績」等については、履行が完了した期日等をもって判定します。
 履行が完了した期日とは、契約工期としますが、契約工期が基準日以降でかつ竣功検査日（合格したものに限り）が基準日以前の場合は、竣功検査日とします。

★：竣功検査日



「※1 様式の記載方法に注意」と記載した事例に該当する場合、様式の「工期」欄に記載する工期の終期は、竣工検査年月日を記載してください。

※2 事後確認時に竣工検査が完了していない場合、評価対象外とします。

- 7 施工実績の契約金額は消費税込みとしてください。
- 8 **共同企業体（特定又は経常）として入札に参加する場合は、代表構成員について実績を評価します。**
- 9 共同企業体（特定又は経常）での実績については、構成員としての実績であっても評価の対象となります。
- 10 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。

1 1 監理技術者としての実績には、特例監理技術者としての実績も含むものとします。

1 2 土木事務所管内とは次の19区分をいいます。

建設事務所管内	土木事務所管内（19区分）	管轄市町村
県北建設事務所	県北建設事務所 （保原土木事務所、二本松土木事務所管内を除く。）	福島市、川俣町
	保原土木事務所	伊達市、桑折町、国見町
	二本松土木事務所	二本松市、本宮市、大玉村
県中建設事務所	県中建設事務所 （三春土木事務所、須賀川土木事務所、石川土木事務所管内を除く。）	郡山市
	三春土木事務所	田村市、三春町、小野町
	須賀川土木事務所	須賀川市、鏡石町、天栄村
	石川土木事務所	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
県南建設事務所	県南建設事務所 （棚倉土木事務所管内を除く。）	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町
	棚倉土木事務所	棚倉町、矢祭町、埜町、鮫川村
会津若松建設事務所	会津若松建設事務所 （宮下土木事務所管内を除く。）	会津若松市、会津坂下町、湯川村、会津美里町
	宮下土木事務所	柳津町、三島町、金山町、昭和村
喜多方建設事務所	喜多方建設事務所 （猪苗代土木事務所管内を除く。）	喜多方市、北塩原村の一部、西会津町
	猪苗代土木事務所	猪苗代町、磐梯町、北塩原村裏磐梯方面
南会津建設事務所	南会津建設事務所 （山口土木事務所管内を除く。）	下郷町、南会津町（東部）
	山口土木事務所	檜枝岐村、只見町、南会津町（西部）
相双建設事務所	相双建設事務所 （富岡土木事務所管内を除く。）	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村
	富岡土木事務所	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
いわき建設事務所	いわき建設事務所 （勿来土木事務所管内を除く。）	いわき市（勿来地区、田人地区、遠野地区を除く）
	勿来土木事務所	いわき市（勿来地区、田人地区、遠野地区）

1 3 確認のための提出書類は、落札候補者となり入札執行権者から連絡があつてから指定期日までに、提出してください。（落札候補者にならなかった場合、確認書類の提出の必要はありません。）

なお、確認書類の提出は、入札執行権者が追加で提出を求める場合を除き、原則1回とし、訂正、差替え、再提出は認めません。確認書類で申請内容の確認ができない場合は、減点します。

1 4 記載に当たって不明な点等がある場合には、入札公告に記載の問い合わせ先に問い合わせ願います。

§ 2 様式第1号関係（技術提案書）（標準型・簡易型・特別簡易型・地域密着型・復旧型）

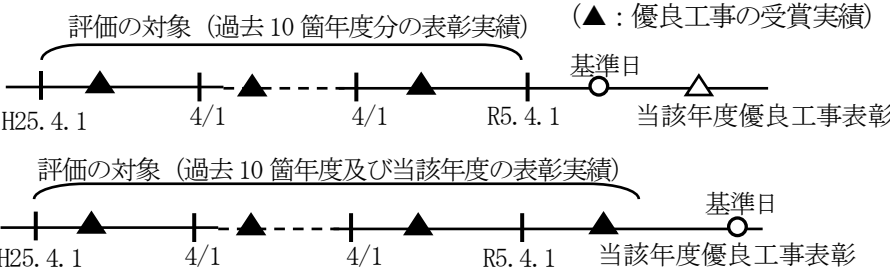
項 目	記 載 留 意 事 項
住所・商号又は名称など	<p>1 入札書等の郵送において様式第1号が郵送されない場合（電子入札の場合は添付されていない場合）は入札を無効としますので注意してください。</p> <p>2 様式第8号及び様式第11号の「入札参加者の所在地」の所在地の選択は、様式第1号に記載された「住所」をもとに適切に行ってください。</p> <p>3 様式第1号の代表者氏名と、入札書に記載する（電子入札にあつてはICカードに登録された）代表者氏名（以下「入札書の代表者氏名」という。）は同一としてください。なお、電子入札にあつて入札書の代表者氏名と様式第1号にある代表者氏名が異なる場合、入札書の代表者氏名から入札参加者の所在地（本店・支店等）を判断し、評価を行います。（詳しくは入札監理課HP内の「電子入札で行う総合評価方式に係る入札参加者の所在地の取扱いについて（お知らせ）」を確認願います。）</p> <p>4 「住所」「商号又は名称」「代表者氏名」「電話番号」は入札参加者（入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任された者）について記載してください。</p>

§ 3 様式第6号関係（企業の技術力（実績・経験等））（簡易型・標準型） 及び 様式第11号関係（企業及び配置技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）） （特別簡易型・地域密着型・復旧型）

項 目	記 載 留 意 事 項
施 工 能 力 (同種・類似工事の実績)	<p>1 加点対象は、過去10年以内（建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は、過去15年以内）【様式11号関係（特別簡易型等）の場合は過去15年以内】に当該工事の同種・類似工事（公共工事に限るが、当該工事が建築工事、<u>電気設備工事</u>又は<u>暖冷房衛生設備工事</u>の場合は民間工事も含む。工種、施工数量の指定があればそれらを満たす場合に限る。）、かつ、指定された金額以上の施工実績が対象となります。なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>また、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事とします。</p> <p>2 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種に関わらず同種・類似工事（工種、施工数量の指定があればそれらを満たす場合に限る）に該当すれば評価対象となります。</p> <p>3 施工実績は、元請としての施工に限ります。</p> <p>4 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）の実績も評価対象とします。</p> <p>5 共同企業体（特定又は経常）での実績については、契約金額に出資比率を乗じて得た額が当該工事の指定された金額以上の場合に加点されます。なお、この場合、様式の「契約金額」の欄には契約書に記載のある契約金額（出資比率</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>施 工 能 力</p> <p>(同種・類似工事の実績)</p>	<p>を乗じる前の全体契約金額)を記載するとともに、出資比率の割合も記載すること。</p> <p>記載例：300百万円 (JV出資比率：40%)</p> <p>6 確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：発注者の欄に記載あるか。(公共工事に限るが、当該工事が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事の場合は民間工事も含み、その発注者を記載。)</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：工期について、以下の内容を確認する。</p> <p>＜標準型・簡易型の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去10年以内の履行完了か。 ※建築、電気設備、暖冷房衛生設備の場合、過去15年以内の履行完了か。 <p>＜標準型・簡易型以外の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行完了が過去5年以内、過去5年から10年以内、過去10年から15年以内のどちらに該当するか。(選択方式) <p><input type="checkbox"/>確認事項③：契約金額は、指定金額以上か。(地域密着型を除く。)</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項④：工事概要欄に、当該工事と同種・類似と判断できる実績及び施工数量(指定した施工数量以上)が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：コリンズの写し。ただし、コリンズによる証明が困難な場合は、契約書の写し、切抜設計書、図面等のいずれかを提出。</p>
<p>工 事 成 績</p> <p>様式第6号(簡易型・標準型)</p>	<p>1 加点対象は、過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)に福島県発注の同種・類似工事(工種及び施工数量の指定があれば、それらを満たす場合に限り)において、工事成績評価が75点以上の施工実績が対象となります。</p> <p>なお、該当がない場合は選択不要です。</p> <p><u>「過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)」については、「工事の総合評価方式における企業の工事成績の評価対象期間の考え方」参照してください。</u></p> <p>2 令和3年3月31日以前に竣工検査を受けた工事成績評価の場合、「被災者雇用による加点(最大5点)」及び「工事受注に対する加点(5点)」を引いた点数で申請すること。</p> <p>(例) 竣工検査日が令和3年3月19日であり、被災者雇用による加点2点、工事受注に対する加点5点、工事成績評定点合計84点だった場合、 84-2-5=77点 → 「75点以上80点未満」を選択</p> <p>3 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所(この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。)の実績も評価対象とします。</p> <p><u>4 工事成績の選択が誤っていた場合、評価しません(0点)ので選択の際は注意してください。</u></p> <p>5 確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：工事番号が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：工期は、過去5年以内に履行が完了したもののか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項③：工事成績が、75点以上80点未満、80点以上85点未満又は85点以上のいずれかに該当するか。(選択方式)</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項④：工事概要欄に、当該工事と同種・類似と判断できる実績及び施工数量(指定した施工数量以上)が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類①：コリンズの写し。ただし、コリンズによる証明が困難な場合</p>

項 目	記 載 留 意 事 項						
	<p>は、契約書の写し、切抜設計書、図面等のいずれかを提出。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類②：令和3年3月31日以前の竣工検査を受けた工事成績評定の場合、工事成績評定通知書及び項目別評定点（別表様式第1）の写し。</p> <p>令和3年3月31日以降の竣工検査を受けた工事成績評定：不要。</p>						
<p>工 事 成 績</p> <p>様式第11号 (特別簡易型・復旧型・地域密着型)</p> <p>(同一発注種別工事で直近の工事成績)</p>	<p>1 加点対象は、過去5年以内（ただし、開札日の属する月の3月前の末日までに福島県発注の福島県発注の同一発注種別工事で直近の工事成績評定が75点以上である場合、加点対象となります。同種・類似工事での直近ではありません。</p> <p><u>「過去5年以内（ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで）」については、「工事の総合評価方式における企業の工事成績の評価対象期間の考え方」参照してください。</u></p> <p>2 竣工検査年月日で判断します。</p> <p>(例) 開札日が令和5年9月21日である場合</p> <table border="1" data-bbox="568 880 1406 983"> <tr> <td>対象外←</td> <td colspan="2">←この期間の直近（最新）の工事成績評定が評価対象→</td> </tr> <tr> <td>平成30年 9月20日</td> <td>平成30年 9月21日</td> <td>令和5年 6月末日</td> </tr> </table> <p>なお、対象期間に竣工検査を実施しているにも関わらず、工事成績評定通知書が届いていない場合は、当該工事発注機関にお問い合わせください。</p> <p>3 令和3年3月31日以前に竣工検査を受けた工事成績評定の場合、「被災者雇用による加点（最大5点）」及び「工事受注に対する加点（5点）」を引いた点数で申請すること。</p> <p>(例) 竣工検査日が令和3年3月19日であり、被災者雇用による加点2点、工事受注に対する加点5点、工事成績評定点合計84点だった場合、 84-2-5=77点 → 「75点以上80点未満」を選択</p> <p>4 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）の実績も評価対象とします。該当がない場合は記載不要です。</p> <p><u>5 工事成績の選択が誤っていた場合、評価しません（0点）ので選択の際は注意してください。</u></p> <p>6 直近の工事成績評定が共同企業体（特定又は経常）での実績の場合は、自社が代表構成員又はその他の構成員であったかにかかわらず共同企業体（特定又は経常）での実績が評価対象となります。</p> <p><u>7 確認事項及び確認のための資料</u>は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：工事番号が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：工期は、直近（評価対象の過去5年以内で最新）に履行が完了したものが。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項③：当該工事と同じ発注種別か。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項④：工事成績が、75点以上80点未満、80点以上85点未満又は85点以上のいずれかに該当するか。（選択方式）</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：令和3年3月31日以前の竣工検査を受けた工事成績評定の場合、工事成績評定通知書及び項目別評定点（別表様式第1）の写し。令和3年3月31日以降の竣工検査を受けた工事成績評定：不要。</p>	対象外←	←この期間の 直近（最新） の工事成績評定が評価対象→		平成30年 9月20日	平成30年 9月21日	令和5年 6月末日
対象外←	←この期間の 直近（最新） の工事成績評定が評価対象→						
平成30年 9月20日	平成30年 9月21日	令和5年 6月末日					

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>優 良 工 事 表 彰</p> <p>様式第6号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 加点対象は、過去10年度以内に福島県発注の同種・類似工事（工種及び施工数量の指定があれば、それらを満たす場合に限る）において、指定された部門の優良工事表彰の受賞実績（福島県知事が表彰したものに限る。）が対象となります。</p> <p>なお、指定部門の中で工事内容を限定している場合は、該当する工事の受賞実績が対象となります。</p> <p>2 県内企業の受賞実績が評価対象となります。企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限る。）の実績も評価対象とします。</p> <p>3 過去10年度以内の表彰とは、昨年度までの過去10箇年度の県優良工事表彰実績を対象とします。なお、当該年度の表彰後は、当該年度の表彰実績も評価の対象に加えます。</p> <p><u>竣工した年度ではなく、表彰を受けた年度で判断しますので注意してください。</u></p>  <p>4 確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：受賞年度が過去10年度以内か。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：受賞部門が指定された部門か。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項③：工事概要欄に、当該工事と同種・類似と判断できる実績及び施工数量（指定した施工数量以上）が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：不要。</p>
<p>品 質 管 理 能 力</p> <p>様式第6号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 入札参加者が ISO9001 の認証を取得している場合に加点されます。</p> <p>2 確認事項及び確認のための提出書類は、経営事項審査結果で確認するため不要ですが、経営事項審査結果で確認できない場合は、認証書や決定通知書の写しを提出。</p>
<p>技 術 者 確 保 数</p> <p>様式第6号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 加点対象は、当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者（共同企業体（特定又は経常）として入札に参加する場合は、代表構成員の技術者に限る。）の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）以上の場合に加点されます。</p> <p>なお、配置可能とは、他の工事に配置されていない場合や他の工事に配置されていても開札日には竣工するなど、当該工事に確実に配置が可能（技術提案書提出後の他工事の受注による変動を除く。）なことをいいます。</p> <p>注意 当該工事に配置技術者になるのに必要な資格要件を満たしている技術者数ではないので注意すること。</p> <p>2 当該工事が特殊又は難易度が高い工事が入札参加要件に配置技術者の過去の経験等が付されている場合は、その要件を満たした技術者が対象となりま</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
技 術 者 確 保 数 様式第6号(簡易型・標準型)のみ	<p>す。</p> <p>3 製作工及び架設工(据付工)を一括して発注する場合において、各々に配置可能な技術者数を評価する場合がありますので、総合評価点評価基準(別記2又は別記3)をよく確認してください。</p> <p>4 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)(様式第7号)における配置技術者も指定人数に計上可能です。なお、様式第7号に記入した配置技術者以外の技術者は当該工事に配置する必要はありません。</p> <p>5 監理技術者又は主任技術者となり得る資格要件を満たす必要はありますが、総合評価点評価基準(別記2又は別記3)特記事項に示す技術者としての資格を保有する必要はありません。</p> <p>6 確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。 <input type="checkbox"/>確認事項：配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数(簡易型4人、標準型9人)以上か。 <input type="checkbox"/>確認書類：技術者の資格要件を証明する書類の写し。</p>
技 能 士 の 活 用 様式第6号(簡易型・標準型)のみ	<p>1 加点対象は、当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数(簡易型4人、標準型9人)未満の場合で、当該工事に指定された資格(複数資格が指定されている場合はいずれかひとつでも該当すれば加点対象)を持つ技能士(建設関係)を配置可能な場合に加点されます。(指定人数以上の場合は、当該項目では加点されません。)</p> <p>2 技能士については、下請業者における技術者が技能士の資格がある場合も認められます。なお、技能士等級は問いません。</p> <p>3 確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。 <input type="checkbox"/>確認事項：指定された資格を持つ技能士か。 <input type="checkbox"/>確認書類：技能士の資格を証明する資料とします。</p>
週 休 2 日 確 保 工 事	<p>1 加点対象は、県発注工事において過去1年以内に竣工検査を受けた工事の週休2日確保工事实施証明書がある場合に加点されます。 <u>なお、評価対象は当該工事と同一の発注種別の実績に限り。</u></p> <p>2 <u>企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所(この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。)の実績も評価対象とします。</u></p> <p>3 確認のための提出書類は、県の週休2日確保工事实施証明書とします。</p>
I C T 活 用 工 事 (簡易型・標準型)のみ	<p>1 発注種別が一般土木工事、舗装工事の場合に限った評価項目とします。</p> <p>2 加点対象は、県発注工事において過去1年以内に竣工検査を受けた工事のICT活用工事实施証明書がある場合に加点されます。</p> <p>3 <u>企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所(この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。)の実績も評価対象とします。</u></p> <p>4 確認のための提出書類は、県のICT活用工事实施証明書とします。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
建設キャリアアップシステム	<p>1 加点対象は、建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合に加点されます。</p> <p>2 確認のための提出書類は、登録状況が客観的に確認できる資料（事業者登録完了のはがきやメール、建設キャリアアップシステムの事業者情報画面など）とします。</p>
ふくしまME資格保有 (簡易型・標準型)のみ	<p>1 発注種別が一般土木工事、舗装工事の場合に限った評価項目とします。</p> <p>2 加点対象は、ふくしまME（メンテナンスエキスパート）の認定を受けた技術者が1名以上いる場合に加点されます。</p> <p>3 <u>企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）のいずれかにふくしまME（メンテナンスエキスパート）の認定を受けた技術者が1名以上いる場合に評価対象とします。</u></p> <p>4 確認のための提出書類は、ふくしまMEの認定証とします。</p>

§ 4 様式第7号関係（配置予定技術者の技術力（実績・経験等））（簡易型・標準型）
 及び 様式第11号関係（企業及び配置技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等））
 （特別簡易型・地域密着型・復旧型）

項 目	記 載 留 意 事 項
配 置 技 術 者	<p>1 当該工事に配置を予定している技術者（共同企業体（特定又は経常）として入札に参加する場合は、代表構成員の技術者に限る。）を記載して下さい。記名がない場合、配置技術者の全ての項目を評価しません（0点）。なお、技術者とは監理技術者又は主任技術者のことをいいます。 契約締結後に下請契約の請負代金の額が <u>4,500</u> 万円（建築一式工事の場合は <u>7,000</u> 万円）以上になった場合は、記載した配置を予定している主任技術者を監理技術者に変更することを認めます。ただし、この場合、評価を行った主任技術者以上の得点を獲得できる者に限ります。</p> <p>2 配置予定技術者については1名分のみの技術提案書（様式第7号又は様式第11号）を提出してください。複数の技術提案書（様式第7号又は様式第11号）が提出された場合（複数名分の技術提案書が提出された場合）には、全ての技術者の「配置予定技術者の技術力」を評価しません（0点）。</p> <p>3 橋梁、ポンプ等の工場製作工及び架設工（据付工）を一括して発注する工事の場合の評価対象技術者は総合評価点評価基準（別記2又は別記3）に記載してありますので確認してください。</p> <p>4 確認事項及び確認のための提出書類は、以下のとおりとします。 <input type="checkbox"/> 確認事項：配置予定技術者の氏名。 <input type="checkbox"/> 確認書類：技術者の資格を証明する書類の写しとしますが、主任技術者の確認はコリンズの写しも可とします。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
資 格 保 有 年 数 様式第7号（簡易型・標準型）のみ	1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が総合評価点評価基準（別記2 又は別記3）の特記事項で指定された技術者保有資格を保有して10年以上の経験がある場合に対象となります。 2 確認事項及び確認のための提出書類 は、以下のとおりとします。 <input type="checkbox"/> 確認事項：指定された資格を保有して10年以上の経験があるか。 <input type="checkbox"/> 確認書類：資格者証等の写し。
継 続 教 育 様式第7号（簡易型・標準型）のみ	1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が、上記の資格保有年数で対象とする資格を保有して10年未満の場合で、継続教育（CPD）制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得している場合に加点されます。 なお、資格保有年数が10年以上の場合（上記の「資格保有年数」で得点となった場合）、当該項目では加点されません。 2 1年以上の継続とは、上記の資格を保有後、CPD制度への加入（登録）又はポイントの初回取得が1年以上前であり、かつ直近のポイント取得が過去1年未満の間である場合とします。 ポイント取得日はポイント取得の対象となっている学習（講習会の受講等）を行った日とします。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> 3 確認事項及び確認のための提出書類 は、以下のとおりとします。 <input type="checkbox"/> 確認事項：配置予定技術者が、継続教育（CPD）制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得しているか。 <input type="checkbox"/> 確認書類：登録証、証明書、受講証（ポイント取得の対象となっている講習会等であることが確認できるものを添付）等その他客観的にCPD制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得していることがわかるもの（写し可）。
施 工 能 力 （同種・類似工事の実績）	1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が、過去10年以内（建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は、過去15年以内）に当該工事の同種・類似工事で（公共工事に限るが、当該工事が <u>建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事</u> の場合は民間工事も含む。工種、施工数量の指定があればそれらを満たす場合に限る。）、かつ、指定された金額以上の施工実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績）がある場合に対象となります。なお、該当がない場合は記載不要です。 また、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法

項 目	記 載 留 意 事 項
施 工 能 力 (同種・類似工事の実績)	<p>人会津大学が発注する工事とします。</p> <p>なお、担当技術者等での経験は評価の対象外です。</p> <p>2 上記に該当する工事において、監理技術者又は主任技術者（現場代理人を兼務していた場合も含む）としての実績の場合は、建設業法における専任を要する期間（専任を要さない工事の場合であっても同様の期間とする）の間、配置技術者であった場合を加点対象とします。</p> <p>また、現場代理人としての実績の場合は、現場代理人の常駐を要する期間（常駐義務緩和の工事であっても同様の期間とする）の間、現場代理人であった場合を加点対象とします。</p> <p>監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、途中で変更になった場合は原則として加点対象になりません。</p> <p><u>ただし、途中で変更した場合であっても、主たる工種※の全期間に従事した者に限り実績として加点対象とします。</u></p> <p><u>また、監理技術者等に関する制度を的確に運用するため、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」を参考にしてください。</u></p> <p>なお、「専任を要する期間」及び「常駐を要する期間」については入札監理課HP内の「県発注工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて（平成24年3月7日掲載）」の別紙3を確認願います。</p> <p>※主たる工種：工種の請負額が、全体請負額の50%以上を占めるもの。なお、複数工種からなる工事で1工種で50%に満たない場合は、合わせて50%以上を占める2種類以上の工種を主たる工種とする。この場合、主たる工種には、同種・類似工事が必ず含まれるものとする。</p> <p>3 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種に関わらず同種・類似工事（工種及び施工数量の指定があれば、それらを満たす場合に限る）に該当すれば評価対象となります。</p> <p>4 施工実績は、元請としての施工に限ります。</p> <p>5 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象とします。</p> <p>6 共同企業体（特定又は経常）での実績については、契約金額に出資比率を乗じて得た額が当該工事の指定された金額以上の場合に加点されます。なお、この場合、様式の「契約金額」の欄には契約書に記載のある契約金額（出資比率を乗じる前の全体契約金額）を記載するとともに、出資比率の割合も記載すること。</p> <p>記載例：300百万円（JV出資比率：40%）</p> <p>7 「工事概要」欄に記載する文字は、「備考」欄に記載してある文字以上の大きさとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該項目を評価しませんので注意してください。</p> <p>8 確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：発注者の欄は記載あるか。（公共工事に限るが、当該工事が<u>建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事</u>の場合は民間工事も含み、その発注者を記載。）</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：工期について、過去10年以内の履行完了か。</p> <p>※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合、</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
	<p>過去15年以内の履行完了か。</p> <p>□確認事項③：主たる工期の全期間に従事しているか。</p> <p>□確認事項④：契約金額は、指定金額以上か。（地域密着型を除く。）</p> <p>□確認事項⑤：工事概要欄に、当該工事と同種・類似と判断できる実績及び施工数量（指定した施工数量以上）が記載されているか。</p> <p>□確認書類：コリンズの写し。ただし、コリンズによる証明が困難な場合は、契約書の写し、切抜設計書、図面等のいずれかを提出。</p>
工 事 成 績	<p>1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が、過去5年以内（ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで）に福島県発注の同種・類似工事（工種及び施工数量の指定があれば、それらを満たす場合に限る）において、工事成績評定が80点以上の施工実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績）がある場合に対象となります。</p> <p>なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>また、担当技術者等での経験は評価の対象外です。</p> <p><u>「過去5年以内（ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで）」については、「工事の総合評価方式における企業の工事成績の評価対象期間の考え方」参照してください。</u></p> <p>2 令和3年3月31日以前に竣工検査を受けた工事成績評定の場合、「被災者雇用による加点（最大5点）」及び「工事受注に対する加点（5点）」を引いた点数で申請すること。</p> <p>（例）竣工検査日が令和3年3月19日であり、被災者雇用による加点2点、工事受注に対する加点5点、工事成績評定合計92点だった場合、 92-2-5=85点 → 「80点以上」を選択</p> <p>3 上記に該当する工事において、監理技術者又は主任技術者（現場代理人を兼務していた場合も含む）としての実績の場合は、建設業法における専任を要する期間（専任を要さない工事の場合であっても同様の期間とする）の間、配置技術者であった場合を加点対象とします。</p> <p>また、現場代理人としての実績の場合は、現場代理人の常駐を要する期間（常駐義務緩和の工事であっても同様の期間とする）の間、現場代理人であった場合を加点対象とします。</p> <p>監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、途中で変更になった場合は原則として加点対象になりません。</p> <p><u>ただし、途中で変更した場合であっても、主たる工種※の全期間に従事した者に限り実績として加点対象とします。</u></p> <p><u>また、監理技術者等に関する制度を的確に運用するため、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」を参考にしてください。</u></p> <p>なお、「専任を要する期間」及び「常駐を要する期間」については入札監理課HP内の「県発注工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて（平成24年3月7日掲載）」の別紙3を確認願います。</p> <p>※主たる工種：工種の請負額が、全体請負額の50%以上を占めるもの。なお、複数工種からなる工事で1工種で50%に満たない場合は、合わせて50%以上を占</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
工 事 成 績	<p>める2種類以上の工種を主たる工種とする。この場合、主たる工種には、同種・類似工事が必ず含まれるものとする。</p> <p>4 共同企業体（特定又は経常）での配置技術者としての実績は、すべての監理技術者及び主任技術者の経験が加点対象となります。</p> <p>5 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象とします。</p> <p>6 確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：工事番号が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：工期は、過去5年以内に履行が完了したもののか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項③：主たる工期の全期間に従事しているか。</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>確認事項④：工事概要欄に、当該工事と同種・類似と判断できる実績及び施工数量（指定した施工数量以上）が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類①：コリンズの写し。ただし、コリンズによる証明が困難な場合は、契約書の写し、切抜設計書、函面等のいずれかを提出。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類②：令和3年3月31日以前の竣工検査を受けた工事成績評定の場合、工事成績評定通知書及び項目別評定点（別表様式第1）の写し。 令和3年3月31日以降の竣工検査を受けた工事成績評定：不要。</p>
<p>優 良 工 事 表 彰</p> <p>様式第7号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が、過去に福島県発注の同種・類似工事（工種及び施工数量の指定があれば、それらを満たす場合に限り）において、福島県知事が表彰を行った優良工事表彰（同部門）の受賞実績（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての実績）がある場合に対象となります。</p> <p>また、担当技術者等での経験は評価の対象外です。</p> <p>なお、指定部門の中で工事内容を限定している場合は、該当する工事の受賞実績が対象となります。</p> <p>2 上記に該当する工事において、監理技術者又は主任技術者（現場代理人を兼務していた場合も含む）としての実績の場合は、建設業法における専任を要する期間（専任を要さない工事の場合であっても同様の期間とする）の間、配置技術者であった場合を加点対象とします。</p> <p>また、現場代理人としての実績の場合は、現場代理人の常駐を要する期間（常駐義務緩和の工事であっても同様の期間とする）の間、現場代理人であった場合を加点対象とします。</p> <p>監理技術者、主任技術者又は現場代理人いずれの実績の場合であっても、途中で変更になった場合は原則として加点対象になりません。</p> <p><u>ただし、途中で変更した場合であっても、主たる工種※の全期間に従事した者に限り実績として加点対象とします。</u></p> <p><u>また、監理技術者等に関する制度を的確に運用するため、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」を参考にしてください。</u></p> <p>なお、「専任を要する期間」及び「常駐を要する期間」については入札監理課HP内の「県発注工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて（平成24年3月7日掲載）」の別紙3を確認願います。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
優 良 工 事 表 彰 様式第7号(簡易型・標準型)のみ	<p>※主たる工種：工種の請負額が、全体請負額の50%以上を占めるもの。なお、複数工種からなる工事で1工種で50%に満たない場合は、合わせて50%以上を占める2種類以上の工種を主たる工種とする。この場合、主たる工種には、同種・類似工事が必ず含まれるものとする。</p> <p>3 共同企業体(特定又は経常)での配置技術者としての実績は、すべての監理技術者及び主任技術者の経験が加点対象となります。(ただし、県内企業の受賞実績に限る。)</p> <p>4 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象とします。</p> <p>5 確認事項及び確認のための資料は、以下のとおりとします。</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：受賞部門が指定された部門か。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：工事概要欄に、当該工事と同種・類似と判断できる実績及び施工数量(指定した施工数量以上)が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：優良工事表彰を受けた該当工事において配置技術者(監理技術者又は主任技術者)又は現場代理人であったことを証明する書類の写し。</p>

§ 5 様式第8号関係(企業の地域社会に対する貢献度)(簡易型・標準型)

及び 様式第11号関係(企業及び配置技術者の技術力、企業の貢献度(実績・経験等))

(特別簡易型・地域密着型・復旧型)

項 目	記 載 留 意 事 項
障がい者雇用の実績 様式第8号(簡易型・標準型)のみ	<p>1 法定義務のある企業の場合</p> <p>(1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合、かつ、1名以上の雇用がある場合に加点対象となります。</p> <p>(2) 確認のための提出書類は、基準日が属する年度に公共職業安定所へ提出している障がい者雇用状況報告書(障害者の雇用促進等に関する法律第43条第5項、同施行規則第7・8条)の写し(公共職業安定所が確認済みのもの)とします。</p> <p>ただし、基準日が4月1日から7月15日までの入札案件については当該基準日が属する年度の前年度に公共職業安定所へ提出している障がい者雇用状況報告書の写し(公共職業安定所が確認済みのもの)とします。</p> <p>※障がい者雇用状況報告書の⑪実雇用率が法定雇用率(2.3%)を達成していない状況であっても、⑫身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数が0人(不足数なし)の状況であれば、法定義務を達成していると判断する。</p> <p>2 法定義務のない企業の場合</p> <p>(1) 障がい者雇用が1名でもある場合に加点対象となります。</p> <p>(2) 確認のための提出書類は、障がい者手帳の写しのほか、社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等、障がい者雇用の状況がわかる書類とします。</p> <p>なお、障がい者手帳の写しについてはプライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を、社会保険被保険者証の写し等については個人情報保護の観点から</p>

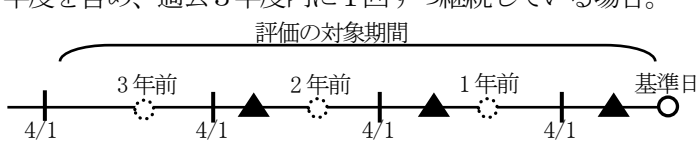
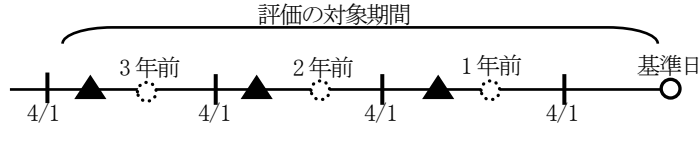

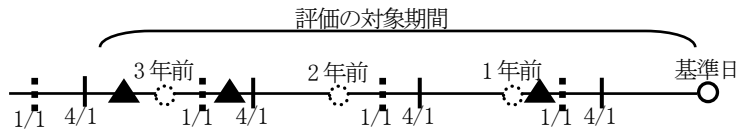
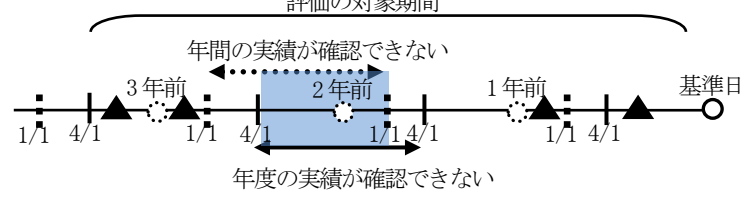
項 目	記 載 留 意 事 項
	記号、番号及び保険者番号を黒で塗りつぶした書類とします。
工事に関する安全管理 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	<ol style="list-style-type: none"> 1 加点対象は、過去10年以内に国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において、企業として受賞実績がある場合に対象となります。なお、工事に従事した監理技術者、主任技術者又は現場代理人等が受賞した表彰は対象外です。ただし、工事に従事した監理技術者、主任技術者又は現場代理人等が受賞した表彰であっても、表彰状に当該入札参加者の企業名が記載されている場合は、当該入札参加者の企業としての受賞実績として加点対象とします。 2 国が実施する安全管理に関する表彰とは、労働基準局（監督署）や国土交通省が直接実施する、又は、共催で実施する工事の施工に関する安全管理の表彰であり、国等が後援又は支援する団体等は含まれません。 3 安全管理表彰とは、工事の施工に関する安全管理であり、交通安全等は含まれません。 4 確認事項及び確認のための提出資料は、以下のとおりとします。 <input type="checkbox"/>確認事項：過去10年以内に国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰での、企業として受賞実績。 <input type="checkbox"/>確認書類： _____ _____ _____ 表彰状の写し。
環境への配慮 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札参加者がISO14001の認証を取得している場合に加点されます。 2 確認のための提出書類は、経営事項審査結果で確認するため不要ですが、経営事項審査結果で確認できない場合は、認証書や決定通知書の写しを提出。
県内業者の活用 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	<ol style="list-style-type: none"> 1 加点対象は、県内業者にあつては、当該工事の請負金額の80%以上（下請、資材等を含む。）を県内業者（自社施工分含む。）により施工する場合、県外業者にあつては、当該工事の請負金額の50%以上（下請、資材等を含む。）を県内業者により施工する場合に対象となります。 2 下請については、元請けと直接契約を締結する1次下請までとし、2次下請（孫請け）以下については考慮しないものとします。 また、資材については、購入先が県内業者の場合を評価対象とし、鋼橋工事等における鉄鋼等の材料に関しては、加工した企業が県内業者の場合を評価対象とします。 3 下請、資材購入会社が県外に本店を有する企業であっても、県内の支店・営業所と下請契約（資材購入）する場合には、県内の業者を活用したものと見なします。 4 評価時点では確認のための提出書類は求めませんが、契約締結後に工事執行機関において実態を確認することになりますので、留意願います。
次世代育成支援 （働く女性応援）	<ol style="list-style-type: none"> 1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合に対象となります。 2 確認のための提出書類は、福島県雇用労政課のホームページに掲載されてい

項 目	記 載 留 意 事 項
様式第8号(簡易型・標準型)のみ	る認定企業一覧で確認するため、提出は不要。
次世代育成支援 (仕事と生活の調和) 様式第8号(簡易型・標準型)のみ	<p>1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合に対象となります。</p> <p>2 確認のための提出書類は、福島県雇用労政課のホームページに掲載されている認定企業一覧で確認するため、提出は不要。</p>
新分野進出 様式第8号(簡易型・標準型)のみ	<p>1 <u>福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定を受けている場合に評価対象となります。</u></p> <p>2 <u>令和5年度は経過措置期間とし、福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定を受けていない企業も評価対象となりますが、評価要件は次のとおりです。</u></p> <p>(1) <u>平成13年4月1日以降に建設業以外(※)の分野へ進出した実績がある県内企業であること。</u></p> <p>(※) <u>建設業以外とは、建設業法第2条で定義する建設業以外のもの(日本標準産業分類において「建設業」以外の大分類の業種区分の事業(土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。))をいいます。</u></p> <p>(2) <u>新法人設立等においては、51%以上の株式を保有していること。</u></p> <p>(3) <u>基準日までに1年以上継続して当該事業を営んでおり、かつ、廃業していないこと。</u></p> <p>(5) <u>新分野事業に係る年間売上額が100万円以上であること。</u></p> <p>3 確認事項及び確認のための提出書類は、以下のとおりとします。</p> <p><福島県建設業新分野進出企業事業の認定を受けている場合></p> <p><input type="checkbox"/> 確認事項：認定状況。</p> <p><input type="checkbox"/> 確認書類：福島県建設産業室のホームページに掲載されている認定一覧で確認するため、提出は不要。</p> <p><福島県建設業新分野進出企業事業の認定を受けていない場合></p> <p><input type="checkbox"/> 確認事項：新分野進出後の継続した売上げ実績等。</p> <p><input type="checkbox"/> 確認書類：以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新分野進出の概要が分かる資料 ・ 新分野進出に伴う支出を証明できる資料 ・ 新分野進出を証明する書類(株主総会又は取締役会の議事録等) ・ 新法人設立の場合は、その商業登記簿謄本(写) ・ 借入れを行った場合には、新分野進出に伴う借入れであることの金融機関からの証明書など ・ 新分野進出後の継続した売上げ実績が分かる資料
健康経営優良事業所 様式第8号(簡易型・標準型)のみ	<p>1 加点対象は、ふくしま健康経営優良事業所に認定されている場合に対象となります。</p> <p>2 確認のための提出書類は、福島県健康づくり推進課のホームページに掲載されている認定事業所一覧で確認するため、提出は不要。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
若手・女性技術者の配置	<p>1 加点対象は、<u>配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）又は現場代理人に若手・女性技術者を配置</u>する場合です。</p> <p>2 40歳未満の男性技術者又は全ての女性技術者が加点対象となります。</p> <p>3 40歳未満の男性技術者について、基準日の時点で40歳未満であれば加点対象となります。</p> <p>4 <u>配置予定技術者又は現場代理人として配置予定の者の氏名の記載が無い場合は、評価しません。</u></p> <p>5 様式第7号及び様式第11号の「配置技術者」の各評価項目が0点であった場合も、配置予定技術者としての要件（入札参加資格条件等）を満たしている場合、当該評価項目の評価対象とします。</p> <p>6 <u>当該評価項目での評価（選択）は、配置予定技術者又は現場代理人のいずれか</u>とします。</p> <p>7 <u>開札後の事後確認の際に技術提案書に記載されていた配置予定の者が配置できなくなった場合は減点となります。（評価要件を満足する者への変更は可能とします）</u> <u>なお、技術提案書に記載された配置予定の者が配置できなくなった場合、その理由等を説明いただきますので留意願います。</u></p> <p>8 確認事項及び確認のための提出書類は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：<u>配置予定技術者又は現場代理人の配置として、男性技術者（40歳未満）又は女性技術者（全て）が選択されているか。</u>（選択方式）</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：<u>配置予定の者の氏名が記載されているか。</u></p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：社会保険被保険者証等の写し等。 なお、個人情報保護の観点から社会保険被保険者証の写し等については記号、番号及び保険者番号を黒で塗りつぶした書類とします。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項
同一市町村内工事実績	<p>1 加対象は、発注種別が一般土木工事、舗装工事の場合、過去3年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において2件以上（件数に応じて配点が変わります。）の公共工事の工事実績がある場合が対象となります。</p> <p>その他の発注種別の場合は、過去10年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において1件の公共工事（当該工事が建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は民間工事も含む。）の工事実績がある場合が対象となります。</p> <p>なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。除雪業務委託や維持補修業務委託、委託管理業務等は対象外です。</p> <p>2 <u>評価対象となる公共事業等の工事実績は、次のとおりです。</u></p> <p><u>(1) 当該工事の発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合、一般土木工事又は舗装工事の実績に限ります。</u></p> <p><u>(2) 当該工事の発注種別が一般土木工事又は舗装工事以外の場合、同一の発注種別の実績に限ります。</u></p> <p>3 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）のいずれの実績も評価の対象とします。</p> <p>4 下請での履行実績は加対象の対象にはなりません。</p> <p>5 同種・類似工事に限定しません。</p> <p>6 複数市町村にまたがる工事の履行実績の場合、総合評価点評価基準（別記2又は別記3）で設定した市町村での履行実績があれば評価の対象とします。</p> <p>7 確認事項及び確認のための提出書類は、以下のとおりとします。</p> <p><発注種別が一般土木工事、舗装工事の場合></p> <p><input type="checkbox"/> 確認事項：過去3年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において2件以上の公共工事の工事実績があるか。<u>（一般土木工事又は舗装工事の工事実績に限る）</u></p> <p><発注種別が一般土木工事、舗装工事以外の場合></p> <p><input type="checkbox"/> 確認事項：過去10年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において1件の公共工事（当該工事が建築工事、<u>電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は民間工事も含む。</u>）の工事実績があるか。<u>（同一発注種別の工事実績に限る）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 確認書類：<u>コリンズの写し。ただし、コリンズによる証明が困難な場合は、契約書の写し、切抜設計書、図面等のいずれかを提出。</u></p> <p><u>※県以外の公共工事等については、当該工事と同一の建設業許可業種や工事内容を提出される確認書類により判断するものとする。</u></p>

項 目	記 載 留 意 事 項																	
入 札 参 加 者 の 所 在 地 ※県外業者は提出不要	<p>1 入札参加者が登記上の本店か、準本店に該当する支店・営業所(以下、支店等という。)か、準本店に該当しない支店等か選択してください。</p> <p><支店等とは> 県内に本店を有する企業(県内企業)の支店・営業所であって開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <p><準本店とは> 支店等のうち、地域要件ごとの評価対象地域において、過去3年以内に国・県・市町村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務委託等の履行実績があるものをいいます。</p> <p>2 所在地については、様式第1号に記載された「住所」をもとに適切に選択してください。</p> <p>3 工事箇所及び地域要件により評価の対象地域が異なります。</p> <p>4 様式第1号の入札参加者とは別に、委任なし支店等を以下の地域に有する場合は、配点が高い方で評価します。</p> <p>5 評価対象となる支店等は、基準日時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等となります。</p> <p>ただし、建設業法の許可を受け3年を経過している本店や支店等が企業合併により支店等になった場合はこの限りではありません。</p> <p><u>6 5の要件(基準日時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している)は当該評価項目のみの要件となります。</u></p> <p><u>当該項目以外の評価項目について、加点対象の要件を満たしている場合は基準日時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過していない場合であっても評価対象となります。</u></p> <p><委任なし支店等> 建設業法の許可を受けているが、委任していない支店・営業所(県内企業)</p> <table border="1" data-bbox="539 1346 1426 1610"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 1346 719 1417">地域要件</th> <th colspan="3" data-bbox="719 1346 1426 1417">評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="539 1417 719 1458">配点</th> <th data-bbox="719 1417 943 1458">上位点</th> <th data-bbox="943 1417 1166 1458">中位点</th> <th data-bbox="1166 1417 1426 1458">下位点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1458 719 1498">管内</td> <td data-bbox="719 1458 943 1498" rowspan="4">同一市町村内 (※)</td> <td data-bbox="943 1458 1166 1498" rowspan="4">土木事務所管内</td> <td data-bbox="1166 1458 1426 1498">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1498 719 1538">隣接3管内</td> <td data-bbox="1166 1498 1426 1538">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1538 719 1579">県内</td> <td data-bbox="1166 1538 1426 1579" rowspan="2">県内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1579 719 1610">全国</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、「同一市町村内」の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき市の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。</p> <p>7 確認事項及び確認のための提出書類は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：本店・準本店・支店等のいずれに該当するか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：準本店の場合、過去3年以内に国・県・市町村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務委託等の履行実績があるか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項③：委任なし支店等があるか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項④：支店等の場合、建設業法の許可後、3年を経過しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類①：本店の場合や準本店に該当しない支店等の場合は不要。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類②：準本店の場合、当該支店等の社員が除雪又は維持補修業務を実</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等)			配点	上位点	中位点	下位点	管内	同一市町村内 (※)	土木事務所管内	—	隣接3管内	建設事務所管内	県内	県内	全国
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等)																	
配点	上位点	中位点	下位点															
管内	同一市町村内 (※)	土木事務所管内	—															
隣接3管内			建設事務所管内															
県内			県内															
全国																		

項 目	記 載 留 意 事 項
	<p>施していることがわかる資料（任意様式で可）。</p> <p>□確認書類③：委任なし支店等がある場合、その支店等の建設業許可を証明できる書類</p>
<p>ボランティア活動等への取組み状況</p> <p>※県外業者は提出不要</p>	<p>1 入札参加者が過去3年間以上継続して、地域の防災活動への取組みや道路・河川愛護活動、公共施設の建築・設備の清掃点検などのボランティア活動の実績がある場合に評価されます。</p> <p>2 過去3年間以上の継続実施とは、基準日から3年前の年度の4月1日以降に3年間以上継続しているボランティア活動の実績をいいます。</p> <p>なお、3年間以上継続の実績は年間（1月～12月まで）又は年度（4月～翌年3月まで）のいずれかで確認できればよいものとします。</p> <p>(1) 年度（4月から翌年3月）の実績で3年間以上の継続的な実績が評価できるもの。（▲ボランティア活動の開催日）</p> <p>① 今年度を含め、過去3年度内に1回ずつ継続している場合。</p>  <p>② 基準日から1年以内の実績は無いが、前年度から数えて3箇年度内に1回ずつ継続している場合。</p>  <p>③ 実施日の間隔が1年以上離れているが、各年度に1度の実績が確認できる場合。</p>  <p>(2) 年間（1月～12月）の実績で3年以上の継続的な実績を評価できるもの。（▲ボランティア活動の開催日）</p> <p>① 実施日の間隔は1年以上離れているが、各年単位で実績が確認できる。</p>  <p>(3) 評価の対象にならない場合</p> <p>① 年度、年間ともに実績が確認できない。</p>  <p>3 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）の活動が</p>

項 目	記 載 留 意 事 項																	
ボランティア活動等への取組み状況 ※県外業者は提出不要	<p>対象となります。</p> <p>4 ボランティア活動の評価対象は、企業として役務の提供により活動したものであり、金銭、物品等の提供や従業員が個人的に行ったものは対象外です。また、その内容は、客観的に確認できる必要があります。</p> <hr/> <p>5 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の準本店・支店等については、「入札参加者の所在地」を参照してください。</p> <p>地域密着型の場合は、地域要件に関わらず工事箇所と同一土木事務所管内にある本店・準本店のみ評価対象となりますが、他土木事務所管内にある入札参加者であっても、以下の①②の両方を満たす委任なし支店等（「入札参加者の所在地」参照。）を有する場合は、評価対象とします。（地域密着型の特例）</p> <p>①同一土木事務所管内にある。 ②準本店（「入札参加者の所在地」参照。）に該当する。</p> <table border="1" data-bbox="539 775 1426 999"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地(本店・準本店・支店等)</th> <th>評価対象となるボランティア活動を行った場所</th> <th>評価対象となる期間と実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内 (※)</td> <td rowspan="4">過去3年間以上継続して1件以上</td> </tr> <tr> <td>隣接3管内</td> <td colspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事箇所がいわき市の場合、同一建設事務所管内とする。</p> <p>6 確認事項及び確認のための提出書類は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/> 確認事項：過去3年間以上継続して実施したボランティア活動の実績。 <input type="checkbox"/> 確認書類：活動状況を客観的に確認できる書類（地域の証明、感謝状、新聞記事等）。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・準本店・支店等)	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実施件数	管内	土木事務所管内 (※)		過去3年間以上継続して1件以上	隣接3管内	建設事務所管内		管内			全国	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・準本店・支店等)	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実施件数															
管内	土木事務所管内 (※)		過去3年間以上継続して1件以上															
隣接3管内	建設事務所管内																	
管内																		
全国	県内																	
消防団への継続加入状況 ※県外業者は提出不要	<p>1 継続雇用（1年以上）している社員（代表取締役や役員も可）が消防団に継続加入（1年以上）している場合に評価します。</p> <p>2 消防団とは、市町村から非常勤特別職地方公務員として辞令を受けるものをいいます。（婦人消防団についても、非常勤特別職地方公務員である場合は評価の対象とします。）</p> <p>3 加入消防団の所在地で評価します。</p> <p>4 地域要件により評価の対象地域が異なります。</p> <table border="1" data-bbox="539 1505 1426 1697"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域要件</th> <th colspan="2">評価対象となる加入消防団の所在地</th> <th rowspan="2">評価対象となる期間</th> </tr> <tr> <th>上位点</th> <th>下位点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td rowspan="2">土木事務所管内 (※)</td> <td rowspan="2">建設事務所管内 (※)</td> <td rowspan="4">過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である</td> </tr> <tr> <td>隣接3管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>県内</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事箇所がいわき市の場合、上位点は同一建設事務所管内、下位点は該当なしとする。</p> <p>5 確認事項及び確認のための提出書類は、以下のとおりとします。</p> <p><input type="checkbox"/> 確認事項①：消防団に加入している社員を1年以上継続雇用していること。 <input type="checkbox"/> 確認事項②：その者が1年以上消防団員であること。（基準日時点も継続加入している。）</p> <p><input type="checkbox"/> 確認書類①：社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等。 <input type="checkbox"/> 確認書類②：消防団員の辞令、団員証、身分証明書等の写し等。</p>	地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地		評価対象となる期間	上位点	下位点	管内	土木事務所管内 (※)	建設事務所管内 (※)	過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である	隣接3管内	県内			全国	県内	—
地域要件	評価対象となる加入消防団の所在地		評価対象となる期間															
	上位点	下位点																
管内	土木事務所管内 (※)	建設事務所管内 (※)	過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である															
隣接3管内																		
県内																		
全国	県内	—																

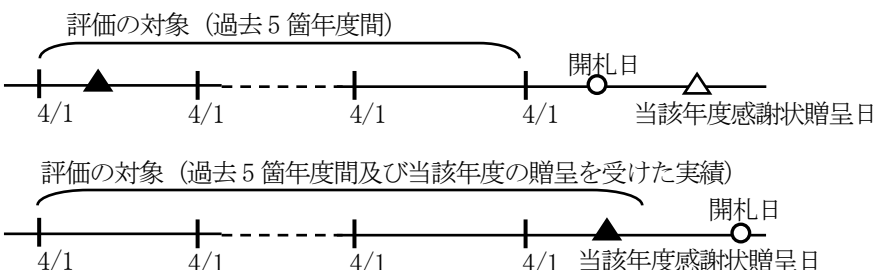
項 目	記 載 留 意 事 項
<p>《選択項目》</p>	<p>《選択項目における記載上の注意事項》</p> <p>以下の評価項目から2項目を選択してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の出勤実績又は災害応援協定締結 2. 新卒者、離職者の雇用実績 3. 雇用の維持、確保 4. 除雪、維持補修業務の履行実績（当該工事が、一般土木工事又は舗装工事の場合に評価対象） <hr/>
<p>《選択項目》</p> <p>災害時の出勤実績 又は 災害応援協定締結</p> <p>※県外業者は提出不要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の出勤実績と災害応援協定締結のいずれか又は両方を評価の対象とします。 2 災害時の出勤実績 <ol style="list-style-type: none"> (1) 加点対象は、過去3年以内に<u>自然</u>災害時の出勤実績がある場合に対象となります。 (2) 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）の出勤実績が対象となります。 (3) 災害時の出勤実績とは、国・県・市町村のいずれかが発注した維持補修業務委託等に基づく災害時（大雨警報発令時等を含む）の巡回パトロール、土のう積み、水防活動、倒木・落石・がれきの撤去などの企業としての活動をいい、国・県・市町村との災害協定等に基づかない活動も対象となります。 <hr/> 3 災害応援協定締結 <p>加点対象は、本店又は準本店である入札参加者（団体を含む）が国・県・市町村のいずれかと災害時の応援協定を締結している場合に対象となります。県の応援協定について詳しくは、福島県災害対策課ホームページの「福島県が締結している災害時における応援協定一覧」をご覧ください。</p> 4 地域要件により評価の対象地域が異なります。災害時の出勤場所及び協定の対象範囲が、以下に示す地域要件毎に設定した地域を含む場合に評価対象となります。 <p>なお、下表の準本店・支店等については、「入札参加者の所在地」を参照してください。</p> <p>地域密着型の場合は、地域要件に関わらず工事箇所と同一土木事務所管内にある本店・準本店のみ評価対象となりますが、他土木事務所管内にある入札参加者であっても、以下の①②の両方を満たす委任なし支店等（「入札参加者の所在地」参照。）を有する場合は、評価対象とします。（地域密着型の特例）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①同一土木事務所管内にある。 ②準本店（「入札参加者の所在地」参照。）に該当する <hr/>

項 目	記 載 留 意 事 項																																																																				
<p>《選択項目》 災害時の出勤実績 又は 災害応援協定締結</p> <p>※県外業者は提出不要</p>	<p>・標準型又は簡易型の場合</p> <table border="1" data-bbox="520 304 1398 797"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域要件</th> <th rowspan="2">評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)</th> <th rowspan="2">災害時出勤実績 又は 災害応援協定締結</th> <th colspan="3">配点(※2)</th> </tr> <tr> <th>災害応援協定締結がある場合</th> <th>過去3年以内に災害時出勤実績がある場合</th> <th>過去3年以内の災害時出勤実績かつ災害応援協定締結がある場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>土木事務所管内(※1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>隣接3管内</td> <td rowspan="2">建設事務所管内</td> <td></td> <td>2.0点 1.5点</td> <td>3.0点 2.5点</td> <td>3.5点 3.0点</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>県内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合</p> <table border="1" data-bbox="520 878 1398 1370"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域要件</th> <th rowspan="2">評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)</th> <th rowspan="2">災害時出勤実績 又は 災害応援協定締結</th> <th colspan="3">配点(※2)</th> </tr> <tr> <th>災害応援協定締結がある場合</th> <th>過去3年以内に災害時出勤実績がある場合</th> <th>過去3年以内の災害時出勤実績かつ災害応援協定締結がある場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>土木事務所管内(※1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>隣接3管内</td> <td rowspan="2">建設事務所管内</td> <td></td> <td>1.00点 0.75点</td> <td>1.50点 1.25点</td> <td>1.75点 1.50点</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>県内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 工事箇所がいわき市の場合、同一建設事務所管内とする。 ※2 配点欄について、上段は県管理施設の実績の場合、下段は国、市町村管理施設の実績の場合となります。</p> <p>5 確認事項及び確認のための提出書類は、次のとおりとします。 <input type="checkbox"/> 確認事項：出勤実績、又は協定締結の事実。 <input type="checkbox"/> 確認書類：出勤実績を客観的に証明できる書類（発注者からの指示書等）、又は協定書の写し（県との協定の場合は、協定締結している団体の会員であることがわかる資料）等。</p>					地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	災害時出勤実績 又は 災害応援協定締結	配点(※2)			災害応援協定締結がある場合	過去3年以内に災害時出勤実績がある場合	過去3年以内の災害時出勤実績かつ災害応援協定締結がある場合	管内	土木事務所管内(※1)					隣接3管内	建設事務所管内		2.0点 1.5点	3.0点 2.5点	3.5点 3.0点	県内					全国	県内					地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	災害時出勤実績 又は 災害応援協定締結	配点(※2)			災害応援協定締結がある場合	過去3年以内に災害時出勤実績がある場合	過去3年以内の災害時出勤実績かつ災害応援協定締結がある場合	管内	土木事務所管内(※1)					隣接3管内	建設事務所管内		1.00点 0.75点	1.50点 1.25点	1.75点 1.50点	県内					全国	県内				
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	災害時出勤実績 又は 災害応援協定締結	配点(※2)																																																																		
			災害応援協定締結がある場合	過去3年以内に災害時出勤実績がある場合	過去3年以内の災害時出勤実績かつ災害応援協定締結がある場合																																																																
管内	土木事務所管内(※1)																																																																				
隣接3管内	建設事務所管内		2.0点 1.5点	3.0点 2.5点	3.5点 3.0点																																																																
県内																																																																					
全国	県内																																																																				
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	災害時出勤実績 又は 災害応援協定締結	配点(※2)																																																																		
			災害応援協定締結がある場合	過去3年以内に災害時出勤実績がある場合	過去3年以内の災害時出勤実績かつ災害応援協定締結がある場合																																																																
管内	土木事務所管内(※1)																																																																				
隣接3管内	建設事務所管内		1.00点 0.75点	1.50点 1.25点	1.75点 1.50点																																																																
県内																																																																					
全国	県内																																																																				
<p>《選択項目》 新卒・離職者の雇用実績 (東日本大震災による被災者等の雇用実績を含む。)</p> <p>※県外業者は提出不要</p>	<p>1 基準日から過去1年以内に新卒者や離職者を従業員として雇用した企業、又は、平成23年3月11日以降に東日本大震災による被災者等を従業員として雇用した企業に加点します。なお、被災者等とは下記のいずれかに該当する者とします。</p> <p>a) 被災者 ・東北地方太平洋沖地震（余震も含む。）及びこの地震に伴う津波により住居が全壊、大規模半壊又は半壊した者</p> <p>b) 避難者</p>																																																																				

項 目	記 載 留 意 事 項																					
<p>《選択項目》 新卒・離職者の雇用実績 (東日本大震災による被災者等の雇用実績を含む。) ※県外業者は提出不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、警戒区域（福島第一原子力発電所から半径 20km の範囲）、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に居住する者等で、市町村の指示で避難した者 c) 失職者 ・東北地方太平洋沖地震（余震も含む。）、この地震に伴う津波又は東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故が原因で失職した者（所属企業の倒産、所属企業からの解雇の外、自営業や農林漁家の休業、廃業も含む。） <p>2 新卒者、離職者、被災者等ともに福島県内に居住する者を評価の対象とします。（雇用の結果、福島県内に在住することになった者も含む。）</p> <p>3 従業員とは正規雇用職員を指します。 有期雇用（期間の定めのある雇用契約による雇用。以下同じ。）職員、アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は評価の対象になりません。</p> <p>4 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の準本店・支店等については、「入札参加者の所在地」を参照してください。 また、正規雇用職員として雇用した新卒者・離職者及び被災者等については、地域要件毎に設定した地域に勤務する者が評価の対象となります。 地域密着型の場合は、地域要件に関わらず工事箇所と同一土木事務所管内にある本店・準本店のみ評価対象となりますが、他土木事務所管内にある入札参加者であっても、以下の①②の両方を満たす委任なし支店等（「入札参加者の所在地」参照。）を有する場合は、評価対象とします。（地域密着型の特例） ①同一土木事務所管内にある。 ②準本店（「入札参加者の所在地」参照。）に該当する。</p> <table border="1" data-bbox="536 1178 1430 1648"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域要件</th> <th rowspan="2">評価対象となる入札参加者の所在地(本店・準本店・支店等)</th> <th rowspan="2">評価の対象となる新卒・離職者の勤務地</th> <th rowspan="2">評価対象期間</th> <th colspan="2">雇用人数に対する配点 ()は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合</th> </tr> <tr> <th>1名</th> <th>2名以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>土木事務所管内(※)</td> <td rowspan="4">土木事務所管内</td> <td rowspan="2">新卒・離職者 過去1年以内</td> <td rowspan="2">新卒・離職者 1.5点 (0.75点)</td> <td rowspan="2">新卒・離職者 2.5点 (1.25点)</td> </tr> <tr> <td>隣接3管内</td> <td rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td rowspan="2">県内</td> <td rowspan="2">被災者等 平成23年3月11日以降の雇用実績</td> <td rowspan="2">被災者等 2.5点 (1.25点)</td> </tr> <tr> <td>全国</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事箇所がいわき市の場合、同一建設事務所管内とする。</p> <p>5 従事する業務の区分は指定しません（事務系、技術系ともに評価の対象とします）。新分野進出の評価対象となる新たな設立会社での実績も評価の対象とします。</p> <p>6 評価の対象となる新卒者とは、基準日の3年前の年度の4月1日以降に高等学校、大学、専門学校を卒業した者とします。なお、中退者も含めるものとします。</p> <p>7 評価の対象となる離職者とは、基準日の3年前の年度の4月1日以降に雇用調整等により以前所属していた企業を離職した者（アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員だった者も含む。）で、離職の日から現在の所属</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・準本店・支店等)	評価の対象となる新卒・離職者の勤務地	評価対象期間	雇用人数に対する配点 ()は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合		1名	2名以上	管内	土木事務所管内(※)	土木事務所管内	新卒・離職者 過去1年以内	新卒・離職者 1.5点 (0.75点)	新卒・離職者 2.5点 (1.25点)	隣接3管内	建設事務所管内	県内	県内	被災者等 平成23年3月11日以降の雇用実績	被災者等 2.5点 (1.25点)	全国
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・準本店・支店等)					評価の対象となる新卒・離職者の勤務地	評価対象期間	雇用人数に対する配点 ()は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合														
		1名	2名以上																			
管内	土木事務所管内(※)	土木事務所管内	新卒・離職者 過去1年以内	新卒・離職者 1.5点 (0.75点)	新卒・離職者 2.5点 (1.25点)																	
隣接3管内	建設事務所管内																					
県内			県内	被災者等 平成23年3月11日以降の雇用実績	被災者等 2.5点 (1.25点)																	
全国																						

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>《選択項目》 新卒・離職者の雇用実績</p> <p>(東日本大震災による被災者等の雇用実績を含む。)</p> <p>※県外業者は提出不要</p>	<p>企業に雇用されるまで1ヶ月以上の期間があった者としてします。</p> <p>8 離職者、被災者等の雇用において、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象になりません。</p> <p>9 確認事項及び確認のための提出書類は、次のとおりとします。</p> <p>a) 新卒・離職者の雇用実績</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：該当者が新卒・離職者であること。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：その者が1年以内に正規雇用となった従業員であること。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：上記を確認できる卒業証書、解雇通知書、雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写しとします。</p> <p>b) 被災者等の雇用実績</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項①：該当者が東日本大震災による被災者であること。</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項②：震災の発生以降（平成23年3月11日以降）に正規雇用となった従業員であること。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：被災者については「り災証明書」、避難者については「被災証明書」、失職者については「解雇通知書」・「雇用保険被保険者資格等取得確認通知書」等、を確認できる書類の写しとします。なお、り災証明書、被災証明書を申請していない者は評価の対象にならない場合がありますので注意してください。</p> <p>c) 新卒者、離職者、被災者等共通資料</p> <p><input type="checkbox"/>確認事項：該当者が福島県内に居住していること。</p> <p><input type="checkbox"/>確認書類：上記を確認できる資料の写し。</p>
<p>《選択項目》 雇用の維持・確保</p> <p>(東日本大震災による被災者等の雇用維持を含む。)</p> <p>※県外業者は提出不要</p>	<p>1 基準日における従業員数が1年前より増えている企業又は同数を維持している企業、又は、下記のいずれかに該当する企業（委任先の場合は、登録してから1年以上経過した者に限る）と契約金額が500万円以上の下請契約を行う場合に評価の対象とします。</p> <p>a) 被災者等の雇用実績を有する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新卒・離職者の雇用実績」（東日本大震災による被災者等の雇用実績）における被災者等の評価基準（前ページに掲載）に該当する企業 <p>b) 被災企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方太平洋沖地震（余震も含む。）及びこの地震に伴う津波による被災のため社屋が使用困難となり、新たな社屋（仮設も含む。）に移転した企業 <p>c) 避難企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、警戒区域（福島第一原子力発電所から半径20kmの範囲）、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に所在し、新たな社屋（仮設も含む。）に避難している企業 <p>2 評価の対象とする従業員は福島県内に在住する正規雇用職員とします。有期雇用職員、アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は評価の対象となりませんが、雇っていた有期雇用職員、アルバイト、パートタイマー等を正規雇用した場合は評価の対象とします。</p> <p>3 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の準本店・支店等については、「入札参加者の所在地」を参照してください。</p> <p>また、従業員についても地域要件により設定した対象地域に勤務する者で評価します。雇用は入札参加者（本店・支店・営業所）単位で評価します。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項																																			
<p>《選択項目》 雇用の維持・確保 (東日本大震災による被災者等の雇用維持を含む。) ※県外業者は提出不要</p>	<p>地域密着型の場合は、地域要件に関わらず工事箇所と同一土木事務所管内にある本店・準本店のみ評価対象となりますが、他土木事務所管内にある入札参加者であっても、以下の①②の両方を満たす委任なし支店等（「入札参加者の所在地」参照。）を有する場合は、評価対象とします。（地域密着型の特例） ①同一土木事務所管内にある。 ②準本店（「入札参加者の所在地」参照。）に該当する。</p> <p>【雇用の維持・確保】</p> <table border="1" data-bbox="528 528 1441 913"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域要件</th> <th rowspan="2">評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)</th> <th rowspan="2">評価の対象となる従業員の勤務地</th> <th rowspan="2">評価対象となる月日</th> <th colspan="2">雇用人数に対する配点 ()は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合</th> </tr> <tr> <th>同数</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内 (※)</td> <td rowspan="4">基準日における1年前との比較</td> <td rowspan="4">1.5点 (0.75点)</td> <td rowspan="4">2.5点 (1.25点)</td> </tr> <tr> <td>隣接3管内</td> <td colspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【被災者等の雇用維持】</p> <table border="1" data-bbox="528 958 1441 1328"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)</th> <th>配点 ()は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>土木事務所管内 (※)</td> <td rowspan="4">2.5点 (1.25点)</td> </tr> <tr> <td>隣接3管内</td> <td>建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事箇所がいわき市の場合、同一建設事務所管内とする。</p> <p>4 雇用の維持・確保について、従業員の従事する業務の区分は指定しません（事務系、技術系ともに評価の対象とする）。また、新分野進出の評価対象となる新たな設立会社での実績も含めて評価します。</p> <p>5 過去に会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続きを行った者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者で再生（更正）計画の履行が完了していない企業は、加点の対象にはなりません。</p> <p>6 確認事項及び確認のための提出書類は、次のとおりとします。</p> <p>a) 雇用の維持・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 確認事項：評価基準日と1年前の正規雇用の従業員数。 <input type="checkbox"/> 確認書類：上記をそれぞれ確認できる社員名簿等。 <p>b) 被災者等の雇用維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 確認事項：下請予定企業が「新卒・離職者の雇用実績」（東日本大震災による被災者等の雇用実績）の評価基準に該当するか。 <input type="checkbox"/> 確認書類：上記を確認できる資料又は被災等により新たな社屋に移転していることを確認できる資料（写真や地図等）。 	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点 ()は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合		同数	増加	管内	土木事務所管内 (※)		基準日における1年前との比較	1.5点 (0.75点)	2.5点 (1.25点)	隣接3管内	建設事務所管内		県内			全国	県内		地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	配点 ()は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合	管内	土木事務所管内 (※)	2.5点 (1.25点)	隣接3管内	建設事務所管内	県内		全国	県内
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)					評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点 ()は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合																												
		同数	増加																																	
管内	土木事務所管内 (※)		基準日における1年前との比較	1.5点 (0.75点)	2.5点 (1.25点)																															
隣接3管内	建設事務所管内																																			
県内																																				
全国	県内																																			
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	配点 ()は特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合																																		
管内	土木事務所管内 (※)	2.5点 (1.25点)																																		
隣接3管内	建設事務所管内																																			
県内																																				
全国	県内																																			

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>《選択項目》 除雪・維持補修業務の履行実績</p> <p>(一般土木・舗装工事に限る。)</p> <p>※県外業者は提出不要</p>	<p>1 発注種別が一般土木工事、舗装工事の場合に限った評価項目とします。</p> <p>2 加点対象は、<u>以下のいずれかを満たす場合となります。</u> また、配点等については4の表のとおりです。</p> <p>(1) <u>過去3年以内に不特定多数の人が利用する公共施設に対して、国、県、市町村のいずれかが発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績(ただし、契約期間を満了した実績に限る)がある場合</u></p> <p>(2) <u>過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けている場合</u></p> <p>(3) <u>直前の5年度間連続(開札日の属する年度の前年度までの5箇年度間連続をいう。)して国、県、市町村のいずれかが発注する除雪業務委託と維持補修業務委託の両方を履行した実績(ただし、契約期間を満了した実績に限る。)がある場合</u></p> <p>なお、<u>維持補修業務委託とは、年間を通じて国、県、市町村と維持補修の契約をした者又は、自然災害や水道管破裂など突発的な事象に対して緊急対応を行った者とし、突発的な対応が求められる業務であるため、側溝清掃や除草等あらかじめ施工量と工期が示され、計画的に履行ができる内容の業務委託については対象外です。</u></p> <p>3 2 (2) の過去5年度以内に感謝状の贈呈を受けた実績とは、開札日の属する年度の前年度までの過去5箇年度間に福島県道路除雪表彰事業により感謝状の贈呈を受けた実績を対象とします。なお、当該年度の感謝状贈呈が行われた後は、当該年度の贈呈を受けた実績も評価の対象となります。</p> <p style="text-align: right;">(▲：感謝状の贈呈を受けた実績)</p>  <p>4 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の準本店・支店等については、「入札参加者の所在地」を参照してください。</p> <p>地域密着型の場合は、地域要件に関わらず工事箇所と同一土木事務所管内にある本店・準本店のみ評価対象となりますが、他土木事務所管内にある入札参加者であっても、以下の①②の両方を満たす委任なし支店等（「入札参加者の所在地」参照。）を有する場合は、評価対象とします。（地域密着型の特例）</p> <p>①同一土木事務所管内にある。 ②準本店（「入札参加者の所在地」参照。）に該当する。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項					
	・標準型又は簡易型の場合					
	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	除雪・維持補修業務の実績	配点(※2)		
				過去3年以内に1件以上の履行実績がある場合	過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状を受けた場合	直前の5年度間連続して除雪と維持補修の両方の履行実績がある場合
	管内	土木事務所管内(※1)				
	隣接	建設事務所管内		2.0点	3.5点	3.5点
	3管内			1.5点	-	3.0点
	県内					
	全国	県内				
	・特別簡易型、復旧型、復興型又は地域密着型の場合					
	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	除雪・維持補修業務の実績	配点(※2)		
			過去3年以内に1件以上の履行実績がある場合	過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状を受けた場合	直前の5年度間連続して除雪と維持補修の両方の履行実績がある場合	
管内	土木事務所管内(※1)					
隣接	建設事務所管内		1.00点	1.75点	1.75点	
3管内			0.75点	-	1.50点	
県内						
全国	県内					
※1 工事箇所がいわき市の場合、同一建設事務所管内とする。						
※2 <u>配点欄について、上段は県管理施設の実績の場合、下段は国、市町村管理施設の実績の場合となります。</u>						
5 入札参加者(当該業務を受注(契約)する本店又は支店・営業所)の出動実績や感謝状の贈呈を受けた実績が対象となります。						
6 除雪、維持補修の出動実績がない場合でも、契約期間を満了した実績があれば評価の対象となります。						
7 確認事項及び確認のための提出資料 は、次のとおりとします。						
□確認事項①：過去3年以内又は過去5年度間の除雪・維持補修業務の実績。						
□確認事項②：感謝状の贈呈を受けた実績。						
□確認書類：契約書や感謝状等の写し。						

§ 6 様式第9号関係（技術審査書（その1～その2））（簡易型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
指 定 枚 数 等	<p>1 様式第9号のその1及びその2において、どれか一つでも未提出の場合は、無効とします。 提出があっても、工事名・工事番号・記載内容の全てが別案件のものや工程計画等が未記入の場合、未提出と同様に無効とします。</p> <p>2 様式第9号（その1）「1 工程計画」に記載する文字は、判読できない場合、該当する評価項目は評価しません。</p> <p>3 様式第9号（その2）に記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」（MS 明朝の10ポイント）という文字以上の大きさとしてください。</p> <p>4 以下に該当する場合、様式第9号（その1～その2まで）全てを評価せず0点とします。 (1) あらかじめ指定した枚数と異なる技術審査書又は用紙サイズの異なる技術審査書の場合 (2) 様式第9号（その2）の行数が39行を超えていた場合 (3) 様式第9号（その2）の文字の大きさが、様式の一部であっても、許容最小文字の大きさよりも小さい場合</p> <p>5 枠外の標題等（許容最小文字の大きさの見本、行数を含む）を削除した場合、当該様式（様式第9号（その1）又は（その2））の全てを評価せず0点とします。</p> <p>6 技術審査書を評価しない入札参加者が第1位の落札候補者となった場合には、改めて内容を審査します。</p> <p>7 標準型で、発注者提示案と異なる施工方法による技術提案（様式第10号）を提出する場合は、技術提案内容に対応した施工計画を記載してください。</p>

§ 7 様式第10号関係（技術提案）（標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
指 定 枚 数 等	<p>1 記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」（MS明朝の10ポイント）という文字以上の大きさとしてください。</p> <p>2 様式の外枠が指定の大きさでかつ行数が58行以下であれば、様式の中の各項目の記載欄（幅等）は変更してもかまいません。</p> <p>3 以下に該当する場合、当該技術提案の全てを評価せず0点とします。 ただし、該当するのが技術提案を求めた2項目のうち1項目だけである場合は、残りの1項目については評価します。</p> <p>(1) あらかじめ指定した枚数と異なる技術審査書又は用紙サイズの異なる技術提案書の場合</p> <p>(2) 行数が58行を超えていた場合</p> <p>(3) 文字の大きさが、様式の一部であっても、許容最小文字の大きさよりも小さい場合</p> <p>(4) 枠外の標題等（許容最小文字の大きさの見本、行数を含む）を削除した場合</p> <p>4 技術提案を評価しない入札参加者が第1位の落札候補者となった場合には、改めて内容を審査します。</p>

(標準型)

<基本データ> ※黄色セルに入力。

提出は、様式第1号及び様式第6～9号をPDF形式で提出又はexcel様式をそのまま提出

該当する類型であるか確認してください。
類型ごとにエクセルファイルが異なります。

項目①	記入(入札参加者の情報等を入力)		備考
作成日(技術提案書提出日)	令和5年5月31日		技術提案書の提出月日を入力する。 (令和〇年〇月〇日の形式)
住所	福島市〇〇町〇〇番地		JVの場合、代表構成員について記載
商号又は名称	株式会社 福島建設		同上
代表者氏名	代表取締役 福島太郎		同上
電話番号	024-123-4567		同上
作成担当者氏名	福島一郎		特定建設共同企業体(JV)の場合、入力する。 特定建設共同企業体(JV)以外の場合、削除すること。
特定建設共同企業体名称	福島・△△特定建設工事共同企業体		JV以外の場合、左記を削除する。
項目②	記入又は選択(入札公告等の内容を入力)		備考
公告日	令和5年5月10日		入札公告の公告日を入力する。 (令和〇年〇月〇日の形式)
工事番号	第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇号		
工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
同一発注種別【選択】	一般土木工事		入札公告種別を選択する。 〇項目②は入札公告等の内容を入力する。 〇黄色セル内を入力(選択)する。
地域要件【選択】	県内		
工事箇所の所在する市町村【選択】	市町村①	市町村②	・(別記2又は3)総合評価点評価基準の※6の市町村を選択する。 ・市町村が2箇所設定されている場合のみ、市町村②も選択。
	福島市	-	
工事箇所の所在する土木事務所	県北土木	-	自動表示。(入力不要)※
工事箇所の所在する建設事務所	県北建設	-	自動表示。(入力不要)

※〇〇建設事務所のうち、土木事務所が管轄するエリアを除いたエリアを〇〇土木と便宜上表示します。

加算点合計	30.75 点	自動計算。 (「品質確保等の確実性」(7点)を含まない。)
-------	---------	----------------------------------

<様式第6～8号に関する記載留意事項>

- 入札公告及び総合評価点評価基準を元に、<基本データ>へ必要事項(黄色セル)を入力(選択)する。
- 様式第1号及び様式第6～8号に必要事項(黄色セル)を入力(選択)する。
なお、下記①～③に該当する場合、加算点欄が“-”表示されます。
 - 各項目の必要事項の入力が不十分な場合
 - “入札参加者の所在地”が、地域要件ごとの評価対象エリアに該当しない場合
(「ボランティア活動」及び「選択項目」は評価対象外で“-”で表示。)
 - 発注種別が“一般土木工事又は舗装工事”以外の場合
(「ICT活用工事」「ふくしまME」「除雪・維持補修業務の実績」は評価対象外のため“-”で表示されます。)
- 提出されたものに、入力の誤りがあった場合の評価方法は、次のとおり取り扱う。
 - <基本データ>の「同一発注種別」、「地域要件」、「工事箇所の所在する市町村」の入力に誤りがあると判断される場合は、発注者が正しい条件で加算点を修正するものとする。
 - 入力の誤りにより加算点を過大評価した場合は、当該評価項目について、発注者が正しい加算点に修正するものとする。
(例：記載した工事概要が、評価基準に該当しないなど)
 - 入力の誤りにより加算点を過小評価した場合は、当該評価項目について、記載された加算点により評価する。
(例：委任なし支店等があるのに、選択していないなど)
- 落札候補者のみ、提出した技術提案書を事後確認資料で確認します。そのため、評価値が2位以下の者については、事後確認を行わないため、公表する加算点及び評価値は正しいものとは限りません。

（特別簡易型・復旧型・復興型）

<基本データ> ※黄色セルに入力。

提出は、様式第1号及び様式第11号-1をPDF形式で提出又はexcel様式をそのまま提出

項目①	記入(入札参加者の情報等を入力)		該当する類型であるか確認すること。
作成日(技術提案書提出日)	令和5年5月31日		技術提案書の提出月日を入力する。 (令和〇年〇月〇日の形式)
住所	福島市〇〇町〇〇番地		JVの場合、代表構成員について記載
商号又は名称	株式会社 福島建設		同上
代表者氏名	代表取締役 福島太郎		同上
電話番号	024-123-4567		同上
作成担当者氏名	福島一郎		同上
特定建設工事共同企業体名称			JV以外の場合、左記を削除する。
項目②	記入又は選択(入札公告等の内容を入力)		備考
公告日	令和5年5月10日		入札公告の公告日を入力する。 (令和〇年〇月〇日の形式)
工事番号	第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇号		
工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
同一発注種別【選択】	一般土木工事		・入札公告の発注種別を記載する。
地域要件【選択】	県内		・入札公告の発注種別を記載する。
工事箇所の所在する市町村【選択】	市町村①	市町村②	・(別記2)総合評価点評価基準の※4の市町村を選択する。 ・市町村が2箇所設定されている場合は、市町村②も選択。
	福島市	-	
工事箇所の所在する土木事務所	県北土木	-	自動表示。(入力不要)※
工事箇所の所在する建設事務所	県北建設	-	自動表示。(入力不要)

※〇〇建設事務所のうち、土木事務所が管轄するエリアを除いたエリアを〇〇土木と便宜上表示します。

加算点合計	13.50	点	自動計算。 (「品質確保等の確実性」(7点)を含まない。)
-------	-------	---	----------------------------------

<様式第11号-1に関する記載留意事項>

- 入札公告及び総合評価点評価基準を元に、<基本データ>へ必要事項(黄色セル)を入力(選択)する。
- 様式第1号及び様式第11号に必要事項(黄色セル)を入力(選択)する。
なお、下記①~③に該当する場合、加算点欄が“-”表示されます。
 ①各項目の必要事項の入力が不十分な場合
 ②”入札参加者の所在地”が、地域要件ごとの評価対象エリアに該当しない場合
 (「ボランティア活動」及び「選択②」は評価対象外で“-”で表示。)
 ③発注種別が”一般土木工事又は舗装工事”以外の場合
 (「除雪・維持補修業務の実績」は評価対象外のため“-”で表示されます。)
- 提出されたものに、入力の誤りがあった場合の評価方法は、次のとおり取り扱う。
 ①<基本データ>の「企業の工事成績の評価対象期間」、「同一発注種別」、「地域要件」、「工事箇所の所在する市町村」の入力に誤りがあると判断される場合は、発注者が正しい条件で加算点を修正するものとする。
 ②入力の誤りにより加算点を過大評価した場合は、当該評価項目について、発注者が正しい加算点に修正するものとする。
 (例:記載した工事概要が、評価基準に該当しないなど)
 ③入力の誤りにより加算点を過小評価した場合は、当該評価項目について、記載された加算点により評価する。
 (例:委任なし支店等があるのに、選択していないなど)
- 落札候補者のみ、提出した技術提案書を事後確認資料で確認します。そのため、評価値が2位以下の者については、事後確認を行わないため、公表する加算点及び評価値は正しいものとは限りません。

様式第1号（第7条関係）

技術提案書

令和5年5月31日

福島県

住所 福島市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 株式会社 福島建設
代表者氏名 代表取締役 福島太郎

「公告日、工事番号、工事名」は基本データへ
入力した内容が反映されます。
入力及び反映内容を確認してください。

番号 024-123-4567

成担当者 福島一郎

令和5年5月10日付けで公告のありました第〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事について入札いたしますので、下記の書類を添えて技術提案
書を提出します。

なお、提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

特別簡易型（復旧型・復興型）

① 企業の技術力及び貢献度（実績・経験等）（特別簡易型・復旧型・復興型）
（様式第11号-1）

該当する類型であるか確認すること。
類型毎にエクセルファイルが異なります。

地域密着型

① 企業の技術力及び貢献度（実績・経験等）（地域密着型）
（様式第11号-2）

簡易型

- ① 企業の技術力（実績・経験等）（様式第6号）
- ② 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）（様式第7号）
- ③ 企業の地域社会に対する貢献度（様式第8号）
- ④ 技術審査書（様式9号その1～その2）

標準型

- ① 企業の技術力（実績・経験等）（様式第6号）
- ② 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）（様式第7号）
- ③ 企業の地域社会に対する貢献度（様式第8号）
- ④ 技術審査書（様式9号その1～その2）
- ⑤ 〇〇〇〇に関する技術提案（様式第10号）

「入札参加者の所在地が地域要件ごとの評価対象エリア外」の場合 (例)

記名ない場合、若手・女性技術者の配置は評価しません。(0点)

項目	配点 (満点)	加算点	記載事項	【記載の仕方 総合評価方式様式関係記
若手・女性技術者の配置	0.5		配置予定技術者又は若手技術者	郡山 次郎
同一市町村内での公共工事の実績	1.0			【一般土木、舗装工事の場合】過去3年以内に3件以上あり
入札参加者の所在地	5.0	0.0	入札参加者とは別に、委任なし支店等が評価該当の場合は、「●委任なし支店等の所在地/準本店・支店等の別」を合わせて選択してください。	本店・支店等の別
			郡山市	○様式第1号に記載された「商号」「住所」等の詳細について選択する。
			本店	○準本店とは、当該土木事務所
			支店等の別	<委任なし支店等>がある場合 ○該当する市町村を選択する。 ○準本店・支店等の別を選択する。
			-	○「委任なし支店等の有無、所在地」は、建設業法許可を受けて3年を経過する支店・営業所が入札参加者よりも工事箇所に近い評価対象区域へある場合に選択。
			県内	
			本店	

入札参加者の所在地が地域要件ごとの評価対象エリア外の場合、下記のメッセージが表示されボランティアと選択項目の加算点欄が“-”で表示されます。

「入札参加者の所在地」評価対象外

※入札参加者の所在地が地域要件ごとの評価対象エリア外のため、「ボランティア活動」と「選択項目」は評価対象外です。

項目	配点 (満点)	加算点	記載事項	左記実績の有無を選択↓	左記実績の活動場所(市町村)を選択↓
ボランティア活動への取組状況	0.5	-	過去3年以上継続してボランティア活動の実績がある場合。	-	-
消防団への加入状況	0.50	0.25	1年以上継続雇用している社員が消防団に1年以上継続加入している場合。	有	本宮市
災害対応実績	1.75	-	【上位点】過去3年以内における災害時の出動実績があり、かつ国・県・市町村のいずれかと災害時の応援協定を締結している場合。※活動場所は、災害時出動実績のある市町村を選択する。	有	本宮市
			【中位点】過去3年以内における災害時の出動実績がある場合。	-	-
			【下位点】国・県・市町村のいずれかと災害時の応援協定を締結している場合。※活動場所は、協定の範囲内で、工事箇所にもっとも近い市町村を選択する。	-	-
新卒・離職者の雇用実績	1.25	-	【上位点】過去1年以内に新卒者又は離職者(離職の日から1ヶ月以上経過している者に限る。)を2名雇用の場合。又は被災者等を1名雇用している場合。※活動場所は勤務地市町村を選択する。なお、2名雇用の場合は、どちらか1名の市町村を選択し、残りの1名は落札候補者になってから事後確認する。	-	-
			【下位点】過去1年以内に新卒者又は離職者(離職の日から1ヶ月以上経過している者に限る。)を1名雇用している場合。	-	-
雇用の維持・確保	1.25	-	【上位点】基準日における正規雇用従業員数が1年前より増加の場合。又は被災企業等と下請契約する場合。	-	-
			【下位点】基準日における正規雇用従業員数が1年前と同じ場合。	-	-
除雪・維持補修業務の実績	1.75	-	【上位点】「県管理施設」又は「国、市町村管理施設」を選択する↓(G48セル)	-	本宮市
			【下位点】過去3年以内に、国・県・市町村いずれかの除雪業務又は維持補修業務の履行実績(除草、清掃等を除く)がある場合。	有	

企業の工事成績の評価対象期間の考え方

○『過去5年以内（ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで）』の評価対象期間の考え方について、下記《早見表》を参考としてください。

○評価対象期間における評価対象工事は類型により異なるため注意してください。

標準型、簡易型	評価対象期間内に <u>同種・類似工事</u> (工種及び施工数量の指定があれば、それらを満たす場合に限る)において、工事成績評定が75点以上の施工実績が対象
特別簡易型等、地域密着型	<u>同一発注種別</u> の工事で <u>直近(最新)</u> の工事成績評定が75点以上である場合に対象

○施工実績は竣工検査月日で判断し、竣工検査を受けた施工実績の工事成績が対象になります。一部竣工検査等の工事成績は対象外となりますので注意してください。

《早見表》

基準日 (開札日)	開札日の 属する月	企業の工事成績の評価対象期間 (総合評価点評価基準 特記事項 ※3)
令和5年 4月◇日	令和5年 4月	平成30年 令和5年 4月 ～ 令和5年 1月末日まで
令和5年 5月◇日	令和5年 5月	平成30年 令和5年 5月 ～ 令和5年 2月末日まで
令和5年 6月◇日	令和5年 6月	平成30年 令和5年 6月 ～ 令和5年 3月末日まで
令和5年 7月◇日	令和5年 7月	平成30年 令和5年 7月 ～ 令和5年 4月末日まで
令和5年 8月◇日	令和5年 8月	平成30年 令和5年 8月 ～ 令和5年 5月末日まで
令和5年 9月◇日	令和5年 9月	平成30年 令和5年 9月 ～ 令和5年 6月末日まで
令和5年10月◇日	令和5年10月	平成30年 令和5年10月 ～ 令和5年 7月末日まで
令和5年11月◇日	令和5年11月	平成30年 令和5年11月 ～ 令和5年 8月末日まで
令和5年12月◇日	令和5年12月	平成30年 令和5年12月 ～ 令和5年 9月末日まで
令和6年 1月◇日	令和6年 1月	平成31年 令和6年 1月 ～ 令和5年10月末日まで
令和6年 2月◇日	令和6年 2月	平成31年 令和6年 2月 ～ 令和5年11月末日まで
令和6年 3月◇日	令和6年 3月	平成31年 令和6年 3月 ～ 令和5年12月末日まで

(注意)

※令和3年3月31日以前の竣工検査を受けた工事成績は、「被災者雇用による加点」と「工事受注に対する加点」を引いた点数で選択してください。

総合評価方式の確認資料(提出)早見表

評価項目	確認資料	要提出資料	
		標準型 簡易型	特別簡易型、復旧型 地域密着型、復興型
企業の技術力			
施工能力(同種類似工事の実績)	コリンズ等(工事概要が分かる資料)	○	○
工事成績	コリンズ等(工事概要が分かる資料)、令和3年4月1日以前の竣工検査を受けた工事成績評定の場合、工事成績評定通知書及び項目別評定点の写し	○	○
優良工事		不要	不要
品質管理(ISO9001認証取得)	経営事項審査結果で確認できる場合は、不要。 経営事項審査結果で確認できない場合は、認証書又は決定通知書の写し	△	不要
技術者確保数	技術者の資格要件を証明する書類	○	不要
(技能士の活用)	技能士の資格を証明する資料	○	不要
週休2日確保工事	県の週休2日確保工事実施証明書(同一の発注種別の証明書に限りです)	○	○
ICT活用工事	県のICT活用工事実施証明書	○	不要
建設キャリアアップシステム	登録状況が客観的に確認できる資料(事業者登録の完了のハガキやメール等)	○	○
ふくしまME資格保有	認定証	○	不要
配置予定技術者の技術力			
資格保有	資格者証等 ※主任技術者の確認は、コリンズの写しも可とします	○	○
(継続教育)	客観的にCPD制度でポイント取得がわかるもの	○	不要
施工能力(同種類似工事の実績)	コリンズ等(工事概要が分かる資料)	○	○
工事成績	コリンズ等(工事概要が分かる資料)、令和3年3月31日以前の竣工検査を受けた工事成績評定の場合、工事成績評定通知書及び項目別評定点の写し	○	○
優良工事	配置・主任技術者又は現場代理人であったことの証明	○	不要
企業の地域社会に対する貢献度			
障がい者雇用 (法定雇用達成等)	障がい者手帳 障がい者雇用の状況が分かる資料 (社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等)	○	不要
安全管理(安全管理表彰受賞)	表彰状の写し (東北地方整備局長表彰(SAFETY優良工事表彰)も表彰状の写しを提出)	○	不要
環境配慮(ISO14001認証取得)	経営事項審査結果で確認できる場合は、不要。 経営事項審査結果で確認できない場合は、認証書又は決定通知書の写し。	△	不要
県内業者活用		不要	不要
働く女性応援	福島県雇用労政課HPの認証企業一覧により確認します。	不要	不要
仕事と生活の調和	福島県雇用労政課HPの認証企業一覧により確認します。	不要	不要
新分野進出	【①認定を受けている場合】 【②認定を受けていない場合】 新分野進出の概要が分かる資料、年間売上額が100万円以上が分かる資料、 新分野進出に伴う支出を証明できる資料 など	不要	不要
健康経営優良事業所	福島県健康づくり推進課HPの認定事業所一覧により確認します。	不要	不要
若手・女性技術者の配置	社会保険被保険者証、監理技術者資格者証 など	○	○
同一市町村内工事実績	契約書等(発注種別が確認できる資料)	○	○
入札参加者の所在地	【本店の場合】 当該支店等の社員が除雪又は維持補修業務を実施していることがわかる資料 【委任なし支店等の場合】 建設業の許可を証明できる書類 ※支店等(委任あり・なし)の場合、許可を受けて3年を経過していることが確認 できる資料	○	○
ボランティア活動	活動状況を客観的に確認できる書類(3年連続) (地域の証明、感謝状、新聞記事等)	○	○
消防団加入	継続雇用がわかる資料 (社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等) 消防団員であることがわかる資料 (消防団員の辞令、団員証、身分証明書等)	○	○
①災害時出動実績又は 災害応援協定締結	出動実績を客観的に証明できる書類or協定書の写し(県との協定の場合は、協 定締結している団体の会員であることがわかる資料)等	○	○
②新卒・離職者の雇用実績	a)新卒・離職者の雇用実績 新卒・離職者であること・正規雇用を確認できる資料 (卒業証書、解雇通知書、雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等)	○	○
	b)被災者等の雇用実績 り災証明書、被災証明書、解雇通知書等	○	○
	c)新卒者、離職者、被災者等共通 福島県内居住が確認できる資料	○	○
③雇用の維持・確保	a)雇用の維持・確保 社員名簿等	○	○
	b)被災者等の雇用維持 新卒・離職者の雇用実績の評価基準に該当することが確認できる資料or被災 等により新たな社屋に移転していることが確認できる資料	○	○
④除雪・維持補修業務の実績	契約書や感謝状等	○	○

※配置予定技術者の資格者証等は、特別簡易型等でも提出が必要です。(添付漏れに注意願います。)

※確認のための提出書類は、落札候補者となり入札執行権者から連絡があってから指定期日まで提出してください。

(落札候補者にならなかった場合、確認書類の提出の必要はありません。)

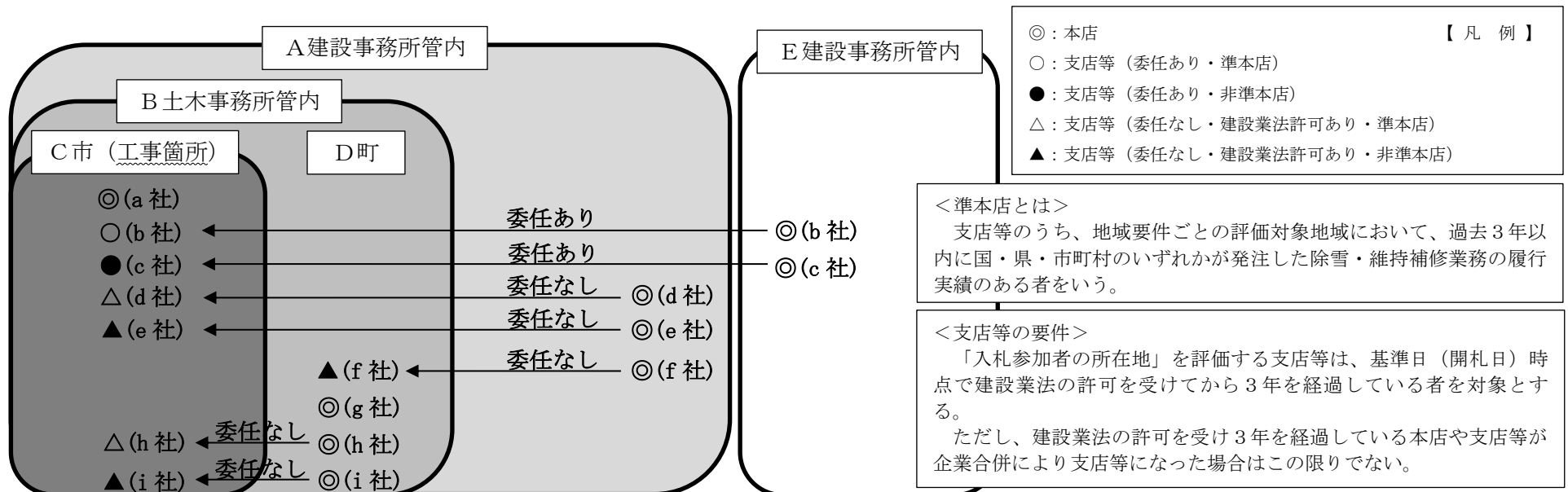
※なお、上記資料で確認が困難な場合は、別途、確認できる資料の提出を求める場合があります。

※確認資料の提出時に「資本関係又は人的関係に関する確認書」を併せて提出してください。

「資本関係又は人的関係に関する確認書」は資本関係又は人的関係にある企業の有無に関わらず提出してください。

本店・準本店・支店等と評価項目について

【代表例】・地域密着型で、地域要件が隣接3管内の場合。



入札参加者		a 社		b 社		c 社		d 社		e 社		f 社		g 社		h 社		i 社	
条件	入札参加者 ・本店 ・支店等（準本店 or 非準本店）	本店		支店等 （準本店）		支店等 （ <u>非準本店</u> ）		本店		本店		本店		本店		本店		本店	
	委任なし支店等 ・あり（準本店 or 非準本店） ・なし	なし		なし		なし		あり （準本店）		あり （非準本店）		あり （非準本店）		なし		あり （準本店）		あり （非準本店）	
評価項目	入札参加者の所在地	本店	準支店	本店	準本店	準本店	支店等	本店	準本店	本店	支店等	本店	支店等	本店	準本店	本店	準本店	本店	支店等
	上位点（同一市町村）	6.0	5.0	6.0	5.0	5.0	3.0	6.0	5.0	6.0	3.0	6.0	3.0	6.0	5.0	6.0	5.0	6.0	3.0
	中位点（同一土木事務所）	3.0	2.5	3.0	2.5	2.5	1.5	3.0	2.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	2.5	3.0	2.5	3.0	1.5
	下位点（同一建設事務所）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ボランティア活動	1.25		1.25		1.25		1.25		1.25		1.25		1.25		1.25		1.25	
選択項目	最大 3.0		最大 3.0		最大 3.0		最大 3.0		最大 3.0		最大 3.0		最大 3.0		最大 3.0		最大 3.0		